

名古屋港
PORT OF NAGOYA

港湾料率表
T A R I F F

令和 7 年度

2 0 2 5



名古屋港管理組合
NAGOYA PORT AUTHORITY

は し が き

この港湾料率表は、港湾法の規定に基づいて、名古屋港の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示すものとして作成したものであります。

名古屋港を利用される皆様の日常業務の上で、お役立ていただければ幸いです。

この港湾料率表の編集にあたりまして、資料の提供等でご協力をいただいた方々に深く感謝するとともに、今後も一層のご支援とご協力をお願いいたします。

令和7年10月1日

名古屋港管理組合
港 営 部 港 営 課

関係法規抜粋

港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）

（業務）

第12条 港務局は、次の業務を行う。

（13）港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

4 第1項第13号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第45条第1項若しくは第2項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第5項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

（港湾管理者以外の者の料金）

第45条 港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金

（港湾運営会社が収受する次項の国土交通省令で定める料金を除く。）を収受しようとするものは、

料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

6 前各項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務については、適用しない。

目 次

■港湾管理者の料金

1. 港湾施設使用料	5
2. 入港料	9
3. 港湾区域内の水域又は公共空地の占用料及び土砂採取料	11
4. 港湾環境整備負担金	11

■港湾管理者以外の者の料金

1. とん税・特別とん税	12
2. 水先料	13
3. エスコートボート使用料	17
4. 船舶関係電話料	18
5. 通船料	20
6. 綱取放料	24
7. 給水料	31
8. バス運賃及び料金表	33
9. 私設岸壁使用料	35
10. 船積貨物警備料金表	37
11. 港湾運送事業料金表	
1) 港湾荷役料金表	39
2) 港湾荷役料金表（船内荷役料金）	44
3) 港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）	51
4) 港湾荷役料金表（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）	58
5) はしけ運送料金表	62
6) いかだ運送料金表	65
7) 検数料	67
8) 鑑定・検査料	80
9) 検量料	95
12. 液状化等物質運送許容水分値測定手数料及び液状化等物質水分測定手数料並びに旅費	101
13. 液状化等物質積付検査手数料及び旅費	103
14. 危険物積付検査に関する手数料及び旅費	104
15. 危険物コンテナ収納検査に関する手数料及び旅費	105
16. 分析料	106
17. 輸出貨物船積料	123
18. 船積貨物固定区画料金表	126
19. 荷直・荷造料金表	129
20. 艙内清掃料金表	132
21. 大型機械荷役料金	136
22. 自動車専用船荷役料金	139

23. 飛島ふ頭北・南コンテナターミナル使用料金表	141
24. コンテナターミナル運営料金	142
25. サイロ港湾荷役料金表	143
26. 海上起重機船使用料	146
27. 荷役機械賃貸料	146
28. ひき船使用料	147
29. 倉庫保管料・荷役料	159
30. 一般貨物自動車運送事業運賃料金	160
31. 国際大型海上コンテナ運送料金	160
32. くん蒸作業料	161
33. 船舶消毒作業料	164
34. 船舶廃棄物収集料	168
35. 廃油収集・処理料	170

■港湾福利厚生施設等の料金

1. 名古屋港稲永埠頭港湾労働者福祉センター	171
2. 名古屋港金城埠頭港湾労働者福祉センター	171
3. 名古屋港流通団地港湾労働者福祉センター	172
4. 名古屋港鍋田埠頭港湾労働者福祉センター	172
5. 鍋田埠頭休憩所	172
6. 名古屋港ポートビル	173
7. 名古屋港湾会館	176
8. 運動施設等（臨港緑地内）	178
9. 名古屋港水族館	179

港湾料率表資料提供者名簿	180
--------------	-----

■ 港湾管理者の料金

1. 港湾施設使用料

1－1 係留施設

(1) 係船岸壁

区分		金額	
		12時間まで	超過12時間までごとに
係船岸壁	外航船舶	10円5銭	6円70銭
	内航船舶	11円5銭	7円36銭
小型係船岸壁	外航船舶	8円16銭	5円44銭
	内航船舶	8円96銭	5円97銭
小型油送船岸壁	外航船舶	2円72銭	2円72銭
	内航船舶	2円98銭	2円98銭

備考 1 総トン数1トンにつき

2 主として港内を航行する汽艇、はしけ及び端舟等の雑種船は使用料を徴収しません。

(2) ひき船係留施設

1月1隻ごとに47,157円

1－2 上屋及び上屋附属詰所

(1) 上屋

区分	金額	
	一般使用	専用使用
1 級	34 円 10 銭	506 円
2 級	28 円 60 銭	429 円
3 級	23 円 10 銭	330 円

- 備考 1 一般使用は1日1 m²につき、専用使用は1月1 m²につき
 2 専用使用の上屋の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

(2) 上屋附属詰所

区分	金額	
	一般使用	専用使用
1 級	44 円	946 円
2 級	34 円 10 銭	858 円
3 級	26 円 40 銭	748 円

- 備考 1 一般使用は1日1 m²につき、専用使用は1月1 m²につき
 2 専用使用の上屋附属詰所の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

1－3 荷さばき地、荷さばき地附属水道施設、荷さばき地附属詰所

(1) 荷さばき地

区分	金額
1 級	11 円 65 銭 (11 円 31 銭)
2 級	10 円 55 銭 (10 円 21 銭)
3 級	9 円 45 銭 (9 円 11 銭)
4 級	8 円 35 銭 (8 円 1 銭)

- 備考 1 1日1 m²につき
 2 () は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

(2) 荷さばき地附属水道施設

水1 m³までごとに 627 円

(3) 荷さばき地附属詰所

区分	金額
1 級	48 円 40 銭 (45 円 63 銭)
2 級	44 円 87 銭 (43 円 87 銭)

備考 1 1 日 1 m²につき

2 () は令和元 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額。

1 - 4 野積場

区分	金額
1 級	166 円 10 銭 (160 円 60 銭)
2 級	160 円 60 銭 (157 円 30 銭)
3 級	149 円 60 銭 (146 円 30 銭)

備考 1 1 月 1 m²につき

2 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

3 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1 - 5 貯木場

(1) 水面貯木場 (一般使用)

区分	金額
60 日以下	1 円 76 銭 (1 円 70 銭)
61 日以上 90 日以下	2 円 15 銭 (2 円 9 銭)
91 日以上120 日以下	2 円 76 銭 (2 円 67 銭)
121 日以上150 日以下	3 円 46 銭 (3 円 36 銭)
151 日以上180 日以下	5 円 81 銭 (5 円 63 銭)
181 日以上	7 円 93 銭 (7 円 66 銭)

備考 1 搬入の日から 1 日 1 m³につき

2 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

(2) 水面貯木場 (専用使用)

1 月 1 m²につき 24 円 78 銭 (24 円 7 銭)

※ 1 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

(3) 陸上貯木場

1 月 1 m²につき 99 円 27 銭 (93 円 63 銭)

※ 1 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

(4) 製材品置場

1月1㎡までごとに 153 円 39 銭 (145 円 99 銭)

- ※ 1 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1－6 運河

(1) 中川運河通船門

船舶 1 隻 1 入出につき 715 円 (686 円)

いかだ 1 枚 1 通過につき 4,163 円 (4,006 円)

- ※ 1 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
2 通船門をいかだが通過する場合の使用料の計算については、幅 4 メートル長さ 20 メートルをいかだ 1 枚の基準として換算するものとし、いかだ 1 枚の基準の 2 分の 1 未満に相当するいかだ又はいかだの部分に係る使用料の額は、規定料金の 50% とします。

(2) 中川運河水面

荷役施設設置等により水面を使用し、又は水面上空 100 メートルまでを占有する場合

1 月 1 平方メートルにつき 23 円 10 銭 (22 円)

- ※ 1 () は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1－7 鉄道基盤施設

1 月 1 平方メートルまでごとに 224 円 40 銭

2. 入港料

(1) 入港料率

区分	金額
外航船舶	2 円70 銭
内航船舶	1 円48 銭

備考 入港 1 回につき総トン数 1 トンまでごとに

(2) 免除対象船舶

- ア 総トン数700トン未満の船舶
- イ 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶
- ウ 同一船舶が 1 日に 2 回以上入港した場合の 2 回以後の当該入港船舶
- エ 同一船舶が 1 月に11回（1 日に 2 回以上入港したときの入港回数は、1 回とする。）以上入港した場合の11回以後の当該入港船舶
- オ 親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する外国船舶
- カ 避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに入港する船舶
- キ 検疫のみを目的として一時入港する船舶

《PR》入港料・港湾施設使用料の減免制度

名古屋港では、入港料、港湾施設使用料の各種減免制度を別表1、別表2のとおり実施しています。
ぜひ制度をご活用いただき、名古屋港を今以上にご利用くださるようお願い申し上げます。

別表1

	減免理由	減免方法	
		入港料	係留施設使用料
1	荷役日前日入港船 荷役日の前2日から荷役日午前0時までに係船岸壁に直接係留するとき	——	着岸時から荷役日当日の午前8時までを免除
2	日曜荷役船 日曜日に荷役を行うためにコンテナ船が入港するとき	全額免除	——
3	新規航路開設 新たに開設したコンテナ船定期航路又は再開したコンテナ船定期航路に投入される船舶の第1船目の運航（1ラウンド）時に入港するとき	50%相当額を減額 （第1船目は全額免除）	——
4	総トン数4万トン以上の船舶 総トン数4万トン以上の船舶（次項に該当する場合を除く。）が入港するとき	5%相当額を減額	5%相当額を減額
5	総トン数4万トン以上のコンテナ船 総トン数4万トン以上のコンテナ船が入港するとき	上限額を設定 （外航：102,600円）	——
6	自動車専用船 外航の自動車専用船が1回の入港により、完成自動車の荷役のために公共岸壁を2回以上使用するとき	——	2回目以降の使用に係る係船岸壁使用料を全額免除
7	クルーズ船 クルーズ船が入港するとき	全額免除	——
8	グリーンアワード認証船 グリーンアワード・プログラムの認証船が入港するとき	15%相当額を減額	——
9	ESI プログラム認証船 国際港湾協会（IAPH）が認証した船舶のESI値が30以上の外航船舶が入港するとき	15%相当額を減額	——
10	LNGバンカリング LNG燃料船（LNG運搬船を除く。）又はLNG燃料供給船が入港するとき	全額免除	——

別表2

減免理由	減免方法
完成自動車蔵置のための荷さばき地の使用 海外生産の完成自動車（船舶から降ろし直接搬入するものに限る）を蔵置するため、荷さばき地を使用するとき	荷さばき地使用料について、3日分を上限に全額免除

3. 港湾区域内の水域又は公共 空地の占用料及び土砂採取料

(令和元年 10 月 1 日実施)

名 称	区 分		単 位	金 額
水域占用料	工作物を設置して 占用する 場合	1 栈橋（ドルフィンを含む。）、浮 栈橋、係船くい、荷役機械その他 の工作物（2 から 5 までに掲げる 工作物を除く。）	1 月 1 平方メートルにつき	56 円
		2 信号標又は係船浮標	1 月 1 基につき	226 円
		3 管類 イ 外径 1 メートル未満 ロ 外径 1 メートル以上	1 月 1 メートルにつき	13 円
			1 月 1 メートルにつき	17 円
		4 線類	1 月 1 メートルにつき	7 円
		5 柱類（係船くいを除く。）	1 月 1 本につき	56 円
	工作物を設置しないで占用する場合		1 月 1 平方メートルにつき	23 円
公 共 空 地 占 用 料			1 月 1 平方メートルにつき	56 円
土砂採取料			1 立方メートルにつき	220 円

4. 港湾環境整備負担金

緑地などの整備・維持、港湾における漂流物の除去に要した費用の 2 分の 1 を限度として、臨港地区、及び港湾区域の事業場面積の合計が、敷地面積 1 万平方メートル以上の事業者はその負担を求める制度です。

詳細は、名古屋港管理組合港営課庶務係（TEL:052-654-7873）までお問い合わせください。

■ 港湾管理者以外の者の料金

1. とん税・特別とん税

(令和2年10月1日実施)

(1) **とん税** (外国貿易船の開港への入港に課する)

- (ア) 開港への入港ごとに納付する場合 …… 純トン数1トンまでごとに …… 16円
(イ) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 …… 純トン数1トンまでごとに …… 48円
ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間24円とする。

(2) **特別とん税** (地方公共団体に財源を譲与するため外国貿易船の開港への入港に課する)

- (ア) 開港への入港ごとに納付する場合 …… 純トン数1トンまでごとに …… 20円
(イ) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 …… 純トン数1トンまでごとに …… 60円
ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間30円とする。

備考 非課税

1. 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合
2. 検疫のみを目的として一時入港する場合
3. 避難のため一時出港し、その理由消滅後直ちに同一の開港に入港する場合
4. 出港後24時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合
5. その他これらに準ずるやむを得ない理由があるとき

(注) 1、2の理由で入港した場合で、これらの理由に直接よらない貨物の積卸があるときは非課税とはならない。

2. 水先料

(令和元年 10 月 1 日実施)

- 1 水先料の額は別表の水先料の額の 100 分の 110 に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の 100 分の 110 に相当する額とする。

左欄			右欄
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間以内であるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額
		水先をする時間が 2 時間を超えるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに（1 時間に満たないものは 1 時間とする。以下同じ。）その額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が 2 時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
2 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合			別表に定める入出港に係る水先料の額に、その 100 分の 50 に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額
3 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合			別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前 2 項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。
 - ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であつて、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業又は同条第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
 - ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者に対してする水先
- 4 他の水先人と共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合及びいずれかの水先人が研修中の水先人として水先をする場合を除く）における水先料の額は、前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第 2 項の表 3 の割増額を除く。）からその 100 分の 25 に相当する額を減じた額とする。

- 5 水先法第 35 条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶(海上運送法第 19 条の 4 第 1 項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。)であつて、同一の水先区における 1 日の航海の回数が 1 年間(整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。)を通じて平均 1 回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額(第 2 項の表 3 の割増額を除く。)からその 100 分の 30 に相当する額を減じた額とする。
- 6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により 30 分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各号の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円の 100 分の 110 に相当する額(第 3 項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円)を加えた額とする。
- 7 研修中の水先人と共同で水先をする場合又は自らが研修中の水先人として他の水先人と共同で水先をする場合における水先料の額は、前各項(第 4 項を除く。)の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額から 100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。

別表

水先区 の 名 称	水先をする船舶の運航区分	水先料の額(単位:円)						日没から日出までの間において水先をする場合
		日出から日没までの間において水先をする場合						
		えい航される船舶以外の船舶の場合			多層甲板船の場合	えい航される船舶の場合		
		船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第5条第3項に規定する2層以上の甲板を備える船舶であつて国土交通省令で定めるもの(以下「多層甲板船」という。)以外の船舶の場合						
		総トン数が千トン以下であり、かつ喫水が3メートル以下である場合	総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合					
		基本額	加算額					
伊勢三河湾水先区	伊勢湾入口と名古屋港又は四日市港の境界付近との間の航行	①102,151 ② 57,808	2,277	総トン数千トン(千トンに満たないものは千トンとする。)を増すごとに加算額を、喫水30センチメートル(30センチメートルに満たないものは30センチメートルとする。)を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合の欄に掲げる額(以下「基本料の額」という。)の100分の100に相当する額の範囲内で加算額に加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料の額に加えた額	えい航される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する額	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額	
	伊勢湾入口と津港の境界付近との間の航行	① 94,236 ② 49,893	1,980					
	伊勢湾入口と三河港の境界付近との間の航行	① 88,070 ② 43,727	1,749					
	伊勢湾入口と衣浦港の境界付近との間の航行	① 81,076 ② 36,733	1,485					
	名古屋港又は四日市港の境界付近と三河港の境界付近との間の航行	①110,064 ② 65,721	2,574					
	名古屋港又は四日市港の境界付近と衣浦港の境界付近との間の航行	①102,151 ② 57,808	2,277					
	三河港の境界付近と衣浦港の境界付近との間の航行	① 81,076 ② 36,733	1,485					
	水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の各港(三河港及び衣浦港を除く。)への入港又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の各港(三河港及び衣浦港を除く。)からの出港	① 69,389 ② 25,046	1,040					
	三河港への入港又は同港からの出港	① 74,634 ② 30,291	1,238					
	衣浦港への入港又は同港からの出港	① 72,058 ② 27,714	1,139					
	水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の各港(三河港を除く。)内における転びよう	① 69,389 ② 25,046	1,040					
	三河港内における転びよう	① 83,469 ② 39,126	1,568					
	水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の港外のシーバースへの着船又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の港外のシーバースからの発船	① 69,389 ② 25,046	1,040					
	名古屋港の境界付近と四日市港の境界付近との間の航行	① 12,970 ② 3,611	170					

水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離 1 海里ごとに、1,810 円の料率によって計算した額に 1,123 円を加えた額	水先の距離 1 海里ごとに、68 円の料率によって計算した額				
水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の各港(名古屋港及び四日市港第3区を除く。)への入港若しくは四日市港第3区内のシーバースへの入港若しくは四日市港第3区内のシーバースへの着船又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の各港(名古屋港及び四日市港第3区を除く。)からの出港若しくは四日市港第3区内のシーバースからの発船	① 37,290 ② 27,931	1,060				
名古屋港(第5区及び第6区を除く。)への入港又は同港(第5区及び第6区を除く。)からの出港	① 47,265 ② 37,906	1,434				
名古屋港第5区若しくは第6区への入港又は同港第5区若しくは第6区からの出港	① 40,900 ② 31,541	1,196				
四日市港第3区への入港(シーバースへの着船を除く。)又は同港第3区からの出港(シーバースからの発船を除く。)	① 39,095 ② 29,736	1,128				
水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の各港内における転びよう	① 37,290 ② 27,931	1,060				
水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の港外のシーバースへの着船又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の港外のシーバースからの発船	① 37,290 ② 27,931	1,060				

備考

- この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点（以下「水先を始めた時」という。）から当該船舶を導く行為を終了する時点（以下「水先を終わる時」という。）までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。
- この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の 5 分の 3 に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \frac{\frac{3.5}{1,000} L^3 - T \times 1.2}{1,000}$$

Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。

Lは、船舶の長さ（メートル）の値

Tは、総トン数（千トン以下の場合は千トン）の値

- この表における基本額の欄中、①の額と②の額がある場合、「①の額」は、総トン数 1 万トン以上の船舶に、「②の額」は、総トン数 1 万トン未満の船舶に適用する。

その他

- 指名制に係る水先料については、伊勢三河湾水先区水先人会に問い合わせください。
- 水先料については、平成 18 年の水先法（昭和 24 年法律第 121 号）の一部改正により、水先人が水先料の上限を定めて国土交通大臣の認可を受け、当該認可を受けた範囲内で国土交通大臣に届け出た額を水先料とする上限認可・届出料金制度に改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されています。

3. エスコートボート使用料

◎ 上野マリタイム・ジャパン株式会社

(令和4年4月1日実施)

伊良湖水道航路エスコート料金

1. 基本料金

対 象 船 舶	金 額
長さ 250m以上の船舶	165,000 円
長大物件曳航船舶	
危険物積載船	240,000 円
総トン数 25,000 t 以上の液化ガス積載船	

2. 割増料金

(1) 時間外割増

- ① 本船の管制航路通過の開始または終了の時間が時間外(午後5時から午後10時までと午前5時から午前8時まで)
基本料金の50%を加算
- ② 本船の管制航路通過の開始または終了の時間が深夜(午後10時から午前5時まで)
基本料金の100%を加算

(2) 休祭日、年末(12月31日)、年始(1月2日から1月3日)まで

基本料金の50%を加算

(3) 上記の時間外・深夜と休祭日の割増が双方重なった時はいずれか料率の高い方を申し受けます。

3. 取消料金

(1) 作業開始予定日の前日午後4時以降の取り消し

基本料金の50%

(2) エスコート船の出動後の取り消し

基本料金の100%

4. 消費税及び地方消費税の加算

消費税及び地方消費税の加算については、法令に定めるところにより別途申し受けます。ただし、免税となる取引には適用しません。

4. 船舶関係電話料

◎ 株式会社NTTドコモ ドコモワイドスターコールセンター TEL 0120(616)36
(令和7年4月1日現在)

1. ワイドスターⅡ料金

(1) 基本料金+通話料 (税込)

料 金 プ ラ ン	基本使用料 (月額)	30秒あたりの通話料	
タイプL	16,500 円 (無料通信分 2,200 円)	148.5 円	
タイプM	5,390 円 (無料通信分 1,100 円)	297 円	
料 金 プ ラ ン	基本使用料 (月額)	上限額コース	30秒あたりの通話料
タイプリミット	17,050 円 (無料通信分 2,000 円(税抜))	+16,000 円コース～ +256,000 円コース	148.5 円

※ワイドスターⅡタイプリミットは、あらかじめ通話、通信料の上限額を設定して、上限額を超えたら発信をストップする料金プランです。

(2) 通話料

5G、4G、FOMAからワイドスターⅡ (第2種) へ発信する場合の通話・通信料 (税込)

eximo/eximo ポイ活/irumo/ahamo/ギガホプレミア/ギガホ/ギガライト/ケータイプラン/キッズプラン/カケ・ホーダイプラン/カケ・ホーダイライトプラン/Xi カケ・ホーダイプラン/シンプルプラン/はじめてスマホプラン/U15 はじめてスマホプランなど	タイプS /タイプS バリュー	タイプM /タイプM バリュー	タイプL /タイプL バリュー	タイプLL /タイプLL バリュー	タイプビジネス (1分当たりの通話・通信料)	
					ビジネス タイム	オフ タイム
177.1 円/30 秒	49.5 円 /30 秒	38.5 円 /30 秒	27.5 円 /30 秒	20.9 円 /30 秒	27.5 円 /1 分	82.5 円 /1 分

※ビジネスタイム：平日（午前8時～午後7時）、オフタイム：平日（午後7時～午後8時）、土・日・祝日の終日（祝日には1月2日、3日及び振替休日も含みます。）

KDDI、アルテリアからワイドスターⅡ船舶に発信する場合の通話・通信料【11 円でかけられる秒数】 (税込)

平日			土曜日・日曜日・祝日		
昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
6.5 秒	12 秒	13 秒	12 秒		13 秒

※時間帯：昼間（午前8時～午後7時）、夜間（午後7時～午後11時）、深夜・早朝（午後11時～午前8時）

2. ワイドスターⅢ料金

(1) 基本料金+通話料 (税込)

料 金 プ ラ ン	基本使用料 (月額)	30秒あたりの通話料
タイプL	16,500 円 (無料通信分 3,300 円)	148.5 円
タイプM	10,450 円 (無料通信分 2,200 円)	297 円

(2) 通話料

5G、4G、FOMAからワイドスターⅢへ発信する場合の通話料 (税込)

eximo/eximo ポイ活/irumo/ahamo/ギガホプレミア/ギガホ/ギガライト/ケータイプラン/キッズプラン/カケ・ホーダイプラン/カケ・ホーダイライトプラン/ Xi カケ・ホーダイプラン/シンプルプラン/はじめてスマホプラン/U15 はじめてスマホプランなど	タイプS	タイプM	タイプL	タイプLL	タイプビジネス (1分当たりの通話・通信料)	
	/タイプS バリュー	/タイプM バリュー	/タイプL バリュー	/タイプLL バリュー	ビジネス タイム	オフ タイム
177.1 円/30 秒	49.5 円 /30 秒	38.5 円 /30 秒	27.5 円 /30 秒	20.9 円 /30 秒	27.5 円 /1 分	82.5 円 /1 分

※ビジネスタイム：平日（午前8時～午後7時）、オフタイム：平日（午後7時～午後8時）、土・日・祝日の終日（祝日には1月2日、3日及び振替休日も含みます。）

一般電話・他事業者からワイドスターⅢへ発信する場合の通話料

一般電話や他の通信事業者からワイドスターⅢへの発信は各事業者の設定料金となります。
詳細は発信元事業者の契約約款などにてご確認ください。

3. その他

- ・海上保安庁「海上における遭難・火災・人命救助など」へ 特番 118

ワイドスター（衛星船舶電話）に関する総合的なお問い合わせ先
ドコモ ワイドスターコールセンター 0120-616-360

5. 通船料

◎ 株式会社ナゴヤシップサービス

(令和元年 10 月 1 日改正)

1. 行先別運賃 (自 8 時 至 17 時) [消費税額を含む]

A 地区	30分以内の地区	1 回	¥ 4,880
	船見ふ頭 (8 号地)、潮見ふ頭 (9 号地)、 潮風ふ頭 (10 号地)	1 回	¥ 6,110
	潮見ふ頭 (新 9 号地)、空見ふ頭 (11 号地)	1 回	¥ 8,790
西部木材港		1 回	¥ 4,880
B 地区		1 回	¥ 10,990
高潮防波堤外港域内		1 回	¥ 21,980

(基本運賃は待時間10分を含むものとする。)

2. 貸切運賃 (自 8 時 至 17 時) [消費税額を含む]

(イ) A 地区	30分につき	¥ 4,880
(ロ) 西部木材港	〃	¥ 4,880
(ハ) B 地区、高潮防波堤内	1 時間につき	¥ 10,990
(ニ) 高潮防波堤外港域内	〃	¥ 10,990

備考

(1) 最初の30分を超過した場合は、30分又はその端数ごとに基本運賃の100%を加算する。

((イ) (ロ) のみ適用)

(2) 最初の 1 時間を超過した場合は、30分又はその端数ごとに基本運賃の50%を加算する。

((ハ) (ニ) のみ適用)

3. 割増料金

6時から8時まで	50%	} の金額を 1、2 項の各基本 運賃に加算する。
17時から22時まで	50%	
22時から6時まで	100%	
日曜日、祝祭休日、 年末年始 (12月31日～1 月 3 日)	50%	

※ 通船営業時間

港内 (陸発)	} 6 時～23 時
港外 (陸発)	

但し、上記時間内に於いても運航面で支障を来たす場合は、お断りすることがございますのでご了承下さい。

※ 本料金表に記載なき事項は、その都度協定するものとする。

◎ 有限会社知多ボートサービス.

(令和6年4月1日改正)

1. 基本料金

乗下船区域	金額	基本運行時間	取消料	
			当日 6 時間前	当日 3 時間前
			(手配表に記載のあるバース、アンカーをうった所)	
高潮防波堤港内	¥ 32,400	1.5 時間	50%	100%
高潮防波堤港外	¥ 47,100	2 時間	50%	100%
伊勢湾シーバース	¥ 66,600	3 時間	50%	100%
伊勢湾シーバース沖	¥ 83,700	3 時間	50%	100%

(税別)

2. 割増料金

・ 時間外割増

06 : 00～08 : 00 基本料金の50%を加算

17 : 00～22 : 00 基本料金の50%を加算

22 : 00～06 : 00 基本料金の 100%を加算

・ 日・祝祭日割増 基本料金の50%を加算

・ 年末年始割増 (12/31～1/3) 基本料金の50%を加算

備考

(1) 基本運行時間を超過した場合は、30 分刻みで割増料金を加算する。

(2) 本料金表に記載なき事項は、その都度協議するものとする。

◎ 株式会社平成船舶商事

臨時通船料金表

1. 基本料金（基地発～基地着）

¥20,000／時間

但し、1時間を超える端数時間については30分又はその端数を増す毎に¥10,000を加算する。

臨時通船料

地区	金額
A地区・B地区	¥ 20,000／時間

※割増料金は2)を適用

2. 割増料金

・時間外割増

06:00～08:00 } 基本の料金の50%を加算
17:00～22:00 }

22:00～06:00 基本の料金の100%を加算

・日・祝祭日割増 基本料金の50%を加算

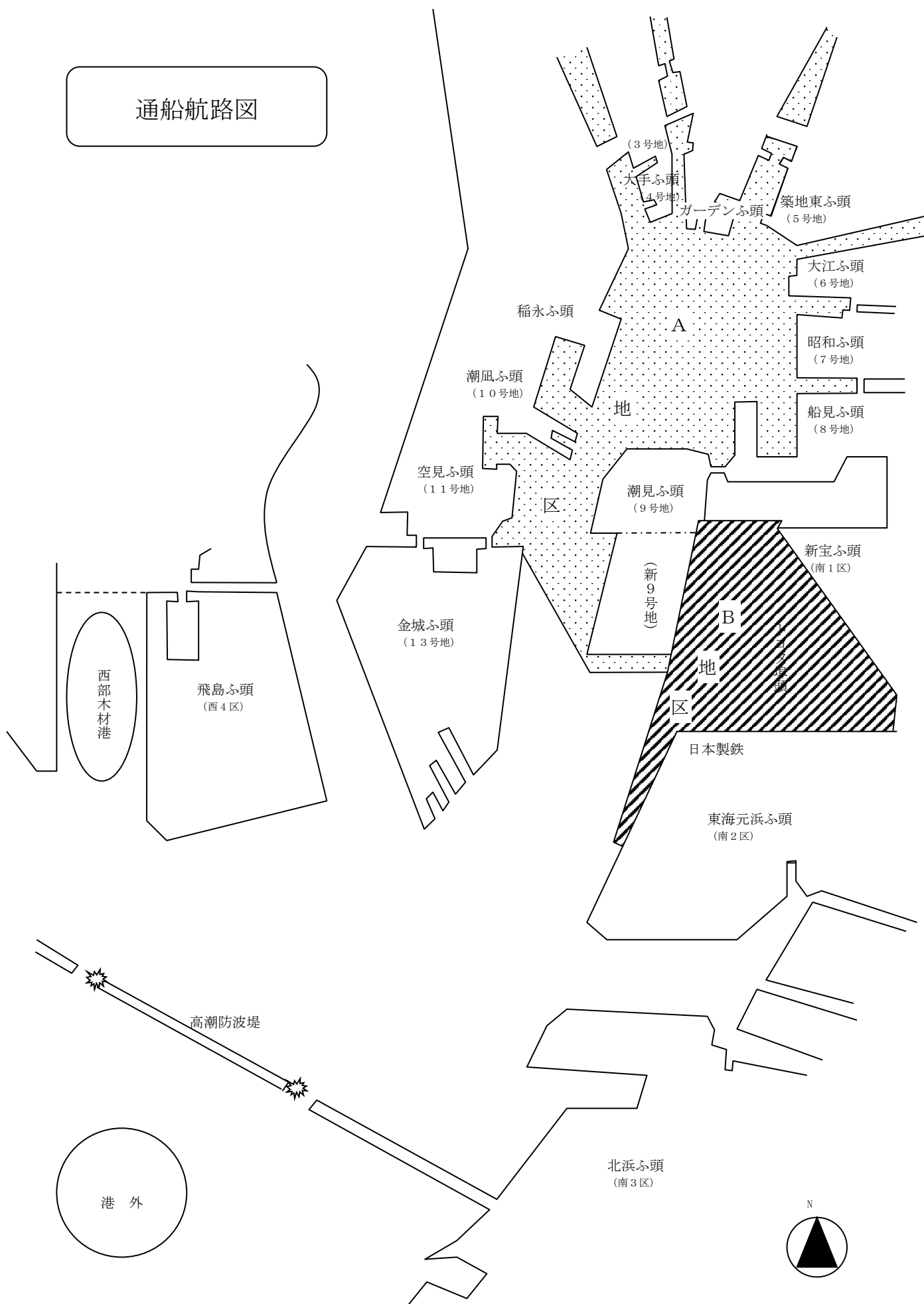
・年末年始割増（12/31～1/3） 基本料金の50%を加算

3. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の10%

※ 備考：通船の発着乗下船は名古屋税関監視部ガーデン分室前
（ガーデン埠頭）ポンツーンとする。

通船航路図



6. 綱取放料

◎ 株式会社ナゴヤシップサービス（自 8 時 至 17 時）（令和 5 年 4 月 1 日改正）

1. 浮標綱取放料（西部木材港浮標の一箇取）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 19,400	¥ 11,700	¥ 7,700
3,000 "	¥ 26,700	¥ 16,000	¥ 10,700
6,000 "	¥ 40,700	¥ 24,400	¥ 16,300
8,000 "	¥ 47,900	¥ 28,800	¥ 19,100
11,000 "	¥ 54,500	¥ 32,700	¥ 21,800
14,000 "	¥ 71,200	¥ 42,700	¥ 28,500
30,000 "	¥ 85,400	¥ 51,200	¥ 34,200
30,000 屯以上	¥ 92,200	¥ 55,300	¥ 36,200

2. 浮標綱取放料（西部木材港浮標の二箇取）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 30,500	¥ 18,300	¥ 12,200
3,000 "	¥ 41,800	¥ 25,100	¥ 16,700
6,000 "	¥ 64,100	¥ 38,500	¥ 25,600
8,000 "	¥ 75,800	¥ 45,400	¥ 30,400
11,000 "	¥ 85,600	¥ 51,400	¥ 34,200
14,000 "	¥ 112,500	¥ 67,500	¥ 45,000
30,000 "	¥ 134,900	¥ 81,000	¥ 53,900
30,000 屯以上	¥ 145,800	¥ 87,500	¥ 58,300

3. 岸壁綱取放料（4 項・南浜ふ頭を除く地区）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 13,900	¥ 8,400	¥ 5,500
3,000 "	¥ 21,400	¥ 12,800	¥ 8,600
5,000 "	¥ 29,700	¥ 17,800	¥ 11,900
8,000 "	¥ 37,700	¥ 22,600	¥ 15,100
11,000 "	¥ 42,400	¥ 25,500	¥ 16,900
14,000 "	¥ 57,100	¥ 34,300	¥ 22,800
30,000 "	¥ 67,500	¥ 40,500	¥ 27,000
50,000 "	¥ 72,800	¥ 43,700	¥ 29,100
70,000 "	¥ 96,400	¥ 57,800	¥ 38,600

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

4. 岸壁綱取放料〔木場金岡ふ頭、弥富ふ頭、飛島ふ頭、鍋田ふ頭、東海元浜ふ頭《日本製鉄を除く》、横須賀ふ頭、北浜ふ頭〕

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 20,400	¥ 12,300	¥ 8,100
3,000 "	¥ 31,400	¥ 18,900	¥ 12,500
5,000 "	¥ 43,900	¥ 26,300	¥ 17,600
8,000 "	¥ 55,500	¥ 33,300	¥ 22,200
11,000 "	¥ 62,600	¥ 37,500	¥ 25,100
14,000 "	¥ 84,300	¥ 50,600	¥ 33,700
30,000 "	¥ 99,800	¥ 59,900	¥ 39,900
50,000 "	¥ 107,200	¥ 64,300	¥ 42,900
70,000 "	¥ 142,400	¥ 85,400	¥ 57,000

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

備 考

- (1) 時間外作業 6時から8時まで 50%
 " 17時から22時まで 50%
 " 22時から6時まで 100%
 日曜日、祝祭休日 50%
 但し時間外作業で綱取時間の6時・17時は50%、22時は100%、綱放時間の6時は100%、
 8時・22時は50%を適用する
- (2) 潮見ふ頭及びE1・S3・S4・S5岸壁に於ける総屯数8,000屯未満の本船の綱取放作業で綱取船
 を使用した場合は、別途7,000円を加算した額を基本料金とする。
- (3) 本船より特別に綱取船の使用依頼があった際は、3項地区では別途17,000円、4項地区では
 別途28,000円を加算した額を申し受ける。
 また、綱取船2隻使用時における2隻目については、全ての地区で上記に加え、別途40,000
 円を加算した額を申し受ける。
- (4) 繋船又は離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は
 各項の当該作業料の30%を申し受ける。
- (5) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。(円未満四捨五入)

日本製鉄岸壁綱取放作業料金表

[令和5年4月1日改正]

(自7時 至17時)

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 13,500	¥ 8,100	¥ 5,400
3,000 "	¥ 20,800	¥ 12,400	¥ 8,400
5,000 "	¥ 29,100	¥ 17,400	¥ 11,700
8,000 "	¥ 36,500	¥ 21,900	¥ 14,600
11,000 "	¥ 41,400	¥ 24,900	¥ 16,500
14,000 "	¥ 55,400	¥ 33,200	¥ 22,200
30,000 "	¥ 66,100	¥ 39,600	¥ 26,500
50,000 "	¥ 71,100	¥ 42,700	¥ 28,400
100,000 "	¥ 94,200	¥ 56,500	¥ 37,700
120,000 "	¥ 115,000	¥ 69,000	¥ 46,000

但し、船舶の総屯数 120,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

備 考

- (1) 時間外作業
- | | | |
|------------|------|-------------------|
| 6時から8時まで | 50% | } の金額を各項の料金に加算する。 |
| 17時から22時まで | 50% | |
| 22時から6時まで | 100% | |
| 日曜日、祝祭休日 | 50% | |
- 但し時間外作業で綱取時間の6時・17時は50%、22時は100%、綱放時間の6時は100%、
8時・22時は50%を適用する
- (2) 本船より特別に綱取船の使用依頼があった際は、別途 17,000 円を加算した額を申し受ける。
また、綱取船2隻使用時における2隻目については、上記に加え、別途 40,000 円を加算した
額を申し受ける。
- (3) 繋船又は離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は
各項の当該作業料の30%を申し受ける。
- (4) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。(円未満四捨五入)

出光興産愛知事業所 南浜ふ頭岸壁綱取放作業料金表

[令和7年4月1日改正]

1. 岸壁綱取放料（南浜ふ頭（南四区）－K 5を除く）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 22,000	¥ 13,000	¥ 9,000
3,000 "	¥ 33,000	¥ 20,000	¥ 13,000
5,000 "	¥ 45,000	¥ 27,000	¥ 18,000
8,000 "	¥ 58,000	¥ 35,000	¥ 23,000
11,000 "	¥ 65,000	¥ 39,000	¥ 26,000
14,000 "	¥ 85,000	¥ 51,000	¥ 34,000
30,000 "	¥ 100,000	¥ 60,000	¥ 40,000
50,000 "	¥ 107,000	¥ 64,000	¥ 43,000
70,000 "	¥ 142,000	¥ 85,000	¥ 57,000

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

2. 岸壁綱取放料（南浜ふ頭（南四区）－K 5）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 24,000	¥ 14,000	¥ 10,000
3,000 "	¥ 37,000	¥ 22,000	¥ 15,000
5,000 "	¥ 52,000	¥ 31,000	¥ 21,000
8,000 "	¥ 65,000	¥ 39,000	¥ 26,000
11,000 "	¥ 74,000	¥ 44,000	¥ 30,000
14,000 "	¥ 95,000	¥ 57,000	¥ 38,000
30,000 "	¥ 113,000	¥ 68,000	¥ 45,000
50,000 "	¥ 121,000	¥ 73,000	¥ 48,000
70,000 "	¥ 160,000	¥ 96,000	¥ 64,000

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

備 考

(1) 時間外作業	6時から8時まで	50%	} の金額を各項の料金に加算する。
〃	17時から22時まで	50%	
〃	22時から6時まで	100%	
日曜日、祝祭休日		50%	
年末年始（12月30日～1月3日）		50%	

但し時間外作業で綱取時間の6時・17時は50%、22時は100%、綱放時間の6時は100%、8時・22時は50%を適用する。

- (2) 綱取船を使用した場合は、別途 8,000 円を加算した額を基本料金とする。(K5 を除く)
- (3) K5 において、綱取船を使用した場合は、別途 1 隻当り 58,000 円を加算した額を基本料金とする。
- (4) 着(離)栈時に押船を 1 回（1 時間以内）使用した場合、別途 1 隻当り 35,000 円を加算した額を基本料金とする。
 - ・バースシフト（一旦錨地で仮泊した場合を除く）に於ける使用時は、先のバースの離栈から次のバースへの着栈までを 1 回とする。
- (5) 警戒船を使用した場合は、別途 1 隻当り 20,000 円を加算した額を基本料金とする。
- (6) 繋船又は離船のため、作業現場へ到着した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の 30%を申し受ける。
- (7) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。(円未満四捨五入)

◎ ACマリン株式会社

(令和7年9月1日実施)

1. 岸壁綱取放料(北浜ふ頭(南三区) J-7~9、同16~19)

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 20,900	¥ 12,500	¥ 8,400
3,000 "	¥ 32,200	¥ 19,300	¥ 12,900
5,000 "	¥ 45,100	¥ 27,100	¥ 18,000
8,000 "	¥ 57,000	¥ 34,200	¥ 22,800
11,000 "	¥ 64,200	¥ 38,500	¥ 25,700
14,000 "	¥ 82,700	¥ 49,600	¥ 33,100
30,000 "	¥ 98,000	¥ 58,800	¥ 39,200
50,000 "	¥ 105,200	¥ 63,100	¥ 42,100
50,000 屯以上	¥ 139,900	¥ 83,900	¥ 56,000

備 考

- (1) 時間外作業
- | | | |
|---------------------------|------|-------------------|
| 6時から8時まで | 50% | } の金額を各項の料金に加算する。 |
| " 17時から22時まで | 50% | |
| " 22時から6時まで | 100% | |
| 雨、雪、荒天作業 | 50% | |
| 日曜、祝祭休日、年末年始(12月31日~1月3日) | 50% | |

但し時間外作業で綱取時間の6時・17時は50%、22時は100%、綱放時間の6時は100%、8時・22時は50%を適用する

- (2) 岸壁綱取放し料における3,000トン未満の本船の綱取り作業での綱取船料金については別途協議する。
- (3) 繋船または離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の30%を申し受ける。
- (4) 船型により船側要請に基づき船側負担での綱取りボートを手配する。
- (5) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。(円以下四捨五入)

◎ 知多棧橋管理株式会社

(平成9年1月1日改正)

1. 岸壁綱取放料(南浜ふ頭(南四区)－L1、L2)

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 20,900	¥ 12,500	¥ 8,400
3,000 "	¥ 32,200	¥ 19,300	¥ 12,900
5,000 "	¥ 45,100	¥ 27,100	¥ 18,000
8,000 "	¥ 57,000	¥ 34,200	¥ 22,800
11,000 "	¥ 64,200	¥ 38,500	¥ 25,700
14,000 "	¥ 82,700	¥ 49,600	¥ 33,100
30,000 "	¥ 98,000	¥ 58,800	¥ 39,200
50,000 "	¥ 105,200	¥ 63,100	¥ 42,100
50,000 屯以上	¥ 139,900	¥ 83,900	¥ 56,000

2. 割増料金

時間外作業	6時から8時まで	50%	} の金額を各項の料金に加算する。
〃	17時から22時まで	50%	
〃	22時から6時まで	100%	
雨、雪、荒天作業		50%	
日曜、祝祭休日、年末年始（12月31日～1月3日）		50%	
但し時間外作業で綱取時間の6時・17時は50%、22時は100%、綱放時間の6時は100%、8時・22時は50%を適用する			

3. 消費税

消費税は、法令の定めるところにより、本料金表に記載される各料金に対し、別途申し受ける。

4. その他

- (1) 繋船又は離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の30%を申し受ける。
- (2) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

7. 給水料

◎ 株式会社ナゴヤシップサービス (自 8 時 至 17 時) (令和 7 年 10 月 1 日実施)

	区 域	1 屯 (m ³) につき	最低給水量
1. 岸壁給水料	1 ～ 3 ・ 22 ～ 25 ・ 53 ～ 64 ・ 79 ～ 85 号岸壁	¥ 250	15 屯 (m ³)
2. 運搬給水料	港内 (高潮防波堤内)	¥ 580	30 屯 (m ³)
	港外 (高潮防波堤外港域内)	¥ 755	50 屯 (m ³)
	港域外 (港域外伊勢湾シーバース北側)	¥ 855	50 屯 (m ³)
	I . S . B (伊勢湾シーバース及び C 1 , C 2 , C 3)	¥ 1,005	50 屯 (m ³)
3. 原水料 (名古屋市上下水道局水道料及び施設使用料)	上記 1 , 2 項に加算する。	¥ 639	

備考

- (1) 時間外作業 6 時から 8 時迄 50% }
 時間外作業 17 時から 22 時迄 50% } の金額を 1, 2 項の基本料金に加算する。
 時間外作業 22 時から 6 時迄 100% }
 雨、雪、荒天作業 50% }
 日曜日、祝祭休日、年末年始 (12 月 31 日 ～ 1 月 3 日) 50% }
- (2) 運搬給水作業のため作業基地を出発した後に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は、当該給水料金の最低給水量分を申し受ける。
- (3) 運搬給水作業において本船の都合により、基準作業時間を超えて作業が実施された場合は、下記基準作業時間を超える 1 時間 (端数時間は 1 時間とする) につき基本給水料金の 50% を加算する。

給 水 屯 数	基 準 作 業 時 間
50 屯 未満	1 時間 30 分
50 屯 ～ 100 屯 未満	2 時間
100 屯 ～ 250 屯	3 時間

- ・ 運搬給水営業時間 8 時 ～ 20 時 30 分
- ・ 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。
- ・ 内航船には別途消費税がかかります。(円未満四捨五入)

◎ AC マリン株式会社 (令和 7 年 9 月 1 日実施)

岸壁給水料 (北浜ふ頭 (南三区) J - 7 ～ 9、同 1 6 ～ 1 9)

岸壁給水料 1 屯 (m³) ¥ 330

但し、1 回につき設備使用料として ¥ 5,000 を給水屯数料金に加算する。

(備考)

- (1) 1 回 15 屯未満を供給する時は、15 屯分の給水料金を申し受けます。
- (2) 時間外作業、荒天作業、日曜、祝祭日作業等に対し特に割増料金は加算しません。

◎ 内航船には別途消費税がかかります。(円以下四捨五入)

◎ 名古屋埠頭株式会社 (自 8 時 至 17 時)

(平成 8 年 2 月 1 日実施)

(1) 岸壁給水料 1 屯 (m³) ¥250

備考

(イ)	時間外作業	6 時から 8 時迄	50%	} の金額を料金に加算する。
	時間外作業	17 時から 22 時迄	50%	
	時間外作業	22 時から 6 時迄	100%	
	雨、雪、荒天作業		50%	
	日曜、祝祭日作業及び年末年始割増		50%	

(ロ) 1 回 15 屯未満を供給するときは、15 屯分の給水料を申し受ける。

(2) 上記料金に原水料 (名古屋市上下水道局水道料及び施設使用料) 1 屯 (m³) につき ¥411 を作業屯数に応じて加算させていただきます。

- ・ 本料金表に記載なき事項はその都度協定する。
- ・ 内航船には別途消費税がかかります。(円以下四捨五入)

◎ AKK マリンサービス株式会社

(令和 6 年 8 月 1 日実施)

	区 域	1 屯 (m ³) につき	最低給水料
1. 内湾給水料	南浜ふ頭 (南四区) 出光興産(株)愛知事業所 南浜地区私設栈橋	¥420	5 屯 (m ³)
2. 原水料	(知多市水道局水道料及び施設使用料) 上記 1 項に追加する	¥280	

- ・ 給水は、出光興産(株)愛知事業所 南浜地区私設栈橋へ着栈中とします。
- ・ 内航船は別途消費税がかかります (円未満四捨五入)。

8. バス運賃及び料金表

◎飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会

(平成 21 年 4 月 1 日から)

飛島公共交通バス運賃

【名港線】

1. 運賃

	名古屋港⇄飛島ふ頭	飛島ふ頭⇄飛島ふ頭
現 金	500円	200円
1 ヶ月定期	18,750円	設定なし
3 ヶ月定期	53,250円	設定なし
6 ヶ月定期	100,500円	設定なし
回 数 券 (11 枚)	5,000円	2,000円

2. 定期券・回数券の購入方法

①下記方法による事前申込み

- ・ 三重交通桑名営業所への F A X 又は郵送
- ・ バス車内での申込み
- ・ 下記取次場所での申込み

※申込書は飛島村公式ホームページ <https://www.vill.tobishima.aichi.jp/> からダウンロード可能です。

②取次場所

- ・ 地下鉄名古屋港駅構内
- ・ 公民館分館（飛島村木場二丁目 3 番地）

※販売日時については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

③回数券の購入方法

- ・ ②の取次場所
- ・ バス車内

※事前の申込みは不要です。なお、販売日時については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

3. 時刻表

時刻表については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

【蟹江線】

1. 運賃

	近鉄蟹江駅⇄公民館分館	近鉄蟹江駅⇄飛島ふ頭
現 金	200円	400円
1ヶ月定期	9,000円	15,000円
3ヶ月定期	25,560円	42,600円
6ヶ月定期	48,240円	80,400円
回数券(11枚)	2,000円	4,000円
1ヶ月定期(通学)	5,000円	8,400円
3ヶ月定期(通学)	14,000円	23,400円
6ヶ月定期(通学)	24,000円	39,600円
年間定期(通学)	40,000円	64,800円

2. 定期券・回数券の購入方法

①下記方法による事前申込み

- ・ 三重交通桑名営業所へのFAX又は郵送
- ・ バス車内での申込み
- ・ 下記取次場所での申込み

※申込書は飛島村公式ホームページ <https://www.vill.tobishima.aichi.jp/> からダウンロード可能です。

②取次場所

- ・ 蟹江町山田屋（海部郡蟹江町城四丁目452）
- ・ 公民館分館（飛島村木場二丁目3番地）

※販売日時については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

③回数券の購入方法

- ・ ②の取次場所
- ・ バス車内

※事前の申込みは不要です。なお、販売日時については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

3. 時刻表

時刻表については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

9. 私設岸壁使用料

区	分	金 額
ガーデンふ頭東側 H 3	東陽倉庫株式会社 TEL 052-652-2111	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.40 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
大手ふ頭 M 1、M 2	名港海運株式会社 TEL 052-661-8132	総トン数1トン毎に 係留時間が12時間までの場合 10.05 円 以降12時間までごとに上記金額に 6.70 円を加算
潮見ふ頭東側 B H 2 潮見ふ頭西側 B H	日清オイリオグループ 株式会社 名古屋工場 TEL 052-611-4111	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 23.50 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
潮見ふ頭東側 B Q、B Q 2 潮見ふ頭北側 Q 2	株式会社フジトランス コーポレーション TEL 052-614-5630	総トン数1トン毎に 係留時間が12時間までの場合 10.05 円 以降 12 時間までごとに上記金額に 6.70 円を加算
潮見ふ頭東側 B S	日藤海運株式会社 TEL 045-641-8155	総トン数1トン毎に 係留時間が 12 時間までの場合 10.05 円 以降 12 時間までごとに上記金額に 6.70 円を加算
潮見ふ頭北側 Q 3	株式会社上組 TEL 052-652-8881	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.40 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
船見ふ頭西 E 2、E 3	日本通運株式会社 TEL 052-561-2213 伊勢湾海運株式会社 TEL 052-661-5191	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 14.30 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
新宝ふ頭西側 C 2	J F E 物流株式会社 TEL 052-603-3321	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.80 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
新宝ふ頭西側 C 4	東レ株式会社 TEL 052-604-3171	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 5 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
新宝ふ頭南側 I 4	豊田スチールセンター 株式会社 TEL 052-601-5412	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.40 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
新宝ふ頭西側 I 5、I 6、C 5 新宝ふ頭南側 I 2 新宝ふ頭南西角 I 3	トヨタ自動車株式会社 TEL 052-604-2255	総トン数1トン毎に 係留時間が12時間までの場合 10.05 円 以降12時間までごとに上記金額に 6.70 円を加算
空見ふ頭 S 1	岡谷鋼機株式会社 TEL 052-398-1151	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.40 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。

空見ふ頭 S 2	朽木合同輸送株式会社 TEL 052-398-1271	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.40 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
空見ふ頭 S C	名古屋港鉄鋼埠頭株式会社 TEL 052-398-1181	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.40 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
北浜ふ頭南側 J S、J S 2	全農サイロ株式会社 TEL 0562-32-5207	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 34.00 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
北浜ふ頭西側 J 4、J 5	知多埠頭株式会社 TEL 0562-54-0035	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 35.00 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
北浜ふ頭南側 J T	東洋グレーンターミナル株式会社 TEL 0562-32-5371	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 32.00 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
北浜ふ頭 G 1、J N	日清サイロ株式会社 知多事業所 TEL 0562-32-4135	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 23.50 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
弥富ふ頭東側 N 1、N 2	由良海運株式会社 TEL 052-661-2756	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 15.45 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
飛島ふ頭南側 U 1、U 2	王子物流株式会社 TEL 0567-55-1541	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 14.30 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
木場金岡ふ頭東側 P 4	神鋼物流株式会社 TEL 0567-55-1556	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.40 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
木場金岡ふ頭東側 P 5	東晃鋼業株式会社 TEL 0567-55-1128	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.40 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。
木場金岡ふ頭東側 P 6	阪和流通センター名古屋株式会社 TEL 0567-55-2691	総トン数1トン毎に 係留24時間毎に 13.80 円 ただし、主として港内を航行する汽艇、舢舨及び端舟等の雑種船は除く。

備考

内航船については消費税実施に伴い料金の総額の10%に相当する金額を別途加算される場合があります。

10. 船積貨物警備料金表

(本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1口につき 単位円)

項 目	昼 間 料 金	夜 間 料 金
本船舷門又は巡回警備料金	17,535	35,044
本 船 船 艙 警 備 料 金		
舁 運 送 警 備 料 金		
貨物集積場警備料金		

(注) ① 昼間料金は、8時より17時の間に行った作業に対して適用します。

② 夜間料金は、17時より翌朝8時の間に行った作業に対して適用します。

③ 前夜半(17時より21時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の5割を基本料金とします。

④ 一昼夜(8時より翌朝8時)の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額から10%に相当する額を差し引いた金額を基本料金とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

(イ)「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。

(ロ)「舁運送警備」は舁積貨物(場所は舁溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。

(ハ)「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋(CFSを含む)及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

(2) 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

2. 割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の3割増とします。

3. 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始 1 時間前までは、基本料金の 6 割、それ以後は10割を申し受けます。

備考 (イ) 手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。

(ロ) 作業開始時刻：昼間作業は 8 時、夜間作業は17時とします。

4. 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼 間	60 円	52 円
半 夜	60 円	52 円
全 夜	120 円	104 円

5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

6. その他

(1) 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(3) 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。

(4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。

11. 港湾運送事業料金表

1) 港湾荷役料金表

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

(平成12年11月 1 日届出・実施)

(平成26年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品目					金 額	
					接岸本船 上屋・野積場内	接岸本船 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入			1, 193	1, 066
		空			1, 014	905
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			2, 305	2, 112	
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積20トン未満のもの）			1, 803	1, 653	
	完成車（重量 5 トン以上又は容積20トン以上のもの）			2, 524	2, 298	
包 装 品	袋 物			3, 156	2, 883	
	ベ ー ル 物			3, 071	2, 802	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）			3, 460	3, 183
		機 械 類（1 個当り 5 トン以上のもの）			2, 524	2, 298
		青 果 類			2, 594	2, 355
		冷凍品・冷蔵品			—	5, 006
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			2, 378	2, 199	
	巻 取 紙（内地産）			1, 908	1, 706	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材 南洋材	1, 739	1, 563
				北洋材	2, 361	2, 188
			製 材		1, 870	1, 689
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			2, 803	2, 520	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			2, 700	2, 467
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル			2, 297	2, 100
	石 材			2, 751	2, 556	
	撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍礦石（粉）			1, 861	1, 667
鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			2, 578	2, 347		
砂 糖			2, 493	2, 312		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

②「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半夜 (16時30分から21時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

7. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当た

り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

2) 港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月 1 日届出・実施）
（平成26年 4 月 1 日実施）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1 トンにつき 単位円）

品 目				金 額	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		586	
		空		498	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,412	
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積20トン未満のもの）			1,110	
	完成車（重量 5 トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,465	
	包 装 品	袋 物			1,885
ベ ー ル 物			1,813		
カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト		雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）		2,185	
		機 械 類（1 個当り 5 トン以上のもの）		1,465	
		青 果 類		1,469	
		冷凍品・冷蔵品		3,713	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,561	
	巻 取 紙（内地産）			949	
	木 材	水落としのもの	原 木		639
		岸壁揚のもの	原 木	米国材 南洋材	902
				北洋材	1,574
			製 材		1,019
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,466	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,619	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル		1,378	
	石 材			1,868	
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍礦石（粉）			938	
	鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			1,496	
	砂 糖			1,674	

（1）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

（2）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

（1）大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 %
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 %

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

（2）長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜 (16時30分から21時30分まで)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半夜 (16時30分から21時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律） 1 トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1 トンにつき 1 円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律） 1 トンにつき 3 円50銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船内荷役に係る別掲料金表

1. ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金（1 碇泊、1 船艙につき）

（単位：円）

区 分	昼 間	夜 間
2,000G／T未満	5,950	8,370
2,000～4,000G／T	8,960	12,540
4,001～6,000G／T	14,940	20,950
6,001G／T以上の一般貨物船	29,940	41,950
外航撒貨物船	35,960	50,330
スチール・ハッチ装備船（自動開閉式に限る） の中蓋開閉作業を行った場合	5,950	8,370

備考

- （1）碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。
- （2）特殊船倉（ディーブタンク、冷蔵庫等）の当該作業は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。
- （3）本作業が昼夜間に分れた場合は、それぞれの料金の半額を合算して申し受けます。

2. スタンバイ・ギア手伝料金（1 碇泊、1 船艙、1 セットにつき）

（単位：円）

区 分	昼 間	夜 間
デリックの上下及びトリミング	39,800	59,500
トリミング	23,670	35,210

備考

- （1）1セットの意味はデリック、ウインチ等ギヤーの一組をいう。
- （2）デリックの上下及びトリミングとは、荷役開始時にデリックが降りたまになっている状態から1st Slingが通過可能の状態となるまでのギヤーを準備した場合をいう。
- （3）トリミングとはデリックが、Set upされている状態から1st Slingが通過可能の状態となるまでのギヤーを準備した場合をいう。
- （4）中間時のギヤーの段取替えやトリミング（デリックの上下を伴う）については、上記料金を支払った上は回数に関係なく無料となる。
- （5）昼間、夜間の区分は最初に本作業に取りかかった時刻を基準とする。

3. エキストラ・レバー料金（1人につき）（単位：円）

昼間（08：30～16：30）	32,010 標準
半夜（16：30～21：30）	32,010 標準
後夜（21：30～04：30）	36,510 標準

備考

手配取消の場合、手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降作業開始時間（当日8時30分）1時間前までに取消の場合は本料金の6割、それ以降取消の場合は10割とします。

4. {カーペンター料金
ラッシャー料金

船積貨物固定、区画料金表を適用します。

5. スーパー・バイザー料金（1人につき）（単位：円）

昼間（08：30～16：30）	37,670 標準
半夜（16：30～21：30）	37,670 標準
後夜（21：30～04：30）	42,950 標準

備考

特別の業務に従事した場合に限り適用します。

6. 最低料金（単位：円）

区 分		9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
後夜	21：30～04：30	255,310	391,490	527,680	663,860	765,980

備考

本料金は、基本料金と待機料金及び割増料金の合算額が上記金額に満たない場合に適用します。

7. 荷繰作業料金

作 業 形 態	料 金 内 容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金＋はしけ運送料金＋船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金＋沿岸荷役料金＋船内荷役料金

本料金には、それぞれの作業形態の場合に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金）・（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

8. 本船直移し作業料金

作 業 形 態	区 分	料 金 内 容
甲本船から乙本船への直移しの作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金＋（船内荷役料金× $\frac{1}{2}$ ）

本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金等を適用します。

9. 後夜荷役割増料金（21：30以降）

13割とします。

10. 日曜日、祝祭日荷役割増

日曜日、祝祭日に荷役した際は、諸料金（待機料金、最低料金）及び別掲料金の各項料金についても夫々10割とします。

11. 土曜日荷役割増

土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役については、6割増とします。

12. 消費税及び地方消費税の加算

（1）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（2）上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

（3）免税となる取引には適用しません。

作業構成員数（標準）の区分

待機料金、最低料金に関する作業構成員数の区分別該当品目は下表のとおりとします。

作 業 構 成 員 数	品 目
9人以下 (7.5人)	北洋材（水落し・岸壁揚共）、南洋材（水落し・岸壁揚共）、米国材（岸壁揚）、撒貨物（バケット取り）
10人～13人 (11.5人)	パレタイズ貨物、バンパック、プレスリング、バッグコンテナ、コンテナ、ノックダウン自動車、鋼材、角材（水落し・岸壁揚共）、自動車（ロールオン船を除く）
14人～17人 (15.5人)	雑貨、化学品、非鉄原料、機械類（5トン未満・5トン以上共）、巻取紙、タイヤ、石材、撒貨物（もっこ取り、さらえ）
18人～21人 (19.5人)	袋物、銑鉄、地金、ボール物
22人以上 (22.5人)	青果、冷凍品、冷蔵品

3) 港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月 1 日届出・実施）

（平成26年 4 月 1 日実施）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1 トンにつき 単位円）

品目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内	接岸本船船側・はしけ内	
				↔ 上屋・野積場内	↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		670	536	
		空		569	455	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,014	811	
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			788	630	
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,192	954	
包 装 品	袋 物			1,437	1,150	
	ベ ー ル 物			1,420	1,136	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）		1,457	1,166	
		機 械 類（1個当たり5トン以上のもの）		1,192	954	
		青 果 類		1,262	1,010	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,556	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			942	754	
	巻 取 紙（内地産）			1,059	847	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材 南洋材 北洋材	929	743
			製 材		911	729
					949	759
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,484	1,187	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,223	978	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）		1,040	832	
		コ イ ル				
	石 材			1,028	822	
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍礦石（粉）			1,021	817	
	鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			1,218	974	
	砂 糖			950	760	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

②「接岸本船船側・はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16時30分から21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分から21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当たり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（1日1トンにつき 単位円）

貨物分類 \ 区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	13	9
繊維原料類	57	43
青 果	57	43
窯 製 品	68	57
その他の貨物	100	81

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、又、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役に係る別掲料金表

1. 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側 ← → 上屋、野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業

(出) 貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

一 般 貨 物	上屋内料金の 8 割
徹 貨 物	上屋内料金の 3 割

ただし、徹貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類徹は一般貨物の料金を適用します。

2. トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲Ⅱ－１－(1)及び前項１に先行又は後続して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋内料金の 4 割とします。

3. エキストラ・レバー料金（１人１日につき）

船内別掲料金と同じ。

4. 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

(備考) 前項の 1. 2. の料金に対しては沿岸荷役料金表の「2. 割増料金」「3. 割引料金」「4. 待機料金」「5. 最低料金」「6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金」「7. 看貫作業料金」「8. 仕訳作業料金」「9. はい替作業料金」「10. 上屋保管料金」及び料金の適用方の規定を準用します。

4) 港湾荷役料金表 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

(平成 12 年 11 月 1 日届出・実施)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役

(2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1トンにつき 単位円)

品目					金 額	
					本船内↔ 上屋・野積場内	本船内↔ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入			785	728
		空			666	618
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1, 891	1, 754	
	ノックダウン自動車 完成車（重量5 トン未満かつ容積20 トン未満のもの）			1, 481	1, 374	
	完成車（重量5 トン以上又は容積20 トン以上のもの）			2, 058	1, 895	
包 装 品	袋 物			2, 582	2, 386	
	ベ ー ル 物			2, 510	2, 316	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）			2, 851	2, 652
		機 械 類（1 個当り 5 トン以上のもの）			2, 058	1, 895
		青 果 類			2, 109	1, 937
		冷凍品・冷蔵品			—	4, 218
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 968	1, 840	
	巻 取 紙（内地産）			1, 259	1, 169	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材 南洋材	1, 400	1, 274
				北洋材	1, 959	1, 834
	製 材			1, 513	1, 384	
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			2, 258	2, 056	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1, 898	1, 795
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル			1, 614	1, 526
	石 材			2, 290	2, 150	
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍礦石（粉）			1, 494	1, 356	
	鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			2, 103	1, 937	
	砂 糖			2, 070	1, 941	

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品目				金 額		
				本船内↔ 上屋・野積場内	本船内↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		781	625	
		空		663	530	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1, 182	945		
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積20トン未満のもの）		918	735		
	完成車（重量 5 トン以上又は容積20トン以上のもの）		1, 388	1, 110		
包 装 品	袋 物		1, 674	1, 339		
	ベ ー ル 物		1, 655	1, 323		
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）		1, 698	1, 359	
		機 械 類（1 個当り 5 トン以上のもの）		1, 388	1, 110	
		青 果 類		1, 470	1, 177	
		冷凍品・冷蔵品		—	1, 812	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 097	878	
	巻 取 紙（内地産）			1, 234	987	
	木 材	岸壁場のもの	原 木	米国材 南洋材	1, 082	866
				北洋材	1, 061	849
			製 材		1, 105	884
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1, 729	1, 383	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1, 425	1, 140	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）		1, 212	970	
		コ イ ル				
石 材			1, 197	958		
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍 礬 石（粉）			1, 190	952	
	鉍 礬 石（塊） 特殊鉍礬石			1, 420	1, 136	
	砂 糖			1, 106	885	

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内←→上屋・野積場内」の場合

（揚荷） 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷） 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内←→上屋・野積場前」の場合

（揚荷） 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷） 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 3円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

5) はしけ運送料金表

(平成12年11月1日届出・実施)
(平成26年4月1日実施)

I. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
	港湾内運送
	通常の港湾内
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258
撒 貨 物	1,135

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷操作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	133
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	66

(注) 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最低料金

本料金は、1 運送の引受料が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円50 銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもって、それぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

6) いかだ運送料金表

(平成12年11月1日届出・実施)
(平成26年4月1日実施)

I. 適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

本船沖取一仕訳筏組

(1立方メートルにつき 単位円)

品 目		金 額
原 木	米 国 材	999
	南 洋 材	849
	北 洋 材	1,228

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し、曳航の上、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

区 分	金 額
昼間 (8時30分から16時30分まで)	28,040
半夜 (16時30分から21時30分まで)	43,620

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円53銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円09銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

6. その他

(1) 特殊貨物（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、棧積・棧崩しを伴う作業等）、及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

7) 検数料

◎ 一般社団法人全日検

◎ 一般社団法人日本貨物検数協会

(平成7年8月4日認可)

(平成7年8月12日実施)

I. 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位 円)

品目			一類港	二類港	その他の港湾
コンテナ	実入		95.80	92.50	88.30
	空		91.30	88.20	84.20
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車			135.70	115.30	101.90
袋物・ベール物			180.70	153.70	135.70
冷凍品・冷蔵品			375.60	293.10	266.80
木材	水落しもの	南洋材	100.60	97.10	92.70
		その他材	164.70	140.00	123.70
	岸壁揚のもの				
鋼管（口径 12 インチ以上） 鉄鋼コイル			135.70	115.30	101.90
一般鋼材 （工場岸壁扱いのもの）			228.10	178.00	162.20
専用船 揚積貨物	コンテナ	実入	62.70	56.10	50.40
		空	59.80	53.50	48.00
	ノックダウン自動車		95.50	86.50	78.60
	パルプ		124.00	112.80	101.30
一般雑貨			267.50	208.60	190.10

(注) 1. 一類港、二類港及びその他の港湾は、別紙のとおりです。

2. 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

3. コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(1) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6 割増
土 曜 日 作 業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	（注）の港湾において12月1日から翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

（注）冬期作業割増が適用される港湾は、次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港及び境港とします。

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間（8時30分から16時30分まで）	4,557	3,555	3,235
半夜（16時30分から21時30分まで）	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低の料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間（8時30分から16時30分まで）	36,150	28,200	25,660
半夜（16時30分から21時30分まで）	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消しの場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分ごとに当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき 単位円)

	一類港	二類港	その他の港湾
書類作成料	42.50	33.30	30.20

7. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律） 1 トンにつき 40 銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律） 1 トンにつき 35 銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10. その他

(1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物・海難貨物等）、雨天、雪天時作業及び特殊作業（海難船作業・防波堤外作業・荒天時作業・特殊船作業・荷印、仕訳を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

(4) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業・パレタイズ立会作業・輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェージプラン・コンテナロードプラン・コンテナ詰証明書・輸入ポートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

別紙

一類港とは、

鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎・西宮・芦屋港、神戸港、関門港及び博多港をいいます。

二類港とは、

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、荏田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼杵港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港、及び那覇港をいいます。

その他の港湾とは、上記一類港及び二類港以外の港湾をいいます。

検数に係る付帯作業等料金表

1. 料金表Ⅱ－10－(4)に係る作業および書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

(イ) パレタイズ立会料金 1 トンにつき 428円

(ロ) ブロックストウェーじ作業 エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

(イ) 輸出免状整理料金 免状 1 件につき 390円

(ロ) 輸入ボートノート作成料金 1 通につき 740円

(ハ) CLP作成料金 1 件につき 2,600円

(ニ) CERTIFICATE (証明書) 作成料金 1 件につき (2 通 正・副) 2,600円
1 通増すごとに 650円

(ホ) ファイナルストウェーじプランおよびブロックストウェーじプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。

(ヘ) 撤貨物 (穀飼類を除く) 等の本船書類整理料金 1 トンにつき 90円

2. 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

(1 トンにつき 単位円)

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類・危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類・危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類・非鉄金属	498.80	389.50	355.20

(注) 汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物 (引火点摂氏27度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3. 割増料金

(1) 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金・エキストラ料金－1）に対して、それぞれの料金の **6割増** とします。

(2) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金、エキストラ料金－1）に対して、それぞれの料金の **10割増** とします。

(3) 深夜作業（21時30分から翌日05時まで）は、基本料金の **13割増** とします。

翌日05時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の **13割増** とします。

(4) 深夜待機料金

（1口1時間につき 単位円）

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	10,481	8,177	7,441

(5) 深夜最低料金

（1口につき 単位円）

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	77,200	60,200	54,900

上記1－(1)、1－(2)－(へ)、および2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引ます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること
- (2) 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること・・・とは
同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えるもの・・・とは
1港1船の1作業(場所)を単位とします。
- (4) 同一貨物とは、料金表の類似品目表区分(P75～P76)とします。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1. 1人1シフト当たり

昼間(08時30分から16時30分)		46,400円
半夜(16時30分から21時30分)		39,000円
深夜(21時30分から05時00分)		98,500円

(注) 上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2. 1人1ヶ月当たり

時間外を含まない場合		809,000円
時間外1時間につき		3,990円
時間外25時間以内を含む場合		891,000円

※ 消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

但し、免税となる取引には適用しません。

類似品目表

品目		類似品目	
コンテナ	実入	20・40型コンテナ実入（在来船扱いのもの）	
	空	20・40型コンテナ空（在来船扱いのもの）	
ユニタイズ貨物		パレタイズ・プレスリング貨物（1ユニット内の個数無関係のもの）・車輛・舟艇（単体20トン以上のもの）・機械（1個当たり5トン以上のもの）	
ノックダウン自動車		ノックダウン自動車（1港1船積1,000トン以上）	
袋物・ペール物		肥料・セメント 砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻	
冷凍品・冷蔵品		冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品（温度に関係なく適用します）	
木材	水落しのもの	南洋材	
		米材・その他	
	岸壁揚のもの	南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）	
鋼管（口径12”以上）		鋼管（口径12”以上のもの）	
鉄鋼コイル		鉄鋼コイル	
一般鋼材		工場専用岸壁扱いのもの	
専用船 揚積貨物	コンテナ	実入	20・40型コンテナ実入（コンテナ専用船扱いのもの）
		空	20・40型コンテナ空（コンテナ専用船扱いのもの）
	ノックダウン自動車専用船扱いのもの		
	パルプ専用船扱いのもの		
一般雑貨	雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・乾燥獣皮・合板・合成樹脂（含原料）・ピッチ・化学品・竹材・食料品（含嗜好品）・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実	
	機械器具類	機械（1個当たり5トン未満のもの）・器具・部品・金物製品・單車・自転車・CKD（1港1船積1,000トン未満）	
	窯製品類	陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類	
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂	
	鉱石類	鉱石（袋物）・石材	
	ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ	
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料	
	屑鉄類	屑鉄（撒を除く）	
	青果類	野菜・果実（冷凍品、冷蔵品を除く）	
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材（口径12”未満の鋼管を含む）	
	車輛・舟艇	車輛・舟艇（単体20トン未満のもの）	
	製材	製材（撒）（はしけ・岸壁取り）	

コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物・ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に 手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑貨類	(A) (C) 以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ（口径4～8インチのもの）・青果類・ オートパーツ・缶詰・機械類（1個当たり5トン未満のもの）・その他
	(C) ユニタイズ貨物	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・ 牧草・葉タバコ・機械類（1個当たり5トン以上のもの）・その他

係数適用表

①	ALFALFA HAY CUBE	アルファルファヘイキューブ	2.0
	ALFALFA MEAL (P'BAG)	アルファルファミール (紙袋)	1.9
	ALMOND SHELL MEAL	アーモンド殻粕	1.6
	ALMOND	アーモンド	1.5
	ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
②	BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
	BARLEY	大麦	1.2
	BEET PULP PELLET (IRAN)	ビートパルプペレット (イラン産)	1.8
	BEET PULP PELLET (USA)	ビートパルプペレット (米国産)	1.3
	BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ (麻袋)	3.0
	BEET PULP (BALE)	ビートパルプ (ベール)	2.5
	BLACK MATPE	ブラックマッペ	1.2
	BLOOD MEAL	血粉	1.5
	BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
	BONE MEAL	骨粉	1.5
	BONE MEAL PELLET	粒状骨粉	1.1
	BRAN	ふすま	1.8
	BUCKWHEAT	そば	1.5
	BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
③	CANARY SEED	カナリーシード	1.3
	CASEIN	カゼイン	1.5
	CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
	CASTOR SEED	ひま種子	1.4
	CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
	CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
	CATTLE HOOF	牛のひづめ	2.8
	CHARCOAL	木炭・炭	2.0
	CHESTNUT	栗	1.7
	CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
	COCOA BEAN	ココア豆	1.6
	COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
	COCOON	かいこ (まゆ)	2.3
	COCOON MEAL	まゆくず	1.5
	COPRA	コブラ (椰子)	2.0
	COPRA MEAL	コブラ粕	1.5
	CRUSHED BONE	砕骨	1.4
	COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
	COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕 (粒状)	1.2

	COTTON SEED	綿実	2.0
④	DRUM (STEEL)	ドラム (鉄製)	11.0
	DRUM (FIBER)	ドラム (ファイバー)	7.7
⑤	FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
	FEED PELLET	飼料 (粒状)	1.8
	FEED SCREENING	飼料粕	1.2
	FEED OATS	カラス麦	1.8
	FISH MEAL (DOMESTIC)	魚粉 (国産)	1.4
	FISH MEAL (IMPORT)	魚粉 (輸入)	1.8
	FLAX SEED	亜麻種子	1.3
	FLOWER SEED	花種子	1.5
⑥	GREEN PEA	グリーンピース	1.2
	GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
	GROUNDNUT	落花生	1.6
⑦	HEMP SEED	大麻種子	1.7
	HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
	HOP	ホップ (球果状)	2.8
⑧	INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシード粕	1.6
⑨	JUTE YARN	黄麻センイ	3.0
⑩	KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
	KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
⑪	LACTOSE	ラクトーゼ (乳糖)	1.5
⑫	MALT	麦芽 (ビール麦)	1.7
	MAIZE	とうもろこし	1.2
	MAIZE COB MEAL (CHINA)	とうもろこし固形状粕 (中国産)	3.3
	MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
	MEAT MEAL	肉粕	1.4
	MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
	MILK (P'BAG)	ミルク (紙袋)	1.5~1.9
	MILK POWDER	粉ミルク	1.5
	MILLET	もろこし類	1.2
	MILLET SEED	きび種	1.3
	MILO	マイロ (もろこしの一種)	1.2
	MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひずめ	2.8
	MUSTARD SEED	からし種子	1.3
⑬	NIGER SEED	植物の種子	1.5
⑭	OATS	えん麦	1.8
	OAT HUSK	えん麦の皮	3.0
⑮	PALM KERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
	PELLET	粒	1.3

	POLLARD	ポラード	1.8
Ⓡ	RAPE SEED	ナタネ種子	1.3
	RAPE SEED MEAL	ナタネ種子粕	1.7
	RED BEAN	小豆	1.2
	RICE BRAN	米ぬか	1.8
	RICE	米	1.3
	RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
	RYE	ライ麦	1.2
Ⓢ	SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
	SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
	SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
	SESAME SEED	ゴマ	1.5
	SEA WEED	海草	1.5
	SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
	SILK WORM	まゆ	1.4
	SOYA BEAN	大豆	1.2
	SOYA BEAN MEAL	大豆粕	1.5
	SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
Ⓣ	TAPIOCA (THAILAND)	タピオカ (タイ国産)	2.2
	TAPIOCA FLOUR	タピオカ粉	1.3
	TAPIOCA	タピオカ	1.3
	TEA	茶	4.0
Ⓦ	WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

8) 鑑定・検査料

令和6年4月1日実施

◎鑑定料

(1) 料金の種類及び額

①基本料金

(単位 円)

種 目		基 準	金 額
1. 倉口検査		3 倉まで 4 倉目から 1 倉につき	21,330 5,980
2 積 付 検 査	(1) 普通貨物	積込トン数1,000トンまで 1,000 トンを超える場合は、超えるトン数について100 トンまでを増すごとに	22,660 1,580
	(2) 特殊貨物	積込トン数200トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について10 トンまでを増すごとに	22,660 364
	(3) 危険物	積込トン数200トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について10 トンまでを増すごとに	34,010 545
	ア 基本料金 検査貨物トン数 10,000トンまで 1 トンにつき 10,000トンを超え 20,000トンまで 1 トンにつき 20,000トンを超え 30,000トンまで 1 トンにつき 30,000 トンを超え 40,000トンまで 1 トンにつき 40,000トンを超え 50,000トンまで 1 トンにつき 50,000トンを超え100,000トンまで 1 トンにつき 100,000 トンを超えるもの 1 トンにつき ただし、(1) 上記料金は積算方式により算定します。 (2) 中間検査を行った場合は、1 回につき		10.89 9.15 6.12 3.41 1.74 0.19 0.00 24,000
3. 喫水検査		イ 割引料金 同一委嘱者からの引き受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該鑑定基本料金請求額 30%に相当する額を、当該引き受けにかかる請求額から割引きます。 a. 3 ヶ月以上の長期契約があること。 b. 1 ヶ月以内に 2 回以上の委嘱があること。	

4. はしけ、機帆船等 (デッドウェイトスケールを有しないものに限る。)の積荷重量検定		1 隻につき検定トン数100トンまで 100 トンを超える場合は、超えるトン数10トンまでを増すごとに	16, 540 725
5 本 船 ・ 油 槽 は し け の 液 量 検 定 及 び 検 査	(1) 液量検定	イ 本船油槽 鋁油 (1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス (1 槽 1 測度につき) 危険物 (1 槽 1 測度につき) ただし、同時に 3 槽以上検定した場合は、3 槽目から 鋁油 (1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス (1 槽 1 測度につき) 危険物 (1 槽 1 測度につき) ロ 油槽はしけ 動・鋁油 (検定量 1 キロリットルにつき) 植物油・化学成品 (検定量 1 トンにつき) 危険物 (検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき)	6, 710 12, 050 33, 340 4, 670 8, 430 23, 360 46. 70 100. 30 246
	(2) 清掃検査	イ 本船油槽 鋁油・化学成品 (1 槽につき) 動・植物油 (1 槽につき) ただし、同時に 2 槽以上検査した場合は、2 槽目から 鋁油・化学成品 (1 槽につき) 動・植物油 (1 槽につき) ロ 油槽はしけ 鋁油・化学成品 (1 槽につき) 動・植物油 (1 槽につき)	17, 430 24, 250 12, 050 17, 050 8, 340 14, 370
6. 貨物の損害及び 原因鑑定		検査貨物の正品価額の 0.7 % 以内とします。	

- (注) 1. 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7 割増した金額を基本料金とします
2. 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5 割増した金額を基本料金とします。
3. 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7 割増した金額を基本料金とします。

②割増料金

種 別		内 容	割増率又は金額
作 業 割 増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎1時間につき1人 2,433 円
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業	毎1時間につき1人 2,919 円
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業、 ただし深夜から引き続きの場合は(2)による。	毎1時間につき1人 2,433 円
	(4) 日曜日・祝祭 日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ) 8時30分から21時30分までの間における作業 ロ) 21時30分から8時30分までの間の作業	イ) 毎4時間以内につき1人 9,726 円
			ロ) 毎4時間以内につき1人 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の1割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業または著しく交通に不便 な場所における場合	基本料金の5割増以内

3. 最低料金

- イ 喫水検査に係る最低料金は、1件につき 60,000円
- ロ 液量検定に係る最低料金は、1件につき
- 本船油槽 24,970円
- 油槽はしけ 20,960円
- ただし、危険物の場合は 49,900円
- ハ 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき 24,020円
- ニ 貨物の損害並びに原因鑑定に係る最低料金は、1件につき 65,000円
- とします。

4. 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき 426円

B 再発行の場合は、1枚につき 856円

C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

- 種目 1. 倉口検査
5. (2)清掃検査

5. 消費税及び地方消費税の加算

- イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- ロ 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

(2) 料金の適用方

① 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

- ② 特殊貨物とは、重量品（1個5トン以上のもの）、かさ高品（1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺もの）、甲板積貨物（舟の暴露甲板へ積まれるもの）、その他の特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

- ③ 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

- ④ 清掃検査において

- イ 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。
- ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

- ⑤ 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

- ⑥ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- イ 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- ハ 消費税及び地方消費税の加算については、
 - A 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
 - B 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑦ 実費

- イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。
- ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。
- ハ 委託者から通常の検査、検定または鑑定以外の特別な検査、検定または鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑧ その他

- イ 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

◎検査料金

(1) 料金の種類及び額

①基本料金

(単位 円)

種 目	基 準	金 額
1. 船体又は 属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超えるトン数に対しては1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	68,000 4,400
2. 船体又は 機関の 損傷原因 又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超える船舶については1,000 トン以下を増すごとに ただし、 イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 ロ 損傷程度が大きいとき、又は特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。 ハ 修繕費の算定を併せ申込みを受けたときは、次の料金を加算します。 修繕費算定額 600 万円まで 600 万円を超え1,000 万円まで 1,000 万円を超え2,000 万円まで 2,000 万円を超え3,000 万円まで 3,000 万円を超えるものについては	68,000 4,400 79,000 105,000 143,000 182,000 220,000

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定		1 隻につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	68,000
4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定		1 件につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	68,000
5. 船内燃料及び清水の数量検定		(イ) 油量検定 : 1 槽につき (ロ) 清水数量検定 : 〃 ただし、最低料金 1 隻につき	9,300 6,300 47,000
6 回 航 検 査	(1) えい航検査	被えい船 1 隻につき 全長 (1) 50メートル未満 (2) 50メートル以上 85メートル未満 (3) 85メートル以上 100メートル未満 (4) 100メートル以上 50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。 えい航距離 150海里以上 500海里未満 500海里以上 1,500海里未満 1,500海里以上 2,500海里未満 2,500海里以上 5,000海里未満 5,000海里以上 ただし、 イ 特に手数を要したときはその程度により上記合計金額の 8 割以内を割増します。 ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。	97,000 139,000 185,000 230,000 5 割増 10 割増 15 割増 20 割増 30 割増
	(2) 自力回航検査	別途委託者と協議します。	

7. 船舶受渡時の 検査		総トン数 3,000 トン以下の船舶 110,000 3,000 トンを超え 5,000 トンまでの船舶 141,000 5,000 トンを超え 7,500 トンまでの船舶 165,000 7,500 トンを超え 10,000 トンまでの船舶 184,000 10,000 トンを超え 12,500 トンまでの船舶 204,000 12,500 トンを超え 15,000 トンまでの船舶 225,000 15,000 トンを超え 17,500 トンまでの船舶 243,000 17,500 トンを超え 20,000 トンまでの船舶 263,000 20,000 トンを超え 25,000 トンまでの船舶 271,000 25,000 トンを超え 30,000 トンまでの船舶 293,000 30,000 トンを超え 35,000 トンまでの船舶 316,000 35,000 トンを超え 40,000 トンまでの船舶 339,000 40,000 トンを超え 45,000 トンまでの船舶 359,000 45,000 トンを超え 50,000 トンまでの船舶 383,000 50,000 トンを超える船舶については、10,000 トン以下を増すごとに 24,000 ただし、本検査のため イ 残油水量の検査を同時に行った場合、5 槽までは上記料金に含まれるものとし、6 槽目から 1 槽につき右料金を加算します。 3,500 ロ 修繕費の算定を併せ申し込みを受けたときは、検査料金種目 2.ハの料金を加算します。	
8 船 倉 内 の 容 積 検 査	(1) 倉内積荷 占有容積	1 倉につき 検定量100 トン以下 10,600 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに 160 ただし、 イ 仕向港別検定の場合は 5 割増とします。 ロ 最低料金 1 隻につき 65,000	
	(2) 倉内空積	4 区画以下 65,000 5 区画目から 1 区画につき 5,000	
9. 船倉の 清掃検査		2 倉以下 65,000 3 倉目から 1 倉につき 13,500 ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	

10. 船価鑑定	イ はしけ 1 隻につき ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。 ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ（1 隻につき） ハ 汽船（1 隻につき） 総トン数 100 トン以下 100 トンを超え3,000 トンまで 3,000 トン 〃 5,000 トン 〃 5,000 トン 〃 10,000 トン 〃 10,000 トン 〃 50,000 トン 〃 50,000 トンを超えるもの ニ 作業船等（1 隻につき） ホ 漁船（1 隻につき） 総トン数 100 トン以下 100 トンを超え1,000 トンまで 1,000 トンを超えるもの ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	65,000 83,000 108,000 132,000 201,000 303,000 350,000 415,000 185,000 127,000 162,000 198,000
11. はしけ、 機帆船等の 載貨重量測度 又は測度標示	載貨重量トン数100トン以下 はしけ 機帆船等 100 トンを超えるトン数に対しては10 トン以下を増すごとに はしけ 機帆船	32,000 40,000 2,900 3,900

12 タ ン ク 計 測	(1) 通常計測	イ 陸上油槽				
		① 油槽容量（浮屋根がない場合）				
		500 キロリットル以下				220,000
		500 〃 を超え 1,000 キロリットルまで				240,000
		1,000	〃	〃	5,000 〃	370,000
		5,000	〃	〃	10,000 〃	490,000
		10,000	〃	〃	20,000 〃	570,000
		20,000	〃	〃	30,000 〃	610,000
		30,000	〃	〃	40,000 〃	650,000
		40,000	〃	〃	50,000 〃	690,000
		50,000	〃	〃	75,000 〃	720,000
		75,000	〃	〃	100,000 〃	750,000
		100,000	〃	〃	150,000 〃	770,000
		150,000 〃 を超えるもの				790,000
		② 油槽容量（浮屋根がある場合）				
		500 キロリットル以下				240,000
		500 〃 を超え 1,000 キロリットルまで				260,000
		1,000	〃	〃	5,000 〃	400,000
		5,000	〃	〃	10,000 〃	540,000
		10,000	〃	〃	20,000 〃	620,000
		20,000	〃	〃	30,000 〃	670,000
		30,000	〃	〃	40,000 〃	710,000
		40,000	〃	〃	50,000 〃	750,000
		50,000	〃	〃	75,000 〃	780,000
		75,000	〃	〃	100,000 〃	820,000
		100,000	〃	〃	150,000 〃	840,000
		150,000 〃 を超えるもの				860,000
		ロ 特殊型油槽				
		球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）等の場合、イの5割増とします。				
		ハ 油槽船（油槽はしけを含む）				
		1 槽又は1 区画の容量				
		100 キロリットル以下				110,000
		100 〃 を超え 200 キロリットルまで				150,000
		200	〃	〃	300 〃	180,000
		300	〃	〃	400 〃	200,000
		400	〃	〃	500 〃	220,000
		500	〃	〃	750 〃	240,000
		750	〃	〃	1,000 〃	260,000

		1,000 " " 1,500 " 1,500 " " 2,000 " 2,000 " " 3,000 " 3,000 " " 4,000 " 4,000 " " 5,000 " 5,000 " " 7,500 " 7,500 " " 10,000 " 10,000 " " 15,000 " 15,000 " を超えるもの ただし、計測に特に手数を要したときはその程度 により 8 割以内を割増します。	270,000 280,000 300,000 310,000 320,000 330,000 350,000 370,000 390,000
	(2) 特殊計測	特殊な器具を使用して計測する場合、上記イ、ロについては、 イの料金の10割増以上、ハについては、 ハの料金の10割増以上とします。	
13 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定 並 び に 検 査	(1) 液量検定	イ 1 槽の検定量につき 原油及び重油（1 キロリットルあたり） 鉱油（上記以外）（1 キロリットルあたり） 動・植物油、化学成品類及び液化ガス（1 トンあたり） ただし、 ① 鉱油（原油及び重油を含む。）化学成品類及び液化ガスに ついては 5,000 キロリットルを超え10,000キロリットルまでについ ては5,000 キロリットルを超えるキロリットル数に対し 10,000キロリットルを超え20,000キロリットルまでについ ては10,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し 20,000キロリットルを超えるキロリットル数については ② 化学成品類及び液化ガスについては上記キロリットルを トンに読み替えます。 ③ 最低料金 ロ 危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は イの20割以内を割増します。	6.50 11.30 26.30 上記料金の 2 割引 上記料金の 4 割引 上記料金の 6 割引 46,000

	(2) 清掃検査	1 槽につき 容量 1,000キロリットル以下 鉍油 動・植物油及び化学成品類等 容量1,000キロリットルを超えるキロリットル数に対しては、 1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算し ます。 ただし、 イ 特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増 します。 ロ 前荷が危険物であったときは20割以内を割増します。	30,000 37,000
14 貨 物 の 現 状 検 査	(1) 外装 または 内装	検査個数 20個以下（外装及び内装それぞれにつき） 20個を超える個数に対しては10個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 1,340 61,000
	(2) 内容品	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000
	(3) 裸かさ高品、 重量品、 車輛 （輸出自動車 を除く。）等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 61,000
	(4) 輸出貨 物	イ 自動車 施検台数 100 台まで 1 台につき 101 台目より 300 台まで 〃 301 台目より 500 台まで 〃 500台を超えるもの 〃 ただし、最低料金 ロ 鋼材類 1 トンにつき ただし、最低料金	1,000 600 290 130 61,000 58 61,000

	(5) 個数により難しい貨物	100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては10トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 350 61,000
	上記(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。		
15.	製品検査	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用を別途申し受けます。	76,000
16 原 材 料 検 査	(1) 銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1トンにつき ただし、最低料金	78 76,000
	(2) 非鉄金属屑の品質又は規格検査	1トンにつき ただし、最低料金	297 76,000
	(3) 木材の品質又は規格検査	1トンにつき ただし、最低料金	326 76,000
	(4) その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。		
17 見 本 (試料)採取	(1) 鉄鉱石及び石炭類	1トンにつき ただし、最低料金	49 以内 76,000
	(2) 非鉄鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	112 以内 76,000
	(3) 非金属鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	143 以内 76,000
	(4) 各種金属類	1トンにつき ただし、最低料金	274 以内 76,000
	(5) 食品類等	1トンにつき ただし、最低料金	141 以内 76,000

	(6) 肥料類	1 トンにつき ただし、最低料金	112 以内 76,000
	(7) 液体貨物 (L. P. G. 液化ガスを含む)	イ 船舶油槽：1 槽につき ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ロ 油槽はしけ：1 槽につき ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ハ 陸上油槽：1 槽につき ただし、同時に 2 槽以上にわたり採取した場合は 2 槽目から 1 槽につき ニ 容器入：1 個につき ただし、最低料金	11,100 7,600 32,000 6,100 4,500 26,000 32,000 17,600 400 34,000
	(8) その他の の貨物	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000
	ただし、 イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の 5 割増とします。 ロ 危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は 20 割以内を割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し受けます。		8,000 以内
18 封 印 及 び 解 封 検 査	(1) 封印検査	イ 本船 封印 1 個につき ただし、最低料金 ロ はしけ、機帆船 1 隻につき ただし、(1) 同時に 3 隻以上を検査した場合は 3 隻目から 1 隻につき (2) 最低料金 ハ 上記イ及びロ以外 封印 1 個につき ただし、最低料金	860 40,000 14,000 8,800 40,000 860 40,000
	(2) 解封検査	封印検査料金の 3 割減とします。 ただし、最低料金	35,000

② 割増料金

種 目		内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎1時間につき 1人あたり 2,433 円
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業	毎1時間につき 1人あたり 2,919 円
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業、ただし深夜から引続きの場合は(2)によります。	毎1時間につき 1人あたり 2,433 円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8時30分から21時30分までの間における作業 ロ 21時30分から8時30分までの間における作業	イ 毎4時間以内につき 1人あたり 9,726 円 ロ 毎4時間以内につき 1人あたり 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の1割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の5割増以内

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3通までは無料とし、4通目から写1枚につき 426円

B 再発行の場合は、1枚につき 856円

C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の検査種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、

2日目から基本料金のほか1日につき 21,807円

を申し受けます。

種目 1 船体又は属具現状検査

2 船体又は機関の損傷原因又は状態検査

3 はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

9 船倉の清掃検査

13 (2)清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間に限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し

申し受けます。

④ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。

ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

鑑定・検査別掲料金

(1) 出張料金

出張して鑑定・検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

- | | |
|---|---------|
| ① 往復に要する日数、毎1日につき | 21,100円 |
| ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ | 13,100円 |
| ② 新市域、隣接地、特定地及び日帰り地方出張は
それぞれ毎1日につき | 12,000円 |

(2) 旅費

事務所所在地以外の地域に出張して鑑定・検査を行った場合は、つぎのとおり旅費を申し受けます。

- | | |
|----------------------------|---------|
| ① 宿泊料（日当を含む）1日につき | 17,000円 |
| ② 交通費（鉄道乗車賃、乗船料、航空賃） | 実費 |

(3) 鑑定・検査付帯費

検定に要したタクシー代、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

(4) 油及び化学成品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料1個につき640円を申し受けます。

(5) 検定能率甚だしく不良その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

9) 検量料

◎日本海事検定協会

(令和6年4月1日実施)

(1) 適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

(2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 船積貨物

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
一 般 貨 物	238.20

(注) 一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラー等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議のうえ、決定した料金を基本料金とします。

ロ 陸揚貨物

(1トンにつき 単位円)

品目				金額
一般貨物				196.50
特 定 貨 物	元地 袋入	穀類		226.90
		ふすま・魚粉等		340.90
	撒揚袋詰め穀飼類			173.60
	棉花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準じるもの		538.90
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの		302.90
	冷凍品・冷蔵品			379.10
	銑鉄			123.80
	鉄屑・非鉄金属鉱石			147.10
	木材	水面 貨物	南洋材	172.00
			米材・ニュージーランド材・チリー材	220.10
			北洋材	294.00
		陸上 貨物	南洋材	273.60
			米材・ニュージーランド材・チリー材	292.60
			北洋材	340.60
	撒 貨 物	砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	67.00
		穀飼類	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	47.00

ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月 1 日より翌年 3 月31日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

イ 3ヶ月以上の長期契約があること

ロ 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

ハ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

ただし、穀飼類（撒）のうち年間取扱量 10 トン以上の委託者については、上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ 船積貨物 (1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	金額
昼間（8時30分から16時30分まで）	2,823
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,391

ロ 陸揚貨物 (1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	金額
昼間（8時30分から16時30分まで）	3,035
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,721

本料金は、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における 1 件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の 4 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 4 トンに満たない場合は、4 トン分とします。

⑥ 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

イ 船積貨物検量証明書については、3通まで1,105円、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

ロ 陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

⑦ 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます。

⑧ 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 40銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 35銭

⑨ 消費税及び地方消費税の加算

(1) 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑩ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

⑪ その他

イ 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災・海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ロ 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

ニ 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船積・陸揚貨物検量別掲料金

1. 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

① 出張料金

イ 都・市内（船積貨物検量指定場所以外）1 場所 1 回につき 1,560円

ロ 事業所所在地以外の地域

往復に要する日数 毎 1 日 1 口につき 19,500円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ 9,800円

隣接地及び日帰地方出張の場合毎 1 日 1 口につき 9,800円

② 宿泊料（日当を含む）1 日につき 17,000円

③ 交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃）..... 実費

2. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として、50,000 円以上を申し受けます。

◎日本穀物検定協会

(平成7年8月12日実施)

1. 検量料金 (1トンにつき)

港湾福利分担金 1トンにつき40銭及び

労働安定基金 1トンにつき35銭を含む

- (1) 撒穀飼類 (イ) トラックスケールによる場合 150.85円
 (ロ) ホッパースケールによる場合 67.75円
 但し吸揚機1基当りの時間当り公称能力(計量能力)
 400トン以上の大型サイロについては 60.55円
 とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
- (2) 撒揚袋詰穀飼類 174.35円
 とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
- (3) 元地袋入穀類 227.65円
 飼料原料用穀類(とうもろこし、マイロ、ミレット、各種麦等)
 油脂原料用穀類(大豆、綿実、ゴマ等)
 食品用穀類(大豆、コーヒ、ココア、落花生、小豆、各種麦等)
- (4) 元地袋入ふすま、魚粉等 341.65円
 ペレット類
 ミール類(Feather meal, Ground Nuts meal, Soybean meal, Cobmeal, Fish meal,
 Fish scrap 等)(但し汚染貨物を除く)
 糟糠類(Bran, Pollard 等)
 澱粉類(Tapioca Starch, Potato Starch 等)
 乳脂類(Milk 等)

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

3. 諸料金

(1) 待機料金 (1口1時間につき)

昼間	3,035 円
半夜	4,721 円

(注) 昼間とは、8時30分から16時30分までの間をいいます。

半夜とは、16時30分から21時30分までの間をいいます。

(2) 検量証明書発行手数料

- (イ) 検量証明書 3通まで 無料
 4通目から1枚につき 312円
 (ロ) 検量明細書 1枚につき 312円

(3) 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(イ) 出張料金

- 往復に要する日数 毎1日1口につき 19,500円
 ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ 9,800円
 隣接地及び日帰地方出張の場合 毎1日1口につき 9,800円

(ロ) 宿泊料 (日当を含む) 1日につき 17,000円

- (ハ) 交通費 { 乗車賃 片道100キロメートル未満 普通料金
 片道100キロメートル以上 グリーン料金又は1等料金特急、
 急行を使用した場合は、特急料金、急行料金を申し受けます。
 乗船賃 グリーン料金又は1等料金
 舟車賃 実費

(4) 能率不良貨物でトン数により難い場合は実費を申し受けます。

- 1人1日当り (実働7時間) 50,000円以上とします。
 ただし、半日に満たない場合、又は小ロットの場合は1件につき25,000円申し受けます。

4. 料金の計算方

- (1) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
 (2) 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金をそれぞれ基本料金とします。
 (3) 割増料金が重複する場合には、基本料金表にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの料金を合算します。

12. 液状化等物質運送許容水分値測定手数料 及び液状化等物質水分測定手数料並びに旅費

1. 液状化等物質運送許容水分値測定手数料

イ 基本料金

- (1) フローテーブル法による測定 1 件につき 37,200円
 (2) 貫入法による測定 1 件につき 95,600円

ロ 測定表等交付料

(1) 液状化等物質運送許容水分値測定表交付料

- 3 通まで 無料
 4 通以上 1 通につき 342円

(2) 英訳書交付料

- 3 通まで 無料
 4 通以上 1 通につき 342円

2. 液状化等物質水分測定手数料

イ 基本料金

(1) 集積区分数が 4 以下

- 500 トンまで 21,500円
 500 トンを超えるトン数については
 1 トンにつき 39円
 ただし、60,500円を限度とするものとする。

(2) 集積区分数が 5 以上

- 60,500円に 5 以上の 1 集積区分につき 17,800 円
 を加算する。

ロ 時間外割増料金

- 16時30分より21時30分まで 1 時間につき 1,953円
 21時30分より 5 時まで 1 時間につき 2,344円
 5 時より 8 時30分まで 1 時間につき 1,953円
 8 時30分より16時30分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に
 規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る。）
 1 時間につき 1,953円

ハ 測定表等交付料

(1) 液状化等物質水分値測定表交付料

- 3 通まで 無料
 4 通以上 1 通につき 342円

(2) 英訳書交付料

- 3 通まで 無料
 4 通以上 1 通につき 342円

3. 旅費

イ 日当（検査事業所所在地より片道80km以上の地域に出張した場合）

1 日につき 2,000円

ロ 宿泊料 1 日につき 10,700円

ハ 交通費 実費

13. 液状化等物質積付検査手数料及び旅費

1. 液状化等物質積付検査手数料

イ 基本料金

1 船につき500トンまで	28,570円
500トンを超えるトン数については10トン又はその端数につき	363円

ロ 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで	1 時間につき	1,953円
21時30分より 5 時まで	1 時間につき	2,344円
5 時より 8 時30分まで	1 時間につき	1,953円
8 時30分より16時30分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る。）		
	1 時間につき	1,953円

ハ 液状化等物質積付検査証等交付料

（1）液状化等物質積付検査証交付料

3 通まで	無料
4 通以上 1 通につき	342円

（2）英訳書交付料

3 通まで	無料
4 通以上 1 通につき	342円

2. 旅費

イ 日当（検査事業所所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合）

1 日につき	2,000円
--------	--------

ロ 宿泊料 1 日につき

	10,700円
--	---------

ハ 交通費

	実費
--	----

14. 危険物積付検査に関する手数料及び旅費

1. 危険物積付検査手数料

イ 基本料金

(1) コンテナ詰されている場合

コンテナ 1 個につき 9,300円

ただし、6 個以上を同時に検査する場合は

6 個以上 1 個につき 6,950円

(2) (1) 以外の場合

100個まで 21,000円

100個を超え、1,000個までの個数については

10個又はその端数につき 320円

1,000個を超え2,000個までの個数については

10個又はその端数につき 180円

2,000個を超える個数については

10個又はその端数につき 80円

ここで、1 個の正味重量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の重量を含む。）が50キログラムを超えるものについては、50キログラムを超える100キログラム又はその端数ごとに1 個の割合で算出した個数を1 個に加えた数とする。

ロ 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで 1 時間につき 1,953円

21時30分より 5 時まで 1 時間につき 2,344円

5 時より 8 時30分まで 1 時間につき 1,953円

8 時30分より16時30分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る

1 時間につき 1,953円

ハ 検査証等交付料

(1) 検査証交付料

3 通まで 無料

4 通以上 1 通につき 342円

(2) 英訳書交付料

3 通まで 無料

4 通以上 1 通につき 342円

2. 旅費

イ 日当（検査事業所所在地より片道80km 以上の地域に出張した場合）

1 日につき 2,000円

ロ 宿泊料 1 日につき 10,700円

ハ 交通費 実費

15. 危険物コンテナ収納検査に関する手数料及び旅費

1. 危険物コンテナ収納検査手数料

イ 基本料金

コンテナ1個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数100個までを20,400円とし、100個を超える個数については10個又はその端数につき310円を加算した額とし、39,900円を限度とするものとする。

ただし、

- (1) オンライン申請システムで利用して申請する場合は、コンテナ1個につき3,000円を割引く。
- (2) 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村（政令指定都市の場合は同一区）の検査場所で、過去1年間（暦年ベース以下同じ）に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が100個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。
 - ① 過去1年間に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が100個以上1,000個未満の場合は、コンテナ1個につき、2,500円を割り引く。
 - ② 過去1年間に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が1,000個以上の場合は、コンテナ1個につき、4,500円を割り引く。

ロ 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで	1時間につき	1,953円
21時30分より5時まで	1時間につき	2,344円
5時より8時30分まで	1時間につき	1,953円
8時30分より16時30分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年の1月3日（前記の日を除く））に限る。）		
	1時間につき	1,953円

ハ 検査証等交付料

(1) 検査証交付料

3通まで	無料
4通以上1通につき	342円

(2) 英訳書交付料

3通まで	無料
4通以上1通につき	342円

2. 旅費

イ 日当（検査事業所所在地より片道80km以上の地域に出張した場合）

1日につき	2,000円
-------	--------

ロ 宿泊料 1日につき

10,700円

ハ 交通費

実費

16. 分析料

分析料金について

1. この分析料金表に揚げた料金は普通料金です。
2. 日時指定など、特にお急ぎの場合には割増料金（規定料金の 10 割以内）を申し受けます。
3. 分析・試験を早朝・夜間・休日等に行うとき、また、宿泊を要する場合には必要経費を加算させて頂くことがあります。
4. 原則として、現地調査・サンプル採取・調査報告などで出張を伴う場合には、出張費として 35,000 円/半日・人および交通費・宿泊費の実費を申し受けます。
5. 分析・試験のための試料調製、前処理などを要する場合は別途料金を申し受けます。（例えば、粉碎・切削・研磨などの試料調製や灰化・抽出・分離などの前処理）
6. 分析・試験に特殊な手段を要するとき、また、高価な試薬を必要とするときは、規定料金に実費を加算することがあります。ただし、このような場合にはその都度ご相談のうえ、取り決めます。
7. 表中に記載のない分析・試験・解析・評価については、ご相談ください。
8. 同種の試料を多数依頼される場合にはご相談ください。
9. 分析証明書は 1 部発行します。原則として事務手数料 3,000 円を申し受けます。ただし、事前に部数をご指定頂ければ 3 部までは所定の手数料で発行いたします。3 部以上の場合は 1 部につき 1,000 円を申し受けます。
10. 原則として、分析証明書・試験報告書を英文・和文の両方で作成する場合は追加で 3,000 円を申し受けます。
11. 再発行の場合は、再発行料として 3,000 円を申し受けます。
12. 消費税
 - (1) 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。
 - (2) 上記により計算された額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

1. 無機分析（一般項目）

一般項目		単価	Item（英名）
1-01	一般元素	9,400 円～	General elements
1-02	金	15,000 円～	Gold (Au)
1-03	銀	15,000 円～	Silver (Ag)
1-04	白金	15,000 円～	Platinum (Pt)
1-05	セレン	15,000 円～	Selenium (Se)
1-06	テルル	15,000 円～	Tellurium (Te)
1-07	フッ素	15,000 円～	Fluorine (F)
1-08	水銀	15,000 円～	Mercury (Hg)
1-09	希土類	18,000 円～	Rare earths
1-10	ニオブ	18,000 円～	Niobium (Nb)
1-11	タンタル	18,000 円～	Tantalum (Ta)
1-12	ジルコニウム	18,000 円～	Zirconium (Zr)
1-13	ハフニウム	18,000 円～	Hafunium (Hf)
1-14	ホウ素	18,000 円～	Boron (B)
1-15	ゲルマニウム	18,000 円～	Germanium (Ge)
1-16	ウラン	20,000 円～	Uranium (U)
1-17	トリウム	20,000 円～	Thorium (Th)
1-18	その他特殊元素	20,000 円～	Special elements
1-19	定性分析	30,000 円～	Qualitative analysis
1-20	水分（乾燥法）	5,500 円～	Moisture by drying method
1-21	ふるい分け試験	—	Sieve test
	ふるい 3 枚まで	10,000 円～	Base cost
	4 枚以上 1 枚につき	2,500 円～	For every additional screen
1-22	かさ密度（かさ比重）	25,000 円～	Bulk density,Bulk specific gravity
1-23	イオンクロマトグラフ （1 成分につき）	15,000 円～	Ion Chromatography
1-24	X 線回折	30,000 円～	X-ray Diffractometry
1-25	蛍光 X 線分析	—	X-ray Fluorescence Spectrometry
	定性分析（Each sample）	30,000 円～	Qualitative analysis
	定量分析（Each element）	9,400 円～	Quantitative analysis
1-26	プラズマ発光分光分析（ICP-AE）	—	Plasma Emission Sepctrometry
	定性分析（Each sample）	30,000 円～	Qualitative analysis
	定量分析（Each element）	9,400 円～	Quantitative analysis
1-27	X 線マイクロ分析（EDS）	—	Energy Dispersive X-ray Micro Analysis
	定性分析（半定量分析）	30,000 円～	Base cost
	同一試料での追加 ： 1 測定点につき	10,000 円～	For every additional visual field
1-28	走査電子顕微鏡	—	Scanning Electron Microscope
	観察，写真撮影 1 視野	25,000 円～	Base cost
	1 視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field
1-29	光学顕微鏡	—	Optical Microscope
	観察，写真撮影 1 視野	18,000 円～	Base cost
	1 視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field

2. 個体燃料分析（石炭・コークス・バイオマス等）

石炭・コークス・バイオマス等		単価	Item（英名）
2-01	全水分	5,500 円～	Total moisture
2-02	湿分	5,500 円～	Adherent moisture
2-03	工業分析	-	Proximate analysis
	水分	5,500 円～	Inherent moisture
	灰分	7,500 円～	Ash
	揮発分	8,000 円	Volatile matter
	固定炭素	(21,000 円～)	Fixed carbon
2-04	元素分析	-	Ultimate analysis
	灰分（注）	7,500 円～	Ash
	炭素	13,000 円～	Carbon
	水素	13,000 円～	Hydrogen
	窒素	9,400 円～	Nitrogen
	全硫黄	9,400 円～	Total sulfur
	不燃性硫黄	18,000 円～	Noncombustible sulfur
	酸素	75,800 円～	Oxygen
2-05	発熱量	9,400 円～	Calorific value
2-06	るつぼ膨張試験（粘性）	9,000 円～	Crucible Swelling-Button method
2-07	粉碎性試験	25,000 円～	Hardgrove grindability index
2-08	流動性試験	35,000 円～	Plastic properties-Gieseler plastometer method
2-09	灰の溶解性試験 （酸化性雰囲気）	26,000 円～	Fusibility of Ash ……Oxidizing atmosphere
2-10	灰の溶解性試験 （還元性雰囲気）	38,000 円～	Fusibility of Ash ……Reducing atmosphere
2-11	気孔率	40,000 円～	Porosity
2-12	灰の組成分析 ……1 成分につき	9,400 円～	Composition of Ash
2-13	全りん	9,400 円～	Total phosphorus
2-14	全塩素	15,000 円～	Total chlorine
2-15	付着塩分	9,400 円～	Salt adhered
2-16	灰の調整（石炭）	8,600 円～	Preparation of ash(Coal)
2-17	灰の調整（石油コークス）	30,000 円～	Preparation of ash(Petroleum cokes)
2-18	灰の調整（バイオ燃料）	20,000 円～	Preparation of ash(Biofuel)

3. ケミカル・有機工業薬品

分析項目		単価	英名
3-01	密度，比重	—	Density, Specific gravity
	振動密度計	5,500 円	Vibration densitometer
	浮きばかり	7,000 円	Hydrometer
	ピクノメータ	7,000 円	Pycnometer
	酒精度，アルコール度数	7,000 円	Alcohol degree
	ブリックス度	7,000 円	Brix degree
	ハバード法	20,000 円	Harvard method

	分析項目	単価	英名
	かさ密度	20,000 円	Bulk density
	密度補正係数	25,000 円	Density conversion factor
	容量補正係数	25,000 円	Volume conversion factor
	蒸気密度	30,000 円	Vapor density
3-02	色	—	Color
	Pt-Co 色	6,000 円	Platinum - cobalt scale (Pt-Co)
	ASTM 色	6,000 円	ASTM color scale
	Saybolt 色	6,000 円	Saybolt color scale
	Gardner 色	8,000 円	Gardner color scale
	加熱色	10,000 円	Color after heating
3-03	水分	—	Water, Moisture
	KF 法	7,000 円	Karl Fischer titration
	加熱乾燥法	9,000 円	Drying method
	蒸留法	9,000 円	Distillation method
	加熱気化-KF 法	9,000 円	Heat-evaporation method
3-04	塩分	—	Chloride
	塩分 無機塩素, 比濁法, 導電率法 原油滴定法	15,000 円 20,000 円	Inorganic chloride Salt by potentiometric titration
	全塩素分 (微量電量滴定法)	15,000 円	Total chloride
	有機塩素 (ソジウムビフェニル法)	25,000 円	Organic chloride
	電位差沈澱滴定法 (硝酸銀滴定法)	15,000 円	Potentiometry
	イオンクロマト	15,000 円	Ion chromatography
	イオン電極	10,000 円	Ion electrode
3-05	蒸留試験	—	Distillation
	常圧蒸留	8,000 円	Atmospheric distillation
	水蒸気蒸留	15,000 円	Steam distillation
	減圧蒸留	28,000 円	Vacuum distillation
	G C 法 (～538℃)	30,000 円	Distillation by GC-ASTMD2887
	G C 法-原油 (～720℃)	50,000 円	Distillation by GC-ASTMD7169
3-06	酸価・アルカリ価・中和価	8,000 円	Acidity, Alkalinity, Neutrality
	電位差滴定法	10,000 円	Potentiometry
	加熱後の酸価 (指示薬滴定法)	12,000 円	Acidity after heating
3-07	硫黄分	—	Sulfur
	比濁法	10,000 円	Turbidimetry
	沈澱重量法	12,000 円	Precipitation gravimetry
	微量電量法	10,000 円	Coulometry
	蛍光紫外法	10,000 円	Ultraviolet fluorescence method
	ボンベ法	35,000 円	Bomb method
	亜硫酸定性	10,000 円	Sodium sulfurous
3-08	ガスクロ分析	—	Gas chromatography

分析項目		単価	英名
	ガスクロマトグラフィー	20,000 円	FID, TCD, ECD, FPD, NPD, SCD
	ガスクロ質量分析 (GC-MS)	55,000 円	Gas chromatography-Mass spectrometry
	熱分解法 GC-MS	70,000 円	Pyrolysis GC-MS
	固相抽出-GC-MS	80,000 円	GC-MS (Solid-phase extraction)
	GC/GC-TOF/MS	100,000 円～	GC/GC-TOF/MS
3-09	純度	10,000 円～	Purity
3-10	水溶性	7,000 円	Water solubility, Water miscibility
3-11	不揮発分	7,000 円	Non-volatile matter
3-12	臭い	7,000 円	Odor
3-13	過マンガン酸カリウム試験	7,000 円	Permanganate test
3-14	硫酸着色試験	10,000 円	Acid wash color
3-15	灰分	7,000 円	Ash
3-16	インヒビター	10,000 円	Inhibitor
3-17	ポリマー	10,000 円	Polymer
3-18	pH	4,000 円	pH
3-19	電気伝導度	8,000 円	Electric conductivity
3-20	不ケン化物	20,000 円	Non-saponificated matter
3-21	沸点 (平衡還流法)	12,000 円	Boiling point
3-22	融点 (試験管法)	15,000 円	Melting point (Testing tube method)
3-23	融点 (熱分析法)	20,000 円	Melting point (Thermal analysis)
3-24	ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
3-25	臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
3-26	溶媒不溶分 (ろ過法)	10,000 円	Suspented matter (Filtration method)
3-27	UV 吸収, 光学密度	10,000 円	Ultraviolet absorption
3-28	カルボニル価	15,000 円	Carbonyl value
3-29	エステル価	25,000 円	Ester value
3-30	ケン化価	20,000 円	Saponificaion value
3-31	水酸基価	30,000 円～	Hydroxyl value
3-32	アセチル価	30,000 円～	Acetyl value
3-33	ヨードホルム生成物質	15,000 円	Aldehyde, Ketone
3-34	アンモニア	10,000 円	Ammonia
3-35	過酸化物	10,000 円	Peroxide
3-36	屈折率	5,000 円	Refractive Index
3-37	沈殿物・浮遊物 (フィルターろ過法)	10,000 円	Suspended matter (Filtration method)
3-38	アニリン点, 混合アニリン点	10,000 円～	Aniline point, Mixed aniline point
3-39	酸化安定度 (ボンベ法)	12,000 円	Oxydation stability
3-40	凝固点	10,000 円	Freezing poion
3-41	発火点	100,000 円	Ignition point
3-42	混濁度	7,000 円	Turbidily
3-43	金属	10,000 円～	Metal (ICP 発光分光, 原子吸光の項を参照)
3-44	ドクターテスト	15,000 円	Doctor test
3-45	ヒ素分析 (グッツァイト法)	15,000 円	Arsenic analysis
3-46	水銀 (水銀メータ)	15,000 円	Mercury analyzer

分析項目		単価	英名
3-47	界面活性剤（定性，定量）	15,000 円	Surfactant
3-48	ガソリン混合試験	7,000 円	Miscibility with gasoline
3-49	界面張力	15,000 円	Surface tension
3-50	紫外線照射機	7,000 円	Ultraviolet irradiation
3-51	ガス検出	—	Gas detection
	ガス検知管（成分毎）	10,000 円	Gas detecting tube
	ガス検知メータ（成分毎）	10,000 円	Gas detector
	異臭分析（定性分析）	70,000 円	Foreign odor (GC-MS)
3-52	液クロ分析	—	liquid chromatography
	LC カラムクロマト	50,000 円	Column chromatography
	LC イオン交換カラムクロマト	15,000 円	Ion-exchange chromatography
3-53	高速液体クロマトグラフィー	—	High performance liquid chromatography
	高速液クロ（HPLC）	20,000 円～	HPLC
	サイズ排除クロマトグラフィー	30,000 円～	GPC, GFC
	分子量分布測定	70,000 円	Molecular weight distribution
3-54	薄層クロマトグラフィー	30,000 円～	TLC
3-55	イオンクロマトグラフィー	15,000 円	Ion chromatography
3-56	窒素	—	Nitrogen
	ケルダール法	15,000 円	Kjeldahl method
	揮発性塩基性窒素	10,000 円	Volatile base nitrogen
	化学発光法	10,000 円	Chemiluminescence
3-57	発火点	100,000 円	Ignition point
3-58	引火点	—	Flash point
	タグ密閉法	6,000 円～	TCC (Tag closed tester)
	タグ開放法	6,000 円～	TOC (Tag open cup)
	クリーブランド開放法	6,000 円～	COC (Cleveland open cup)
	セタ密閉法	8,000 円～	SCC (Seta closed cup)
	セタ開放法	8,000 円～	SOC (Seta open cup)
	燃焼点	6,000 円～	Burning point, Fire point
3-59	自動滴定装置	—	Autotitration
	分極滴定	10,000 円	Polarization titration
	沈澱滴定	10,000 円	Precipitation titration
	電気滴定	10,000 円	Electrometric titration
	電位差滴定	10,000 円	Potentiometric titration
	酸化還元滴定	10,000 円	Oxidation-reduction titration
3-60	赤外線吸収スペクトル分析	—	Infrared absorption spectrometry
	ATR 法	20,000 円	ATR method
	熱分解法	25,000 円	Pyrolysis IR
3-61	原子吸光光度計	—	Atomic absorption spectrometry
	フレイム	10,000 円	Flame method
	ファーネス	10,000 円	Furnace AAS (flame-less)
	還元気化法	12,000 円	Reduction volatilization method
	水素化法	12,000 円	Hydrogenation method
	水銀（金アマルガム法）	30,000 円	Mercury(Gold amalgam method)
3-62	発光分光光度計（ICP）	—	ICP spectrometry
	元素毎	10,000 円	Each element
	多元素同時分析	35,000 円	Simultaneous analysis

分析項目		単価	英名
3-63	電子顕微鏡	—	Electron microscope
	走査型電子顕微鏡 (SEM)	25,000 円	Scanning electron microscope
	X線マイクロ分析 (EDX)	25,000 円	Energy dispersive X-ray microanalyzer
3-64	光学顕微鏡	—	Optical microscope
	実体顕微鏡	7,000 円～	Stereomicroscope
	透過モード	15,000 円～	Transmission method
	落射モード	15,000 円～	Incident method (Dark/Bright field)
	位相差モード	15,000 円～	Phase contrast microscope
	微分干渉 (ノマルスキー式)	15,000 円～	Differential interference contrast microscope
	偏光	15,000 円～	Polarization microscope
	共焦点顕微鏡	30,000 円～	Confocal microscope
3-65	熱分析	—	Thermal analysis
	熱重量-示差熱分析 (TG-DTA)	25,000 円～	Thermogravimetry Differential scanning calorimeter
	示差走査熱量分析 (DSC)	25,000 円～	differential thermal analysis
3-66	粘度	—	Viscosity
	動粘度 (30℃～75℃)	7,000 円	Kinematic viscosity
	動粘度 (20℃以下 又は 80℃以上)	11,000 円	Kinematic viscosity
	絶対粘度	12,500 円	Dinamic viscosity
	回転粘度計	15,000 円	Rotational viscometer
	振動粘度計	9,000 円	Oscillation viscometer
	粘度指数	19,000 円	Viscosity index

4. 石油分析 (揮発油品確法に基づく分析)

揮発油 (ガソリン)		試料量	単価	強制項目	表示項目
4-1-01	鉛	50 mL	13,500 円	○	○
4-1-02	硫黄分	20 mL	9,400 円	○	○
4-1-03	MTBE	10 mL	9,000 円	○	○
4-1-04	ベンゼン	10 mL	9,000 円	○	○
4-1-05	灯油混入	10 mL	9,000 円	○	○
4-1-06	メタノール	10 mL	9,000 円	○	○
4-1-07	エタノール	10 mL	8,000 円	○	○
4-1-08	酸素量	10 mL	8,000 円	○	○
4-1-09	実在ガム	100 mL	9,000 円	○	○
4-1-10	色	50 mL	2,200 円	○	○
4-1-11	オクタン価	1,200 mL	30,000 円	—	○
4-1-12	密度	20 mL	3,500 円	—	○
4-1-13	蒸留性状	150 mL	7,000 円	—	○
4-1-14	銅板腐食	50 mL	5,500 円	—	○
4-1-15	蒸気圧	100 mL	11,000 円	—	○
4-1-16	酸化安定度	100 mL	15,000 円	—	○
合計 (消費税抜き)		1,900 mL	158,100 円	86,100 円	158,100 円

灯油		試料量	単価	強制項目	表示項目
4-2-01	硫黄分	20 mL	9,400 円	○	○
4-2-02	引火点	100 mL	4,500 円	○	○
4-2-03	色（セーボルト色）	50 mL	4,000 円	○	○
4-2-04	蒸留性状	150 mL	7,000 円	—	○
4-2-05	煙点	50 mL	10,000 円	—	○
4-2-06	銅板腐食	100 mL	5,500 円	—	○
合計（消費税抜き）		470 mL	40,400 円	17,900 円	40,400 円

軽油		試料量	単価	強制項目	表示項目
4-3-01	硫黄分	20 mL	9,400 円	○	○
4-3-02	セタン指数	150 mL	3,500 円	○	○
4-3-03	蒸留性状	150 mL	7,000 円	○	○
4-3-04	脂肪酸メチルエステル，トリグリセリド	10 mL	31,000 円	○	○
4-3-05	引火点（ペンスキーマルテンス法）	150 mL	4,500 円	—	○
4-3-06	流動点	50 mL	6,000 円	—	○
4-3-07	目詰まり点	50 mL	12,500 円	—	○
4-3-08	10%残留炭素	200 mL	12,500 円	—	○
4-3-09	動粘度	50 mL	5,500 円	—	○
合計（消費税抜き）		830 mL	91,900 円	50,900 円	91,900 円

BDF 混合軽油		試料量	単価	強制項目	表示項目
4-4-01	硫黄分	20 mL	9,400 円	○	○
4-4-02	セタン指数	150 mL	3,500 円	○	○
4-4-03	蒸留性状（90%留出温度）	150 mL	7,000 円	○	○
4-4-04	脂肪酸メチルエステル，トリグリセリド	10 mL	31,000 円	○	○
4-4-05	メタノール	10 mL	32,000 円	○	○
4-4-06	酸価	50 mL	6,500 円	○	○
4-4-07	ギ酸，酢酸及びプロピオン酸	10 mL	22,000 円	○	○
4-4-08	酸価安定度	100 mL	40,500 円	○	○
4-4-09	引火点（PMCC 法）	150 mL	4,500 円	—	○
4-4-10	流動点	50 mL	6,000 円	—	○
4-4-11	目詰まり点	50 mL	12,500 円	—	○
4-4-12	10%残留炭素	200 mL	12,500 円	—	○
4-4-13	動粘度	50 mL	5,500 円	—	○
合計（消費税抜き）		1,000 mL	192,900 円	151,900 円	192,900 円

重油		試料量	単価	強制項目	表示項目
4-5-01	硫黄分	10 mL	9,400 円	○	—
4-5-02	反応（無機酸）	100 mL	3,500 円	○	—
合計（消費税抜き）		110 mL	12,900 円	12,900 円	—

5. 石油分析 (IS08217、船用燃料油 F0/MD0)

重油 (IS08217-2017)		試料量	Grade	Item (英名)
			RMA 10 ~ RMK 700	
5-1-01	密度 (振動式密度計法)	10ml	5,500 円	Density
5-1-02	動粘度 @50℃	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity
5-1-03	CCAI	—	1,000 円	CCAI
5-1-04	硫黄分 (励起法)	20ml	10,000 円	Sulfur
5-1-05	引火点 (PM)	150ml	6,000 円	Flash point (PM)
5-1-06	硫化水素	100ml	25,000 円	Hydrogen sulfide
5-1-07	酸価	100ml	8,000 円	Acid number
5-1-08	潜在トータルセジメント	30ml	15,000 円	Total sediment (potential)
5-1-09	残留炭素分 (ミクロ法)	10ml	6,000 円	Micro carbon residue
5-1-10	流動点	100ml	7,000 円	Pour point
5-1-11	水分 (蒸留法)	100ml	9,000 円	Water by distillation
5-1-12	灰分	10ml	7,000 円	Ash
5-1-13	バナジウム	30ml	10,000 円	Vanadium (V)
5-1-14	ナトリウム	30ml	10,000 円	Sodium (Na)
5-1-15	アルミニウムおよびケイ素	30ml	23,500 円	Aluminium plus silicon
5-1-16	カルシウム	30ml	10,000 円	Calcium (Ca)
5-1-17	亜鉛	30ml	10,000 円	Zinc (Zn)
5-1-18	リン	30ml	10,000 円	Phosphorus (P)
合計 (消費税抜き)		—	180,000 円	—

ディーゼル燃料油 (IS08217-2017)		試料量	Grade				Item (英名)
			DMX	DMA DFA	DMZ DFZ	DMB DFB	
5-2-01	動粘度 @40℃	50ml	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	Kinematic viscosity
5-2-02	密度 (振動式密度計法)	10ml	—	5,500 円	5,500 円	5,500 円	Density
5-2-03	セタン指数	110ml	14,500 円	14,500 円	14,500 円	—	Cetane index
5-2-04	硫黄分 (励起法)	20ml	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	Sulfur (S)
5-2-05	引火点 (PM)	150ml	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	Flash point (PM)
5-2-06	硫化水素	100ml	25,000 円	25,000 円	25,000 円	25,000 円	Hydrogen sulfide
5-2-07	酸価	100ml	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円	Acid number
5-2-08	実在トータルセジメント	15ml	—	—	—	10,000 円	Total sediment (Potential)
5-2-09	酸化安定度	400ml	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	Oxydation stability
5-2-10	脂肪酸メチルエステル	10ml	—	30,000 円	30,000 円	30,000 円	Fatty acid methyl ester
5-2-11	10%残油の残留炭素分	10ml	13,000 円	13,000 円	—	—	10% carbon residue
5-2-12	残留炭素分 (ミクロ法)	5ml	—	—	6,000 円	6,000 円	Micro carbon residue

5-2-13	曇り点	50ml	7,000 円	—	—	—	Cloud point
5-2-14	流動点	100ml	—	7,000 円	7,000 円	7,000 円	Pour point
5-2-15	外観	500ml	3,000 円	3,000 円	—	—	Appearance
5-2-16	灰分	10ml	—	—	7,000 円	7,000 円	Ash
5-2-17	潤滑性(HFRR)	10ml	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	Lubricity (HFRR)

6. 石油分析（軽油等）

軽油等		試料量	単価	Gas oil	対応規格			
					JIS	ASTM	EN/ISO	IP
6-01	密度（振動式密度計法）	5ml	5,500 円	Density by digital density meter	K 2249	D 4052 D 5002	ISO 12185	365
6-02	密度（ふひょう法）	500ml	7,000 円	Density by hydrometer	K 2249	D 1298	ISO 3675	160
6-03	API 度 @60 ° F（計算のみ）	5ml	1,000 円	API gravity @60 ° F	K 2249	D 1250	—	—
6-04	外観	1,000ml	3,000 円～	Appearance	—	D 4176-1	—	—
6-05	動粘度	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity	K 2283	D 445	ISO 3104	—
6-06	外観 （ヘイズレイティング）	1,000ml	3,000 円	Appearance (Haze rating)	—	D 4176-2	—	—
6-07	色（ASTM）	50ml	6,000 円	Color	K 2580	D 1500 D 6045	ISO 2049	196
6-08	セタン価	4,000ml	60,000 円～	Cetane number	K 2280	D 613	ISO 5165	41
6-09	セタン指数（計算のみ）	200ml	1,000 円	Cetane Index (4 Variable Equation)	K 2280	D 4737	ISO 4264	380
6-10	セタン指数（測定込み）	1,000ml	14,500 円	Cetane Index (including measurement of properties)	K 2280	D 976	ISO 4264	—
6-11	ディーゼル指数	20ml	16,500 円	Diesel index	—	—	—	—
6-12	蒸留性状（常圧）	100ml	8,000 円	Distillation	K 2254	D 86	ISO 3405	123
6-13	蒸留性状 （ガスクロ法）	10ml	25,000 円	Billing range distribution by gas chromatography	K 2254 (参考)	D 2887	ISO 3924	406
6-14	引火点（PM）	250ml	6,000 円	Flash-Point by PM Closed Cup Tester	K 2265-3	D 93	ISO 2719	34
6-15	硫黄分 （酸価分解・紫外蛍光法）	5ml	10,000 円	Sulfur by Ultraviolet Fluorescence1	K 2541-6	D 5453	ISO 20846	490
6-16	硫黄分（励起法）	20ml	10,000 円	Sulfur by EDX	K 2541-4	D 4294	ISO 8754	336
6-17	曇り点	45ml	7,000 円	Cloud point	K 2269	D 2500	ISO 3015 EN 23015	219
6-18	目詰まり点（CFPP）	50ml	13,000 円	Cold filter plugging point	K 2288	D 6371	EN 116	309
6-19	流動点	100ml	7,000 円	Pour point	K 2269	D 97 D 5950	ISO 3016	15
6-20	10%残留炭素分 （コンラドソン法）	200ml	13,000 円	Conradson carbon residue on 10% distillation residue	K 2270	D 189	ISO 6615	13
6-21	10%残留炭素分 （ミクロ法）	200ml	13,000 円	Micro carbon residue on 10% distillation residue	K 2270	D 4530	ISO 10370	398

軽油等		試料量	単価	Gas oil	対応規格			
					JIS	ASTM	EN/ISO	IP
6-22	10%残留炭素分 (ラムスボトム法)	200ml	19,000 円	Ramsbottom carbon residue on 10% distillation residue	-	D 524	-	14
6-23	灰分	100ml	7,000 円	Ash	K 2272	D 482	ISO 6245	4
6-24	芳香族分および多環芳香族 分 (HPLC 法)	20ml	30,000 円	Aromatic hydrocarbons (and Polyaromatic hydrocarbons) HPLC	-	D 6591	EN 12916	391
6-25	芳香族分および多環芳香族 分 (超臨界クロマト法)	-	50,000 円	Aromatic hydrocarbons (and Polyaromatic hydrocarbons) SFC	-	D 5186	-	-
6-26	炭化水素タイプ分析 (HPLC 法)	50ml	30,000 円	Hydrocarbon typeanalysis	JPI-5S-49	-	-	-
6-27	炭化水素タイプ分析 (HPLC 法) 密度、動粘度込 み	50ml	42,500 円	Hydrocarbon typeanalysis	JPI-5S-49	-	-	-
6-28	導電率	300ml	8,000 円	Electric conductivity	K 2276	D 2624	ISO 6297	274
6-29	銅板腐食試験	50ml	6,000 円	Copper corrosion	K 2513	D 130	ISO 2160	154
6-30	潤滑性 (HFRR)	50ml	40,000 円	Lubricity HFRR	JIP-5S-50	D 6079	EN 12156-1	450
6-31	強酸価 (指示薬法)	100ml	10,000 円	Strong acid number (Color indicator)	K 2501	D 974	ISO 6618	136
6-32	酸価 (電位差滴定法)	40ml	8,000 円	Acid number (Electric titration)	K 2501	D 664	ISO 6619	177
6-33	酸価 (指示薬法)	100ml	8,000 円	Acid number(Color indicator titration)	K 2501	D 974	ISO 6618	139
6-34	全塩素	10ml	15,000 円	Total chlorine	-	D 5808	-	-
6-35	窒素分 (化学発光法)	10ml	10,000 円	Nitrogen	K 2609	D 4629	-	-
6-36	酸化安定度	400ml	40,000 円	Oxidation Stability	-	D 2274	EN ISO 12205	388
6-37	High temperature stability(90 minnute @150℃)	500ml	25,000 円	High temperature stability	-	D 6468	-	-
6-38	きょう雑物	1,000ml	10,000 円	Particulate matter	-	D 6217	ISO 15167 EN 12662	440
6-39	セジメント (抽出セジメント)	20ml	20,000 円	sediment by extraction	-	D 473	ISO 3735	53
6-40	セジメント (ろ過法)	100ml	9,000 円	sediment by menblene filtration	-	D 4807	-	-
6-41	水泥分	100ml	9,000 円	Water and sediment	K 2601	D 2709	ISO 3734	-
6-42	水分(KF 式, 電量滴定法)	20ml	7,000 円	Water by coulometric titration	K 2275	D 6304	ISO 12937	438
6-43	水分(KF 式, 容量滴定法)	20ml	7,000 円	Water by volumetic Karl- Fisher titration	K 2275	D 1744	ISO 6296	439
6-44	水分(蒸留法)	100ml	9,000 円	Water by distillation	K 2275	D 95 D 4006	ISO 3733	74

軽油等		試料量	単価	Gas oil	対応規格			
					JIS	ASTM	EN/ISO	IP
6-45	脂肪酸メチルエステル (FAME)	100ml	30,000 円	FAME content	-	-	EN 14078	-
6-46	Filter blocking tendency (FBT)	350ml	30,000 円	Filter blocking tendency	-	D 2068	-	387
6-47	総発熱量	50ml	10,000 円	Gross Caloric Value	K 2279	D 4809 D 4868	ISO 15911	355
6-48	真発熱量 (計算のみ)	50ml	1,000 円	Net Caloric Value (calculation)	K 2279	D 4529 D 4868	ISO 3648	381
6-49	微生物試験	50ml	30,000 円	Microbial Count	-	-	-	385
6-50	硫化水素	50ml	25,000 円	Hydrogen sulfide	-	-	-	570

7. 石油分析

7-1. ジェット燃料油

JET 燃料 (DEFSTAN 91-91) Issue 14		試料量	単価	JET fuel oil (DEFSTAN)
7-1-01	外観	50ml	3,000 円	Visual appearance
7-1-02	色	100ml	6,000 円	Colour
7-1-03	きょう雑物 (重量法)	4,000ml	10,000 円	Particulate contamination
7-1-04	きょう雑物 (粒度分布)	400ml	28,000 円	Particulate count (IP 565)
7-1-05	酸価	20ml	8,000 円	Total acidity
7-1-06	芳香族 (蛍光指示薬法)	10ml	30,000 円	Aromatics
7-1-07	全芳香族 (HPLC 法)	10ml	30,000 円	Total aromatics
7-1-08	硫黄分	10ml	10,000 円	Sulphur, total
7-1-09	メルカプタン硫黄分	20ml	10,000 円	Sulphur, Mercaptan
7-1-10	ドクターテスト	10ml	15,000 円	Doctor Test
7-1-11	蒸留性状	100ml	8,000 円	Distillation
7-1-12	引火点	110ml	6,000 円	Flash point
7-1-13	密度 @15°C	5ml	5,500 円	Density at 15 ° C
7-1-14	析出点	50ml	10,000 円	Freezing point
7-1-15	動粘度 @-20°C	50ml	11,000 円	Viscosity at minus 20 ° C
7-1-16	煙点	20ml	10,000 円	Smoke point
7-1-17	ナフタレン	10ml	10,000 円	Naphthalenes
7-1-18	発熱量 (計算のみ)	0ml	1,000 円	Specific energy (Calculation)
7-1-19	銅板腐食 @50°C, 3h	50ml	6,000 円	Copper strip@50°C, 3h
7-1-20	熱安定性 (JFTOT)	700ml	52,000 円	Thermal stability (JFTOT)
7-1-21	実在ガム (空気法)	50ml	9,000 円	Existent gum (Air)
7-1-22	実在ガム (水蒸気法)	50ml	20,000 円	Existent gum (Steam)
7-1-23	水分離指数 (MSEP)	50ml	25,000 円	Microseparometer (MSEP)
7-1-24	導電率	300ml	8,000 円	Electrical conductivity
7-1-25	脂肪酸メチルエステル	10ml	68,000 円	Fatty acid methyl ester (FAME)

7-2. 成分分析

成分分析		試料量	単価	Petroleum component analysis
7-2-01	FIA 分析	50ml	50,000 円	FIA analysis
7-2-02	PONA 分析	5ml	50,000 円	PONA analysis
7-2-03	PIONA 分析	5ml	50,000 円	PIONA analysis
7-2-04	SARA 分析 (TLC-FID)	10ml	55,000 円	SARA analysis (TLC-FID)
7-2-05	SARA 分析 (カラムクロマト法)	10ml	50,000 円	SARA analysis (Column Chromatography)
7-2-06	アスファルテン	10ml	14,000 円	Asphaltenes
7-2-07	レジン	10ml	50,000 円	Resin
7-2-08	ワックス	5ml	30,000 円	Wax
7-2-09	トータルセジメント (実在)	50ml	10,000 円	Total sediment (existent)
7-2-10	トータルセジメント (潜在)	50ml	15,000 円	Total sediment (potential)
7-2-11	トータルセジメント (TSA)	50ml	15,000 円	Total sediment (accelerated)
7-2-12	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法) 密度、動粘度別	30ml	30,000 円	Aromatics JPI method (HPLC) ※Excluding measurement of density and viscosity
	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法) 密度、動粘度込み	300ml	42,500 円	Aromatics JPI method (HPLC) ※Including measurement of density and viscosity
7-2-13	芳香族分 (軽油, HPLC 法)	30ml	30,000 円	Aromatics (HPLC) of Gas oil
7-2-14	芳香族分 (航空燃料油, HPLC 法)	30ml	30,000 円	Aromatics (HPLC) of Jet fuel oil
7-2-15	芳香族分 (超臨界クロマト法)	300ml	50,000 円	Aromatics by Supercritical Fluid Chromatography
7-2-16	潤滑油中の石油分 (税関分析法)	300ml	60,000 円	Petroleum content in lubrication oil
7-2-17	アニリン点	20ml	10,000 円	Organic chloride in crude oil
7-2-18	環分析 (n-d-m 法)	200ml	30,000 円	Heavy metal (Lead)
7-2-19	有機塩素 (原油)	1,000ml	50,000 円	Organic chloride in crude oil
7-2-20	重金属 (鉛)	100ml	25,000 円	Heavy metal (Lead)
7-2-21	重金属 (ヒ素)	100ml	25,000 円	Heavy metal (Arsenic)
7-2-22	ガスクロ蒸留 (原油)	50ml	50,000 円	Simulated distillation by GC (Crude oil)
7-2-23	ガソリン中の含酸素成分分析	5ml	60,000 円	ASTM D4815 (GC method)
7-2-24	ガソリン中のベンゼン分析	5ml	60,000 円	ASTM D3606 (GC method)
7-2-25	ガソリン中の芳香族分析	5ml	80,000 円	ASTM D5580 (GC method)
7-2-26	ナフサ中の微量含酸素成分分析	10ml	250,000 円	ASTM D7423 (GC method)
7-2-27	スポットテスト (Cleanliness)	100ml	6,000 円	ASTM D4740
7-2-28	スポットテスト (compatibility)	200ml	15,000 円	ASTM D4740

7-3. 潤滑油

潤滑油		試料量	単価	Grease (Grade 1)
7-3-01	酸価	40ml	8,000 円	Acid value
7-3-02	塩基価	40ml	8,000 円	Base number
7-3-03	引火点 (COC 法)	160ml	6,000 円	Flash point
7-3-04	軽油希釈率	50ml	30,000 円	Gas Oil Diluent in Engine Oils
7-3-05	ガソリン希釈率	10ml	32,500 円	Gasoline Diluent in Engine Oils
7-3-06	水分 (KF 気化法)	20ml	9,000 円	Water content

				(water vaporizer method)
7-3-07	ペンタン不溶分 (A 法)	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
7-3-08	凝集ペンタン不溶分 (B 法)	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
7-3-09	トルエン不溶分	50ml	8,000 円	Toluene insolubles
7-3-10	動粘度@40℃	40ml	7,000 円	Kinematic viscosity 40℃
7-3-11	動粘度@100℃	50ml	11,000 円	Kinematic viscosity 100℃
7-3-12	粘度指数 (粘度測定 2 点含む)	80ml	19,000 円	Viscosity index
7-3-13	汚染度 (質量法)	100ml	10,000 円	Contaminants by gravimetric method
7-3-14	ISO コード	100ml	12,000 円	ISO code

7-4. アスファルト・ピッチ・クレオソート油

アスファルト・ピッチ・クレオソート油		試料量	単価	Item (英名)
7-4-01	軟化点 (環球式)	200g	15,000 円	Softning point
7-4-02	引火点	200g	9,000 円	Flash point
7-4-03	密度 @15℃	100g	20,000 円	Density at 15 ° C
7-4-04	トルエン不溶分	50g	10,000 円	Toluene insolubles
7-4-05	キノリン不溶分	50g	10,000 円	Quinoline insolubles
7-4-06	蒸留試験	300g	14,000 円	Distillation
7-4-07	ワックス	300g	30,000 円	Wax content
7-4-08	固定炭素	50g	20,000 円	Fixed carbon
7-4-09	コークス残分	50g	25,000 円	Cokes rersidue

8. 異物・付着物

異物・付着物		試料量	単価	Item (英名)
8-01	光学顕微鏡観察	1ml	10,000～ 30,000 円	Optical Microscope
8-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	20,000 円	Infrared absorbance spectrometry
8-03	走査型電子顕微鏡-EDX 分析	1ml	25,000 円	SEM-EDX analysis
8-04	熱分析 (TG-DTA, DSC)	1ml	25,000 円～	Thermal analysis
8-05	X線回折	2ml	25,000 円	X-ray Diffraction
8-06	ICP 分析 (金属分析等)	20ml	35,000 円	ICP analysis
8-07	溶解性試験	10ml	20,000 円	Solubility test
8-08	pH, 酸性度・アルカリ性度	20ml	10,000 円	pH, Acid and alkali
8-09	ガスクロマトグラフ分析	5ml	15,000～ 20,000 円	Gas chromatography
8-10	ガスクロマトグラフィー質量分析	5ml	55,000 円～	Gas chromatography - Mass spectrometry
8-11	GC×GC-TOFMS 分析	5ml	100,000 円～	GC×GC Time of Flight Mass Spectrometry
8-12	高速液体クロマトグラフィー	5ml	25,000 円～	High performance chromatography
8-13	異臭分析	10ml	70,000 円～	Foreign odor analyss
8-14	可視紫外線吸収スペクトル分析	10ml	10,000 円	Spectrophotometry
8-15	蛍光スペクトル分析	10ml	15,000 円	Fluoresence spectrometry

8-16	前処理各種	10ml	10,000 円～	Pretreatment
8-17	諸経費 (データ解析・報告書作成等)	0ml	分析費用の 30%	Overhead costs
合計 (消費税別途)			—	平均的な費用 (60,000 円～120,000 円)

9. 軽油混入成分 (軽油引き取り税)

軽油混入成分		試料量	単価	Item (英名)
9-01	クマリン含有量	50ml	20,000 円	Optical Microscope
9-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	15,000 円	Infrared absorbance spectrometry
9-03	蒸留試験	100ml	7,000 円	Distillation
9-04	密度	20ml	3,500 円	Density
9-05	外観・色調	—	2,200 円	Appearance, Color
9-06	硫黄分	5ml	9,400 円	Sulfur
9-07	灯油混入量	100ml	9,000 円	Kerosene fraction content
9-08	A重油混入量	20ml	25,000 円	Diesel oil content
9-09	サンプル写真	—	2,000 円	Photograph
合計 (消費税別途)			93,100 円	—

10. 脂肪酸メチルエステル (FAME)

脂肪酸メチルエステル (FAME)		試料量	単価	日本産業規格 JISK 2390	欧州規格 EN 14214
10-01	エステル分	5ml	15,000 円	EN 14103	EN 14103
10-02	密度@15℃	10ml	5,500 円	JIS K 2249	EN ISO 12185
10-03	動粘度@40℃	50ml	7,000 円	JIS K 2283	EN ISO 3104
10-04	引火点	50ml	6,000 円	JIS K2265	EN ISO 3679
10-05	硫黄分	150ml	10,000 円	JIS K 2541	EN ISO 20846
10-06	10%残油の残留炭素分	220ml	40,000 円	JIS K 2270	EN ISO 10370
10-07	セタン価	30,000ml	75,000 円	JIS K 2280	EN ISO 5165
10-08	硫酸灰分	80ml	10,000 円	JIS K 2272	ISO 3987
10-09	水分	100ml	7,000 円	JIS K2275	EN ISO 12937
10-10	固形不純物	500ml	10,000 円	EN 12662	EN 12662
10-11	銅板腐食試験@50℃, 3h	50ml	6,000 円	JIS K 2513	EN ISO 2160
10-12	酸化安定性	10ml	25,000 円	当事者間の合意	EN 14112
10-13	酸価	50ml	8,000 円	JIS K 2501	ISO 14104
10-14	ヨウ素価	10ml	12,000 円	JIS K 0070	ISO 14111
10-15	リノレン酸メチル	5ml	15,000 円～ (注1)	EN 14103	EN 14103
10-16	メタノール	15ml	15,000 円～	EN 14110	EN 14110
10-17	モノグリセライド, ジグリセライド, トリグリセライド, 遊離グリセリン, 全グリセリン	5ml	25,000 円～	EN 14105	EN 14105
10-18	金属 (Na+K)	10ml	20,000 円	EN 14108	EN 14108
10-19	金属 (Ca+Mg)	10ml	20,000 円	EN 14538	EN 14538

脂肪酸メチルエステル (FAME)		試料量	単価	日本産業規格 JISK 2390	欧州規格 EN 14214
10-20	りん	5ml	10,000 円	EN 14107	EN 14107
10-21	低温流動性(注2)	50ml	22,500 円	当事者間の合意	—
10-22	多価不飽和脂肪酸	5ml	38,000 円～	—	EN 15779

注1) エステル分を測定する場合は、リノレン酸メチルの費用はかかりません。

注2) 低温流動性は、当事者間の合意で実施します。一例として、試料を使用してB5軽油を調整後に流動点および目詰まり点(CFPF)を実施する場合の料金を記載します。

1 1. 消防法危険性評価

第4類関連 (引火性液体)		試料量	単価	備考
11-01	液状確認 (1点)	100ml	10,000 円	
11-02	引火点 (タグ密閉法)	200ml	40,000 円	
11-03	引火点 (セタ密閉法)	50ml	40,000 円	
11-04	引火点 (クリーブランド開放法)	300ml	40,000 円	
11-05	動粘度	500ml	25,000 円	引火点と同温度で測定
11-06	燃焼点	300ml	50,000 円	
11-07	可燃性液体量	300ml	120,000 円	成分組成が既知の場合は省略可
11-08	沸点	200ml	35,000 円	
11-09	発火点	50ml	70,000 円	
11-10	水溶性	100ml	10,000 円	
第2類関連 (引火性固体)		試料量	単価	備考
11-11	引火点 (セタ密閉法)	50g	40,000 円	
11-12	小ガス炎着火試験	100g	30,000 円	

指定可燃物関連 (可燃性液体, 可燃性固体)		試料量	単価	備考
11-13	引火点 (セタ密閉法)	50ml, g	40,000 円	
11-14	融点	200ml, g	30,000 円	
11-15	発熱量	50ml, g	40,000 円	

1 2. 油脂および油脂原料

分析項目		単価	英名
12-01	油分	7,000 円	Oil content
12-02	脂肪 (粗脂肪)	7,000 円	Crude fat
12-03	水分	—	Moisture
12-04	カールフィッシャー法	7,000 円	Karl Fischer titration
12-05	加熱乾燥法	7,000 円	Drying method
12-06	糖分	—	Sugar
	全糖分	15,000 円	Total sugar
	転化糖	15,000 円	Invert sugar
	還元糖分	30,000 円	Reducing sugar
	糖度	10,000 円	Polarization

分析項目		単価	英名
	デンプン	9,000 円	Starch
12-07	繊維（粗繊維）	9,000 円	Crude fiber
12-08	窒素化合物	—	Nitrogen component
	タンパク質（粗タンパク質）	6,000 円	Crude protein
	窒素	6,000 円	Nitrogen
	アンモニア態窒素	7,000 円	Ammonia nitrogen
	アンモニア	10,000 円	Ammonia
	尿素	10,000 円	Urea
	ホルマリン	10,000 円	Formalin
12-09	可溶性無窒素物 ＝水分＋粗タンパク質＋粗脂肪 ＋粗繊維＋粗灰分	25,000 円	Nitrogen free extract
12-10	灰分	7,000 円	Ash
12-11	塩分	15,000 円	Chloride
12-12	酸価	8,000 円	Acidity, Alkalinity, Neutrarity
12-13	水溶性酸価	9,000 円	Water soluble acids
12-14	遊離脂肪酸	10,000 円	Free fatty acids of extracted oil
12-15	脂肪酸組成	35,000 円	Fatty acid component
12-16	引火点	6,000 円	Flash point
12-17	燃焼点	6,000 円	Burning point, Fire point
12-18	凝固点	10,000 円	Freezing poion
12-19	屈折率	5,000 円	Refractive Index
12-20	動粘度	7,000 円	Kinematic viscosity
12-21	エステル価	25,000 円	Ester value
12-22	ケン化価	20,000 円	Saponification value
12-23	不ケン価物	20,000 円	Non-saponificated matter
12-24	ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
12-25	臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
12-26	水酸基価・アセチル価	30,000 円～	Hydroxyl value
12-27	過酸化物	10,000 円	Peroxide
12-28	ふるい分け試験	—	Sieve test
	ふるい 3 枚まで	10,000 円	Base cost
	4 枚以上 1 枚につき	3,000 円	For every additional screen
12-29	色	—	Color
	ガードナー色	6,000 円	Gardner color scale
	ロビボンド色	10,000 円	Lovibond color
12-30	金属	—	Metal
	ヒ素	15,000 円～	Arsenic
	水銀	15,000 円～	Mercury
	リン	10,000 円～	Phosphorous
	カリウム	10,000 円～	Potasium
	ナトリウム	10,000 円～	Sodium
	カルシウム	10,000 円～	Calsium

17. 輸出貨物船積料

(平成 26 年 4 月 1 日届出・実施)

I. 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合（A）

1 トンにつき 単位円)

品目			船積料金	分担金等	はしけ内荷捌料金	合計
ユニ タイ ズ貨 物	パレタイズ貨物		4,701.00	18.75	66.00	4,785.75
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満且つ容積20トン未満のもの)		4,306.00	18.75	133.00	4,457.75
包 装 品	カートン ケース クレート	雑貨類 機械類（1個当り5トン未満のもの）	6,060.00	18.75	133.00	6,211.75
		機械類（1個当り5トン以上のもの）	5,596.00	18.75	133.00	5,747.75

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下消費税法等に基づく税率以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(2) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合（E）

(1 トンにつき 単位円)

品目	船積料金	分担金等	合計
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520.00	10.50	5,530.50
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480.00	10.50	5,490.50
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632.00	10.50	4,642.50

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下消費税法等に基づく税率以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 上屋入れよりバンニングの上C Y渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上C Yへ移送するまでの作業

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 最低料金

本料金は、1 件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の 1 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 1 トン分に満たない場合は 1 トン分とします。

3. 分担金等

区分	金額	
	上屋入れより はしけ取り・本船積の場合	上屋入れより バンニングの上C Y渡しの場合
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	9 円 20 銭	4 円 80 銭
(2) 港湾労働法関係付加金	1 円 50 銭	1 円 50 銭
(3) 労 働 安 定 基 金	8 円 05 銭	4 円 20 銭

4. 消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

6. その他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
 - ① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
 - ② 上屋入れよりバンニングの上C Y渡しの場合のC Yまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 - ③ 委託者の要求により、少量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り決め又は、慣習によります。

18. 船積貨物固定区画料金表

(本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は、船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

品 目	セキュアリング	作 業 標 準
コンテナ	1 個につき 3,262 円	ラッシング及びショアリング
ノックダウン自動車	1 トンにつき 251 円	ラッシング及びショアリング
雑 貨 類 ・ 機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)	〃 426 円	ラッシング及びショアリング
機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの)	〃 333 円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)	〃 214 円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル (口径 12 インチ以上のもの)	〃 269 円	ラッシング及びショアリング
小 型 車 輻	1 台につき 1,196 円	ロープ又はゲージワイヤーによる 4 点ラッシング

(注) 上記基本料金はチェンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- ② ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のページの通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき (6人)	23,483 円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき (6人)	36,530 円

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（6人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1口につき（6人）	186,298 円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1口につき（6人）	186,298 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（1）作業手配取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

（2）半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（6人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次の通りとします。

(1個につき 単位円)

区 分	1口の作業員数	20フィート型	40フィート型
ドライコンテナ	2人	7,600	11,400
フラットコンテナ	2人	12,200	18,300

(注) 当該作業において、前項に掲げる2.の割増料金、3.の待機料金及び4.の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6. 分担金等

品 目	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
コンテナ (1個につき)	11円20銭	6円18銭	9円80銭
ノックダウン自動車 雑貨類・機械類・鋼材類 (1トにつき)	1円36銭	75銭	1円19銭
小型車輛 (1台につき)	4円48銭	2円47銭	3円92銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

9. その他

(1) 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、降雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(3) 高価品の明示のある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。

(5) 通船又は、特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

(6) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。

19. 荷直・荷造料金表

(本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この荷直・荷造料金は、船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

① 荷直料金 (1 トンにつき 単位円)

区 分	金 額
船内荷直料金	217
沿岸荷直料金	652

② 沿岸荷造料金 (1 トンにつき 単位円)

区 分		金 額		
本船接岸・はしけ揚撒貨物料金		小麦・米		
		902		
コンテナ詰の 撒貨物料金			バン 卸 し 袋 詰	バンよりベルト揚袋詰
	麻 袋	メイズ・大豆・雑豆	1,422	2,498
		ヘイキューブ	2,419	—
	フレコン	メイズ・大豆・雑豆	3,123	4,453
		ヘイキューブ	4,266	—

(注) (1) 39キログラム未満の袋詰作業については、委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ② 沿岸荷直作業は、舳揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ③ 沿岸荷造作業は、舳揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又は、フレコン等への移し替え作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	7,840	15,680
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	12,195	24,390

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口につき 単位円)

	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	62,197	124,394
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	62,197	124,394

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該

当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（船内荷直 2 人、沿岸荷直・荷造 4 人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1 トンにつき)

	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
船内荷直料金	75 銭	41 銭	66 銭
沿岸荷直料金	2 円 24 銭	1 円 24 銭	1 円 96 銭
沿岸荷造料金	4 円	1 円 50 銭	3 円 50 銭

6. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値を持って計算トン数としている場合には、その例によります。

8. その他

(1) 荒・雨・雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコン再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が 55 キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

(3) サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

(4) 通船又は、特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。

20. 艀内清掃料金表

(本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この艀内清掃料金は、艀艀内の清掃作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

前積貨物名		金 額	
		普通清掃	水洗清掃
穀 飼	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	57.00	83.30
鉍礦石	石灰、鉄鉍石、燐鉍石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚	60.60	94.30
肥 料			
屑 鉄	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉍、オイルコークス、ピッチ、銅鉍石	80.30	119.20
石炭類			

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに艀側の清掃を行う作業とします。
- ② 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

(2) 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。又、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

種別 昼夜区分	普通清掃 (14人)	水洗清掃 (17人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	54,840	66,584
半夜 (16時30分から21時30分まで)	85,310	103,571

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗清掃17人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口につき 単位円)

種別 昼夜区分	普通清掃 (14人)	水洗清掃 (17人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	435,064	528,233
半夜 (16時30分から21時30分まで)	435,064	528,233

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗清掃17人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1 トンにつき)

前積貨物名		区分	港湾福利 分 担 金	港労法付加金		労働安定 基 金
				普通清掃	水洗清掃	
穀 飼	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	25	25	8	15	22
鉍礦石	石灰、鉄鉍石、燐鉍石、ボーキサイ			8	15	
肥 料	ト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵			15	15	
屑 鉄	魚					
石炭類	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル 鉍、オイルコークス、ピッチ、銅鉍石					

6. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

(1) 艀内清掃料金は艀艀の容積（グレンキャパシティ）に対し適用し、容積は1.133立方米をもって 1 トンとします。

(2) 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある艀内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施行トン数（グレンキャパシティ）	基 本 料 金 適 用 係 数
5,000 トン未満	1.6
5,000 トン以上 20,000 トンまで	1.6～1.0 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.04 ずつ減ずる)
20,000 トン	1.0（基本料金）
20,000 トン以上 40,000 トンまで	1.0～0.8 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.01 ずつ減ずる)
40,000 トン以上 50,000 トンまで	0.8～0.6 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.02 ずつ減ずる)
50,000 トン以上	0.6

8. その他

(1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。

(3) タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。

- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬日、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- (6) 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (7) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等、及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。

21. 大型機械荷役料金

(平成 26 年 3 月 11 日届出)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

荷姿	撒			
品目	石炭・コークス類			
例示品目	有煙炭 (内国産・粉)	有・無煙炭 (外国産・粉) コークス・粉	コークス 小・中塊	コークス (塊)
料金	812	1,061	1,124	1,447

2. 割増料金

種別		内容	割増率
作業割増	雨天・雪天荷役	雨・雪天時における荷役	基本料金の 1 割増
	半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
	日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 6 割増
	土曜日荷役	土曜日における荷役	基本料金の 6 割増

3. 諸料金

(1) 待機料金 (1 口 1 時間につき)

1 口の作業構成員数		12 名
昼夜区分		
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分)		49,505
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分)		77,074

4. 分担金等

(1) 港湾福利分担金

各貨物 1 トンにつき 2 円 90 銭とします

(2) 港湾労働法関係付加金

(1 トンにつき)

例示品目	金額
有煙炭 (内国産・粉)、有・無煙炭 (外国産・粉)、コークス・粉	95 銭
コークス小・中塊、コークス (塊)	1 円 50 銭

(3) 労働安定基金

各貨物 1 トンにつき 2 円 55 銭とします。

5. 消費税及び地方消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の10%

II. 料金の適用方

(適用範囲)

1. 本料金は名古屋港十号地埠頭に於ける橋型水平引込式大型起重機による特殊荷役に限り適用します。

(作業範囲)

2. 大型機械荷役料金が適用される作業範囲は、揚荷にあつては、本船内の貨物を野積場及び上屋戸前まで搬送する作業とし、積荷にあつては、野積場及び上屋戸前より本船に積込むまでの作業とします。その基本距離は50メートルとします。

(料金表に記載のない貨物)

3. 基本料金表に記載のない貨物について、基本料金表に、荷姿、取扱数量、作業構成員数等に関し類似した貨物がある場合には当該貨物に適用される料金を、これらに関し類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した料金を、それぞれ基本料金とします。

(割増料金)

4. 割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により、雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

(2) 半夜荷役割増

16時30分より21時30分までの間における荷役について、所定の半夜作業割増を適用します。

(3) 日曜日・祝祭日割増

日曜日・祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日割増を適用します。

(4) 土曜日割増

土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における荷役について適用します。

(諸料金)

5. 諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機等料金

(イ) 本料金は、待機が生じた場合、荷役手配の取消があつた場合又は半端作業等が生じた場合に適用します。ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(ロ) 待機が生じた場合における本料金は、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

(ハ) 荷役手配の取消があつた場合における本料金は、次のとおりとします。

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消

について昼間の料金の7時間分とします。

- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

（二）半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が、昼間荷役にあつては昼間の料金の7時間分、半夜荷役にあつては半夜の料金の4.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の7時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

6. 消費税及び地方消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

（料金の計算方）

7. 料金の計算方法は次によります。

- （1）重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- （2）計算トン数は、重量、体積いずれか大なる方によります。
- （3）割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- （4）消費税及び地方消費税導入に伴う料金の加算については
 - （イ）運賃および料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
 - （ロ）上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

（実費）

8. 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、フォアマンを増員した場合等の費用については、実費を申し受けます。

（その他）

9. （1）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- （2）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

22. 自動車専用船荷役料金表

(平成12年11月 1 日届出・実施)

(平成26年 4 月 1 日実施)

1. 適用条項

- (1) 本料金は、名古屋港の公共埠頭及び私設埠頭に於ける自動車専用船の特殊荷役に限り適用します。
- (2) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- (3) トン数は重量・容積いずれか大なる方によります。
- (4) 作業範囲は、接岸本船船側より本船内積込まで又は、本船船艙内より接岸本船船側へ取卸までとします。

2. 基本料金

(1 トンにつき)

	作 業 別	基本料金	港湾福利分担金	港労法付加金	労働安定基金
自動車料金	ロールオン・ロールオフ	196 円 40 銭	1 円 30 銭	50 銭	1 円 15 銭
	リフトオン・リフトオフ	263 円 70 銭			

3. 割増料金

- (1) 割増料金が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- (2) 半夜荷役（16時30分から21時30分まで）は、基本料金の6割増とします。
- (3) 後夜荷役（21時30分から08時30分まで）は、基本料金の13割増とします。
- (4) 日曜日及び祝祭日の荷役は、基本料金の10割増とします。
- (5) 雨天・雪天荷役は、基本料金の1割増とします。
- (6) 土曜日の荷役は、基本料金の6割増とします。
但し、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における荷役について適用します。

4. その他の料金

- (1) 待機料金及び最低料金は、一般の港湾荷役料金（船内荷役料金）を適用します。
- (2) 荷操作業料金（1 トンにつき）
艙内の場合は基本料金と同額とし、岸壁使用の場合は基本料金の倍額とします。
この場合における割増等の諸料金は、前項3. の項目を適用します。

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

6. 個別に協議して定める料金

- (1) 天災により労務者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けることがあります。
- (2) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けることがあります。
- (3) 産業車輛（フォークリフト等）は、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

23. 飛島ふ頭北・南コンテナターミナル使用料金表

1 係留施設

飛島ふ頭北コンテナターミナル（W90～W92）及び飛島ふ頭南コンテナターミナル（W93～W94）を使用する船舶については、総トン数1トンにつき、次の区分に応じそれぞれ定める額とします。

(1)係船岸壁

①コンテナ荷役を行う場合

区 分		金額(税抜)
外航船舶	12 時間まで	9.07 円
	超過 12 時間までごと	6.05 円
内航船舶	6 時間まで	4.54 円
	超過 6 時間までごと	3.03 円

②コンテナ荷役を行わない場合

区 分	金額(税抜)
12 時間まで	10.05 円
超過 12 時間までごと	6.70 円

2 荷さばき施設

飛島ふ頭北コンテナターミナル及び飛島ふ頭南コンテナターミナルの以下の施設を使用するときは、次の区分に応じそれぞれ定める額とします。

(1)荷役機械（軌道走行式）

1 基 1 使用につき、使用時間 15 分までごとに次の区分に応じそれぞれ定める額

①外航船舶が使用するとき

区 分	金額(税抜)
最大巻き揚げニュートン数 500kN 以上のもの	25,000 円
最大巻き揚げニュートン数 400kN 以上 500kN 未満のもの	22,500 円

②内航船舶が使用するとき

区 分	金額(税抜)
使用時間が 1 時間までのとき	11,250 円
使用時間が 1 時間を超えるとき	22,500 円

(2)電気施設

冷凍コンテナ用コンセント

区 分	金額(税抜)
冷凍コンテナ 1 本につき、6 時間までごと	1,166 円

備考 この表において「kN」とはキロニュートンをいいます。

詳細は、名古屋港埠頭株式会社にお問い合わせ下さい。

24. コンテナターミナル運営料金

コンテナターミナル運営料金については、各港運事業者へお問い合わせ下さい。

25. サイロ港湾荷役料金表

(平成12年11月 1 日届出・実施)

(平成26年 4 月 1 日実施)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1 トンにつき 単位円)

作 業 の 種 類		金 額
吸 揚 一 貫 作 業	外航船に係る作業	1,333
	500総トン以上の内航船に係る作業	1,298
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	1,105
吸 揚 機 に よ る 積 替 作 業	500総トン以上の内航船に係る作業	592
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	575
積 込 作 業		491

(注) 小麦については、本料金の85パーセントを基本料金とします。

2. 割増料金

種 別	内 容		割 増 率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	吸揚一貫作業及び積込作業	基本料金の2.5割増
		吸揚機による積替作業	基本料金の6割増
土・日曜日、 祝祭日作業	土・日曜日、祝祭日における作業	吸揚一貫作業、吸揚機による積替作業及び積込作業	基本料金の6割増
雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業		基本料金の1割増以内

(注) 土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く）における荷役について適用します。

3. 諸料金

(1) 待機等料金

(1 人 1 時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	3,560
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	5,537

4. 分担金

区 分	金 額		
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1 トンにつき		4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1 トンにつき		3 円 50 銭
(3) 港湾労働法関係付加金	吸揚一貫作業	各貨物（一律）1 トンにつき	1 円 50 銭
	吸揚機による積替作業及び積込作業	各貨物（一律）1 トンにつき	1 円

5. 消費税及び地方消費税の加算

運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

このサイロ港湾荷役料金は、メイズ、マイロ、大豆、大麦又は、小麦について岸壁に設置された吸揚機（ニューマテックアンローダー、S・K・Tチェーンコンベア等）を使用して船内荷役及び沿岸荷役の双方又は、いずれか一方を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

サイロ港湾荷役料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 吸揚一貫作業

本船内又は、はしけ内より吸揚機により貨物を吸揚げ、計量の上、直接搬入用自動運搬機によりサイロビン投入するまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(2) 吸揚機による積替作業

本船内より貨物を吸揚げ、横持搬送することなく直接内航船又は、はしけに積込むまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(3) 積込作業

サイロビン内の貨物を搬出用自動運搬機により内航船又は、はしけに積込むまでの作業とします。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分より21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 雨天・雪天作業割増

委託者の要求により、雨天・雪天時において作業を行った場合に、所定の雨天・雪天時割増を適用します。

(4) 土曜日作業割増

土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における荷役について適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

○待機等料金

- (1) 本料金は待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合又は、半端作業等が生じた場合に適用します。

ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

- (2) 待機が生じた場合における本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、
半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

- (3) 作業手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

(イ) 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消について、昼間の料金の7時間分とします。

(ロ) 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

- (4) 半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が、昼間作業にあつては昼間の料金の7時間分、半夜作業にあつては半夜の料金の4.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の7時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

5. 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量によるものとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

- (3) 消費税及び地方消費税の加算については

(イ) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

7. その他

- (1) 特殊貨物（変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚しい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（特殊船の荷役、荒天時荷役）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

26. 海上起重機船使用料

(平成 25 年 4 月 1 日実施)

◎ 深田サルベージ建設株式会社

詳細については、深田サルベージ建設株式会社にお問い合わせください。

27. 荷役機械賃貸料

(令和元年 1 0 月 1 日実施)

区分	フォークリフト		
	2.5 トン車	3.5 トン車	4.5 トン車
1 日	10,000 円	15,000 円	22,000 円
摘要	時間は車庫出発から車庫帰着までとし、1 日は 8 時から 17 時までとする。		

◎消費税について

荷役機械賃貸料につきましては、消費税分 10 %をお支払頂き度くお願い申し上げます。

(イ) 見積書、請求書、領収書等に消費税は別枠表示と致します。

(ロ) 消費税額の端数処理は 1 円未満は四捨五入とさせていただきます。

28. ひき船使用料

◎名古屋港タグ事業協同組合（名古屋港タグセンター）

（令和 7 年 4 月 1 日実施）

（１）基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を指定 した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	3,000PS 未満	3,000PS 以上
執務時間内 08：30～17：15	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
執務時間外 04：45～08：30 17：15～22：15	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
執務時間外 （深夜） 22：15～04：45	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

- ① １時間をこえる時間 30 分ごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料金（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあつては 10 割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶については、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

1. 日本製鉄岸壁利用船舶の場合

(1) 基本料金 (1 時間につき)

区 分	総トン数	使用料 (単位 : 円)	
		3,000PS 未満	3,000PS 以上
		きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸 あいち丸 わかさ丸 たはら丸 しま丸 やまと丸 いぶき丸 (3,500PS) (2,574KW)
基本時間帯 08 : 30～17 : 00 但し休日 (日曜日、国民の祝日並び に 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日を いう) を除く	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	¥74,300 ¥84,900 ¥103,900 ¥103,900	¥84,900 ¥84,900 ¥103,900 ¥121,800
割増時間帯 05 : 00～08 : 30 17 : 00～22 : 00 及び休日 05 : 00～22 : 00	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	¥118,800 ¥135,800 ¥166,200 ¥166,200	¥135,800 ¥135,800 ¥166,200 ¥194,800
深夜割増時間帯 22 : 00～05 : 00	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	¥163,400 ¥186,700 ¥228,500 ¥228,500	¥186,700 ¥186,700 ¥228,500 ¥267,900

1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む) は、その使用が係離作業にあっては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の 10 割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶については、別途消費税等 (円未満四捨五入) を付加する。

(令和7年4月1日実施)

2. 日本製鉄岸壁以外の場合（但し、飛島ふ頭南側コンテナターミナルは別に定める料金とする）

(1) 基本料金（1時間につき）

区 分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を 指定した場合を除く）		ひき船の馬力による場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未 満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸 あいち丸 わかさ丸 たはら丸 しま丸 やまと丸 いぶき丸 (3,500PS) (2,574KW)
基本時間帯 08:30～17:15 但し休日（日曜日、 国民の祝日並びに 1月2日、3日及び 12月31日をいう）を 除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
割増時間帯 04:45～08:30 17:15～22:15 及び休日 04:45～22:15	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
深夜割増時間帯 22:15～04:45	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

- ① 1時間をこえる時間30分ごとの基本料金は、前項の5割の額とする。
- ② 時間外割増・・・割増時間帯は基本時間帯の6割増の額とする。
深夜割増時間帯は基本時間帯の12割増の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

3. 飛島ふ頭南側コンテナターミナルの場合

(1) 基本料金（1時間につき）

区 分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を 指定した場合を除く）		ひき船の馬力による場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン 未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸 あいち丸 わかさ丸 たはら丸 しま丸 やまと丸 いぶき丸 (3,500PS) (2,574KW)
基本時間帯 08:30～17:15 但し休日（日曜日、国民の祝 日並びに 1月2日、3日及び 12月31日をいう）を除く	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
割増時間帯 04:45～08:30 17:15～22:15 及び休日 04:45～22:15	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
深夜割増時間帯 22:15～04:45	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

① 1時間をこえる時間30分ごとの基本料金は、前項の5割の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

1. 飛島ふ頭コンテナターミナル利用船舶以外の場合

（1）基本料金（1時間につき）（単位：円）

区分	使用料			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3000ps 以下	3000ps 以上
	3,000 吨未満	3,000 吨以上 8,000 吨未満	13たましお (2,400ps) (1,764kw)	くまの きよす つしま丸 かりや丸 (3500ps) (2,764kw)
（イ） 執務時間内 [08時30分～17時15分] 但し休日[日曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう。]を除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
（ロ） 執務時間外 (04時45分～08時30分、17時15分～22時15分) 及び（イ）の休日 [04時45分～22時15分]	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
（イ） 執務時間外（深夜） [22時15分～04時45分]	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

（2） 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の5割の額とする。

2. 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

3. 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（四捨五入）を加算する。

1. 飛島ふ頭コンテナターミナル利用船舶の場合

（1）基本料金（1時間につき）（単位：円）

区分	使用料			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3000ps 以下	3000ps 以上
	3,000 吨未満	3,000 吨以上 8,000 吨未満	13たましお (2,400ps) (1,764kw)	くまの きよす つしま丸 かりや丸 (3500ps) (2,764kw)
（イ） 執務時間内 [08時30分～17時15分] 但し休日[日曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう。]を除く	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
（ロ） 執務時間外 (04時45分～08時30分、17時15分～22時15分) 及び（イ）の休日 [04時45分～22時15分]	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
（イ） 執務時間外（深夜） [22時15分～04時45分]	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

（2） 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の5割の額とする。

2. 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

3. 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（四捨五入）を加算する。

◎ 名古屋汽船株式会社 [みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・ちぐさ丸]

(令和7年4月1日実施)

1. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

(1) 基本料金 (1時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船 を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未 満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	みずほ丸 さかえ丸 (2,400ps) (1,750kW)	さくら丸 ちぐさ丸 (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30～17:15 但し休日(日曜日、国民の 祝日並びに1月2日、3日 及び12月31日をいう)を 除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
執務時間外 04:45～08:30 17:15～22:15 及び休日 04:45～22:15	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
執務時間外(深夜) 22:15～04:45	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業(しゅんせつ船または故障船のえい航等)のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合(港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む)は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税(円未満四捨五入)を付加する。

◎ 名古屋汽船株式会社 [みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・ちぐさ丸]

2. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

(1) 基本料金 (1 時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船 を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未 満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	みずほ丸 さかえ丸 (2,400ps) (1,750kW)	さくら丸 ちぐさ丸 (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30～17:15 但し休日 (日曜日、国民の 祝日並びに1月2日、3日 及び12月31日をいう) を 除く	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
執務時間外 04:45～08:30 17:15～22:15 及び休日 04:45～22:15	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
執務時間外 (深夜) 22:15～04:45	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

1 時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

◎ グリーン海事株式会社 [13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお]

(令和7年4月1日実施)

1. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

(1) 基本料金 (1時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13 たましお (2,400ps) (1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30～17:15	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
執務時間外 04:45～08:30 17:15～22:15	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
執務時間外 (深夜) 22:15～04:45	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

- ① 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船又は故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあっては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

◎ グリーン海事株式会社 [13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお]

2. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

(1) 基本料金 (1 時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13 たましお (2,400ps) (1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30～17:15	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
執務時間外 04:45～08:30 17:15～22:15	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
執務時間外 (深夜) 22:15～04:45	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

- ① 1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあっては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の 10 割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

◎ ケイライン ポートサービス株式会社 [愛鳳丸・名鳳丸] (令和7年4月1日実施)

1. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

(1) 基本料金

ひき船の馬力による区分(1時間につき)

ひき船名	定格馬力		使用料(単位:円)		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外(深夜)
	(PS)	(KW)	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
愛鳳丸	3,500	2,574	¥135,400	¥216,640	¥297,880
名鳳丸	3,500	2,574			

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く(1時間につき)

区分	使用料(単位:円)		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外(深夜)
	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
3,000 トン未満	¥82,500	¥132,000	¥181,500
3,000 トン以上 8,000 トン未満	¥94,400	¥151,040	¥207,680

- ① 1時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料(深夜を除く)と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業(しゅんせつ船または故障船のえい航等)のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合(港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む)は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税(円未満四捨五入)を付加する。

◎ ケイライン ポートサービス株式会社 [愛鳳丸・名鳳丸]

2. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

(1) 基本料金

ひき船の馬力による区分 (1 時間につき)

ひき船名	定格馬力		使用料 (単位: 円)		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外 (深夜)
	(PS)	(KW)	08:30~17:15	04:45~08:30 17:15~22:15	22:15~04:45
愛鳳丸	3,500	2,574	¥128,500	¥205,600	¥282,700
名鳳丸	3,500	2,574			

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く (1 時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外 (深夜)
	08:30~17:15	04:45~08:30 17:15~22:15	22:15~04:45
8,000 トン未満	¥89,700	¥143,520	¥197,340
8,000 トン以上 20,000 トン未満	¥109,600	¥175,360	¥241,120

- ① 1 時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の 5 割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その作業が係離作業にあつては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

29. 倉庫保管料・荷役料

1) 普通倉庫保管料

2) 普通倉庫荷役料

倉庫保管料金・倉庫荷役料金については、各倉庫業者へお問い合わせ下さい。

3) 冷蔵倉庫保管料

4) 冷蔵倉庫荷役料

冷蔵倉庫保管料金・冷蔵倉庫荷役料金については、各冷蔵倉庫業者へお問い合わせ下さい。

5) 水面木材倉庫保管料

水面木材倉庫保管料金については、各水面木材倉庫業者へお問い合わせ下さい。

30. 一般貨物自動車運送事業運賃料金

郵便物の運送、霊柩車による霊柩の運送、タンク車による石油類の運送、国際海上コンテナの運送、鋼材の運送、馬匹運送、製造たばこ臨店運送に係るものを除く。

車扱運賃料金については、各運送事業者へお問い合わせ下さい。

（各運送事業者に関するお問い合わせ先：（一社）愛知県トラック協会）

31. 国際大型海上コンテナ運送料金

海上コンテナ運賃料金については、各運送事業者へお問い合わせ下さい。

（各運送事業者に関するお問い合わせ先：（一社）愛知県トラック協会）

32. くん蒸作業料

(令和7年7月1日改正)

I. 植物検疫くん蒸

◎穀類および生植物のメチルブロマイドくん蒸

1. 倉庫くん蒸作業料

(A) 作業料 倉庫内容積1立方メートルにつき 300円
但し 最低料金1倉庫につき 120,000円

(B) 薬品代 実費

[備考]

- (1) ばら積倉庫(循環装置付)くん蒸については別途協定する。
- (2) 生植物のくん蒸において、攪拌装置を使用した場合は、その実費を別途申し受けます。
- (3) 目張り等、特殊作業については、その実費を別途申し受けます。
- (4) 使用薬量は植物防疫官の指示による。

2. サイロくん蒸作業料

(A) 作業料 サイロ収容貨物1トンにつき 330円
但し 最低作業料金サイロ1基につき 120,000円

(B) 薬品代 実費

[備考] (1) 使用薬量は植物防疫官の指示による。

3. はしけくん蒸作業料(薬品代を含む)

別途協定

4. コンテナくん蒸作業料

コンテナの種類		規格	単位	料金
植物防疫所指定コンテナ		8'×8'×20'	1基につき	70,000円
天幕使用	植物防疫所指定外コンテナ	〃	〃	120,000円
	〃	〃	2基以上 1基増すごと	60,000円

[備考]

- (1) 8'×8'×40'は上記料金の20%増、8'×9'×40'は25%増とする。
- (2) オンシャーシーの場合はコンテナ1基につき30,000円加算する。
- (3) 警備料金は別途実費申し受けます。
- (4) 薬品代は別途実費申し受けます。
- (5) 使用薬量は植物防疫官の指示による。

5. 積来・消毒済本船及びコンテナ抑制濃度確認作業料金

6. 積来・消毒済コンテナーガス抜き作業料金

〔備考〕

- 木材天幕くん蒸作業料

〔備考〕

〔備考〕

- 162

◎青酸ガスによるくん蒸

倉庫くん蒸作業料金 別途協定

Ⅱ．動物検疫くん蒸

Ⅱ－Ⅰ．ホルマリン消毒作業料金

(A) 作業料

対象物件	消毒方法	単位	料金
骨類、皮類 毛類、その他	ビニール天幕	天幕内容積 1 立方メートル	800 円
		最低料金	80,000 円
	コンテナ	1 基	60,000 円
		2 基	115,000 円
		3 基	170,000 円
		3 基以上 1 基に付 増加	50,000 円 加算

(B) 薬品代は作業料に含む

〔備考〕(1) 特殊物件についてはその都度協定する。

Ⅲ．輸出用梱包材天幕くん蒸作業料

1. 天幕くん蒸作業料金

天幕内容積	料金	備考
10 m ³ 未満	140,000円	薬品代を含む
10 m ³ 以上～50 m ³ 未満	1 m ³ 増す毎に750円	
50 m ³ 以上	〃 550円	

2. 倉庫くん蒸作業料金

(1) 倉庫内容積 1 m³当り 300 円

最低料金 120,000 円

(2) 薬品代 実費

〔備考〕

安全確保等の理由等でくん蒸をお受けできない場合があります。

Ⅳ．消費税について

料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

33. 船舶消毒作業料

1. 免除検査・衛生検査に関する料金

(A) 基本料金

総屯数		免除検査
	5,000 屯未満	56,000 円
5,000 屯以上	10,000 "	58,000
10,000 "	50,000 "	60,000
50,000 "		その都度協定

(B) 附帯料金

(1) 検疫申請に必要な収入印紙は下記の通りとする。

総屯数	500屯まで	15,300円
"	1,000 "	22,900円
"	5,000 "	25,400円
"	10,000 "	27,900円
"	50,000 "	32,900円
"	50,000屯を超過するとき	37,900円
	※証明書料 1 枚に付	830円

(2) 下記打合わせ及び検疫官送迎ボート又は車代は、別途実費を申し受けます。

(3) 証明書取得困難な場合、又は作業に手数を要する場合は、その程度に応じて別途作業料金を申し受けます。

(4) 殺そ作業を要する場合は、別に定める殺そ作業料金表により作業料を申し受けます。

(C) 割増料金

(1) 出張作業については、旅費・日当・宿泊代の実費の外、基本料金の 3 割増以上となります。

(2) 休日祭日作業及び土曜日午後の作業は基本料金の 5 割増以上となります。

(3) 漁船用母船・客船・訓練船等については基本料金の 5 割増以上とします。

〔備考〕(イ) 小型船舶（漁船）については、別途お見積申し上げます。

2. 船艙の虫類駆除作業料金

(A) 基本料金

1 船艙につき (単位 C/M)		基本料金 (円)
	2,000 未満	44,000
2,000 以上	3,000 "	48,000
3,000 "	4,000 "	52,000
4,000 "	5,000 "	56,000
5,000 "		別途見積

(註 本料金表は、薬価は含みません)

(B) 適用事項

- (1) 上記料金表は殺虫剤 (有機燐剤) 噴霧の料金を示し、他の薬品 (塗布剤、ピレスロイド系薬剤、燻煙剤、ガス燻蒸剤等) 使用の場合は別途お見積り申し上げます。
- (2) 一部の船艙のみ駆除を実施する場合は、最低料金55,000円を申し受けます。
- (3) 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

(C) 割増料金

- (1) 土曜日午後、休日祭日又は半夜作業については、基本料金の5割増、徹夜作業については基本料金の12割以内の割増となります。
- (2) 出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、基本料金の2割ないし3割増となります。

[備考]

(イ) 上記料金には通船料を含みません。

(ロ) 一船艙の作業が2日以上にわたるときは、別途お見積り申し上げます。

3. 居住区のゴキブリ駆除作業料金

(A) 基本料金

総屯数		基本料金 (円)
	3,000屯未満	85,000
3,000屯以上	5,000 "	90,000
5,000 "	7,000 "	95,000
7,000 "	10,000 "	105,000
10,000 "	20,000 "	115,000
20,000 "	50,000 "	125,000
50,000 "		その都度協定

(註 本料金表は薬価を含みます)

(B) 適用事項

- (1) ゴキブリ以外の害虫（キクイムシ、コクゾウムシ、ナンキンムシ等）駆除については、その程度により、別途お見積り申し上げます。
- (2) 上記料金は殺虫剤（有機燐剤）噴霧の作業料金を示し、他の薬品（塗布剤、ピレスロイド系薬剤、燻煙剤等）使用の場合は別途お見積り申し上げます。
- (3) 部分駆除作業は基本料金の7割以上とします。
- (4) 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

(C) 割増料金

- (1) 客船、フェリーボート、漁業用母船、訓練船等については基本料金の7割以上となります。
 - (2) 土曜日、午後、休日祭日又は半夜作業については基本料金の3割増、徹夜作業については基本料金の8割増となります。
 - (3) 出張作業については、旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、基本料金の2割ないし3割増となります。
- 備考：上記料金には通船料を含みません。

4. 鼠族駆除作業料金

(A) 基本料金

総屯数		基本料金（円）	
		初日	その後1日に付
	3,000屯未満	53,000	26,500
3,000屯以上	5,000 "	58,000	29,000
5,000 "	10,000 "	64,000	32,000
10,000 "		70,000	35,000

(B) 付帯条件および割増料金

- (1) 上記基本料金には、殺鼠薬剤、捕鼠器材費は含みません。
- (2) 出張作業については、旅費、日当、宿泊料等実費の他、基本料金の2割ないし3割増となります。
- (3) 通船使用の場合は別途実費を申し受けます。

5. 飲料水等水質検査料金

- 1 検体 16,000円

但し、交通費は別途実費を申し受けます。

◎消費税について

1. 輸入植物（青果物、こく類、木材、種菌等）のくん蒸は原則として輸出免税等の適用により消費税は免除されます。
但し、本船通関又は船通関により内貨になったもののくん蒸は課税対象となります。
2. 上記以外のくん蒸などサービスの提供につきましては消費税分10%をお支払い頂き度くお願い申し上げます。
(イ) 見積書、請求書、領収書等に消費税は別枠表示と致します。
(ロ) 消費税額の端数処理は1円未満は四捨五入とさせていただきます。

34. 船舶廃棄物収集料

◎ 株式会社 平成船舶商事

1. 基本収集処理費用

廃棄物種別			計算単位	料金
厨芥及び キャビンダスト	可燃物	生ゴミ、紙くず等	1 m ³	35,000 円
			1 袋	3,500 円
	不燃物	プラスチック容器、空缶、 空ビン	1 m ³	40,000 円
			1 袋	4,000 円
カーゴダスト	可燃物	木くず、ダンボール等	1 m ³	50,000 円
			1 袋	5,000 円
	不燃物	廃プラスチック、ビニール、 金属等、その他	1 m ³	55,000 円
			1 袋	5,500 円
エンジンダスト			1 m ³	220,000 円
オイルダスト		不用オイル	18L	5,000 円
		オイルスラッジ（油泥固 形）	1 m ³	33,000 円

※（１）海上収集の為ボート使用の場合は別途¥30,000/hr

（２）上記の種類に該当しない物は、その都度協議する事とする。

（３）ビニール袋のサイズは、65cm×80cm（10kgs 以下）

（４）上記厨芥及びキャビンダストにおいて、可燃物、不燃物の区別がなされていない場合及び袋詰め、重量の計測が不可能な場合は、1 m³当り35,000円

2. 運搬費用

2トントラックの場合 35,000 円

4トントラックの場合 40,000 円

タンクローリーの場合..... 110,000 円

3. 外航船の場合、税関費 5,000 円がかかります。

4. 消毒費用

1～3の各費用に10%を加算

5. 割増料金 (以下の場合 1 ～ 4 の各費用に割増料金を適用)

- | | | |
|------------------------|-------|-------------------|
| (1) 荒天雨・雪天時の場合 | | 50%増 |
| (2) 日曜・祝祭日・年末年始 | | 8:00～17:00 50%増 |
| | | 17:00～22:00 100%増 |
| | | 22:00～ 6:00 150%増 |
| (3) 平日 午前 8 時～午後 5 時以外 | | 17:00～22:00 50%増 |
| | | 22:00～ 6:00 100%増 |
| | | 6:00～ 8:00 50%増 |

6. 内航船の場合、消費税 10%がかかります。

7. 収集区域

名古屋港全域

35. 廃油収集・処理料

◎ 株式会社 平成船舶商事 (令和 6 年 1 月改正)

1. 基本収集処理料金

1) 廃油ビルジ及び海洋汚染防止法車両 (ハッキュームローリー車)

1,000ℓ / 1.0m³ 35,000 円

10,000ℓ / 10.0m³ 以下 (トラック 1 台につき) 110,000 円

尚、上記料金は名古屋港に於いて、08:00~17:00の料金です。

2) スラッジ、油污ウエス

10 kg 又はビニール袋 1 袋 4,000 円

2. 割増料金

①夜間作業割増 : 基本料金の50%増し料金

②日曜、祝祭日作業割増 : 基本料金の 50%増し料金

③其の他、特殊事情、及び遠隔地収集の場合は、別途協議の上、割増料金を申し上げます。

3. 通関手続費用 (輸入通関) 1 件につき 30,000円

4. 立会い 1 名 30,000円

5. 上記別途に消費税を外税としていただきます (外航船は非課税)。

■ 港湾福利厚生施設等の料金

1. 名古屋港稲永埠頭港湾労働者福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

給食弁当		600 円					
会食用弁当		1,100 円、1,700 円、2,250 円、2,800 円					
食堂	種別	朝定食	定食類	カレー ライス	ライス	麺類	おかず 単品
	料金	360 円	560 円～ 700 円	440 円	200 円	300 円	120 円
会議室	種別	会議室					
	収容人数	60 人					
	料金	3,630 円					

(注) 会議室利用料金は、1 単位 4 時間とする。

2. 名古屋港金城埠頭港湾労働者福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

給食弁当		600 円					
会食用弁当		1, 100 円、1, 700 円、2, 250 円、2, 800 円					
食堂	種別	朝定食	定食類	カレー ライス	ライス	麺類	おかず 単品
	料金	360 円	560 円～ 700 円	440 円	200 円	300 円	120 円
会議室	種別	大会議室		小会議室 A		小会議室 B	
	収容人数	30人		18人		13人	
	料金	3, 630 円		2, 420 円		2, 420 円	
シャワー		1 回			【料金】 350 円		

(注) 会議室利用料金は、1 単位 4 時間とする。

3. 名古屋港流通団地港湾労働者福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

給食弁当		600 円					
会食用弁当		1,100 円、1,700 円、2,250 円、2,800 円					
食堂	種別	朝定食	定食類	カレー ライス	ライス	麺類	おかず 単品
	料金	360 円	560 円～ 700 円	440 円	200 円	300 円	120 円
会議室	種別	大会議室			小会議室		
	収容人数	40 人			12 人		
	料金	3,630 円			2,420 円		

(注) 会議室利用料金は、1 単位 4 時間とする。

4. 名古屋港鍋田埠頭港湾労働者福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

給食弁当		600 円								
会食用弁当		1,100 円、1,700 円、2,250 円、2,800 円								
食堂	種別	朝定食	定食類	二皿ランチ (注1)	コンビ ランチ (注1)	一皿ランチ (注1)	カレー ライス	ライス	おかず 単品	麺類
	料金	360 円	560 円～ 700 円	600 円	550 円	440 円	440 円	200 円	230 円 120 円	300 円
会議室	種別	会議室								
	収容人数	30 人								
	料金	2,420 円								

(注1) 準カフェテリア方式。事前に食券を購入し、皿を選ぶ方式。

(注2) 会議室利用料金は、1 単位 4 時間とする。

5. ガーデン埠頭福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

会議室	種別	大会議室
	収容人数	40 人
	料金	1,980 円

(注) 会議室利用料金は、1 単位 4 時間とする。

6. 名古屋港ポートビル

[令和7年4月1日改定]

(1) 海洋博物館・展望室・南極観測船ふじ

① 入場料

(一般)

利用の区分	施設の区分	単位	入場料
一施設入場	名古屋海洋博物館	1施設 1人1回	大人・高校生 300円 小・中学生 200円
	展望室		
	南極観測船ふじ		
三施設入場	名古屋海洋博物館	3施設 1人1回	大人・高校生 710円 小・中学生 400円
	展望室		
	南極観測船ふじ		

(団体)

利用の区分	施設の区分	単位	20人以上	100人以上
一施設入場	名古屋海洋博物館	1施設 1人1回	大人 260円	大人 250円
	展望室		高校生 240円	高校生 220円
	南極観測船ふじ		小・中学生 160円	小・中学生 150円
三施設入場	名古屋海洋博物館	3施設 1人1回	大人 590円	大人 560円
	展望室		高校生 490円	高校生 430円
	南極観測船ふじ		小・中学生 280円	小・中学生 250円

② 減免制度

区分		減免額
愛知県内在住の高齢者（65歳以上）		全額
学校行事等	愛知県内高校生	5割
	愛知県内小・中学生	全額
	特別支援学校等	全額
身体障害者等（手帳所持者）		全額

備考

- 1 特別支援学校等とは、学校教育法により定められた盲学校、聾学校、特別支援学校の児童・生徒又は児童福祉法により定められた児童養護施設の児童です。
- 2 以下の手帳をお持ちのご本人は、入館料が全額免除となります（ご本人様確認のため、手帳の記載事項を拝見することがあります。）。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳・愛護手帳等、被爆者手帳・被爆者健康手帳・被爆者証明書、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

- 3 以下の手帳をお持ちの方は、ご本人と介護者1名様の入館料が全額免除となります（等級による対象者の確認のため、手帳の記載事項を拝見することがあります。）。

身体障害者手帳1種1・2級/3・4級、2種1・2級、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）1・2級、療育手帳・愛護手帳等全ての等級

（2）会議室・講堂及び附帯設備

① 会議室・講堂

利用単位 施設の区分	午前 (9:00～12:30)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (17:30～21:30)	全日 (9:00～21:30)
A会議室	6,000 円	7,430 円	9,570 円	19,860 円
B会議室	6,510 円	8,040 円	10,380 円	21,590 円
C会議室	6,510 円	8,040 円	10,380 円	21,590 円
D会議室	2,540 円	3,150 円	4,170 円	8,750 円
E会議室	5,600 円	6,820 円	8,960 円	18,630 円
F会議室	2,440 円	3,050 円	3,970 円	8,250 円
講堂	10,380 円	12,930 円	15,990 円	30,140 円

備考 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が、認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

② 附帯設備

区分	利用単位	利用料金
マイクロホン	1回1個	500 円
16ミリ映写機	1回一式	3,360 円
オーバーヘッドプロジェクター	1回一式	1,520 円
実物反射投影機	1回一式	1,520 円
幻燈機(スライド映写機)	1回一式	1,520 円
金びょうぶ	1回1双	1,010 円
ビデオ一体型DVDプレイヤー	1回1台	1,050 円
液晶プロジェクター	1日1回	12,000 円

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

(3) 駐車場

① 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金	
普通自動車	通常	30分までごとに100円 ただし、24時間までごとに1,010円を上限とする。
	30分回数券	1,010円（11枚つづり）
	1時間回数券	2,020円（11枚つづり）

② 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	910円
普通自動車	610円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

③ 1月1台を利用単位とする駐車場

ア 全日使用の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場	屋内	16,700円
	屋外	12,520円
その他の駐車場		10,380円

イ 利用日指定の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場（一種）	屋内	8,450円
多階建駐車場（二種）	屋外	9,370円
その他の駐車場（一種）		6,920円

備考

- 1 一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。
- 2 二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。

7. 名古屋港湾会館

[令和7年4月1日改定]

(1) 施設

①会議室

施設の区分		利用単位	利用料金
会議室	第1会議室	午前（9:00～12:30）	10,380円
		午後（13:00～17:00）	12,520円
		夜間（17:30～21:30）	15,680円
		全日（9:00～21:30）	29,330円
		午前の時間外（8:00～9:00）	3,460円
		夜間の時間外（21:30～22:30）	4,680円
	第2会議室 第3会議室	午前（9:00～12:30）	6,210円
		午後（13:00～17:00）	7,330円
		夜間（17:30～21:30）	9,370円
		全日（9:00～21:30）	19,860円
		午前の時間外（8:00～9:00）	2,130円
		夜間の時間外（21:30～22:30）	2,750円
	第4会議室 第5会議室	午前（9:00～12:30）	5,190円
		午後（13:00～17:00）	6,720円
		夜間（17:30～21:30）	8,860円
		全日（9:00～21:30）	16,700円
		午前の時間外（8:00～9:00）	1,730円
		夜間の時間外（21:30～22:30）	2,640円
	第6会議室 第7会議室	午前（9:00～12:30）	3,050円
		午後（13:00～17:00）	4,170円
		夜間（17:30～21:30）	5,190円
		全日（9:00～21:30）	11,500円
		午前の時間外（8:00～9:00）	1,010円
		夜間の時間外（21:30～22:30）	1,520円

備考 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を使用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

(2) 附属設備

区分	利用単位	料金	備考
マイク	1回1本	1,100円	
液晶プロジェクター	1回1台	12,560円	3000lm テーブル・パソコン接続用ケーブル付
書画カメラ	1回1台	10,680円	
スクリーン	1回1張	1,100円	第2・3会議室は120インチ それ以外は100インチ
DVDデッキ	1回1台	1,100円	
46型液晶テレビ	1回1台	10,470円	DVDデッキ置場付スタンド付
ポータブルCD・MDデッキ	1回1台	830円	
ステージベース	1回1台	510円	カーテン・ステップ含む一式 W2400×D1200×H300 (mm)
花台	1回1台	620円	W500×D500×H700 (mm)
金屏風	1回1双	5,500円	
銀屏風	1回1双	5,500円	
毛せん	1回1枚	300円	1800×2000 (mm)
赤じゅうたん	1回1枚	300円	1200×5000 (mm)
折畳パーテーション	1回1面	1,030円	
レーザーポインター	1回1個	100円	
指示棒	1回1本	100円	
吊り看板	1回1台	1,100円	3600×450mm (8kgまで) 2700×450mm (5kgまで) 第2・4・7会議室は不可
第1会議室AVシステム	1回1式	31,420円	以下(A)～(D)×2台を1式で利用する場合のセット利用料金
(A) 液晶プロジェクター	1回1台	12,560円	5000lm 天吊式
(B) DVD/VHSデッキ	1回1台	1,100円	操作卓内設置
(C) スクリーン	1回1張	1,100円	170インチ
(D) 50型モニター	1回1台	10,470円	スタンド付

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

8. 運動施設等（臨港緑地内）

[令和 7 年 4 月 1 日改定]

施設の区分		利用の区分	単 位		利用料金
野球場		昼間	1 面につき		1,700 円
		半日			1,000 円
		早朝又は薄暮			600 円
テニスコート		昼間	1 面につき		1,800 円
		半日			1,000 円
運動広場		昼間	1 面につき		3,400 円
		半日			2,000 円
		早朝又は薄暮			1,200 円
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	1 人 1 回につき 18 ホールまで	一般	6,570 円
				上記利用に対する追加 9 ホール	2,200 円
		土曜日、日曜日及び休日	1 人 1 回につき 9 ホールまで	一般	3,280 円
			1 人 1 回につき 18 ホールまで	一般	11,660 円
				上記利用に対する追加 9 ホール	3,520 円
			1 人 1 回につき 9 ホールまで	一般	5,830 円
	カート (乗用式)		1 人 1 台につき 18 ホールまで		1,500 円
			上記利用に対する追加 9 ホール		750 円
			9 ホール利用		750 円
駐車場		1 台 1 回につき			500 円
貸自転車		1 台 1 回につき			200 円

備考

- 1 昼間とは、午前 9 時から午後 4 時 30 分までをいう。
- 2 半日とは、午前 9 時から午後零時 30 分まで又は午後 1 時から午後 4 時 30 分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1 面を 2 区画に分けて利用することができる。この場合の 1 区画の利用料金は、1 面に係る利用料金の半額とする。
- 5 貸自転車の利用単位 1 回は、概ね 2 時間以内とする。
- 6 ゴルフ場料金には、別途ゴルフ場利用税、ゴルフ振興基金がかかる。
- 7 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 8 次に掲げる者が利用する場合のゴルフコース利用料金の額は、この表の額以内とする。
 - (1) ジュニア
 - (2) シニア
 - (3) 満 70 歳以上及び障害者
- 9 ジュニアとは、18 歳以下の児童・生徒（高校生まで）をいう。また、シニアとは満 60 歳以上をいう。
- 10 ジュニアが利用する場合のゴルフコース利用料金は利用の有無に関わらず、カート料金を含む。
- 11 1 人 1 回につき 18 ホールまでを 2 人で利用する場合は 1,760 円をゴルフコース利用料金に加算する（指定管理者が指定する期日を除く。）。
- 12 1 人 1 回につき 9 ホールまでを 2 人で利用する場合は 880 円をゴルフコース利用料金に加算する（指定管理者が指定する期日を除く。）。

9. 名古屋港水族館

[令和7年4月1日改定]

(1) 入館料

区 別		個人			団体	
		1回券	年間券	年間券 (家族購入)	20人以上	100人以上
名古屋港水族館	大人	2,030 円	5,190 円	4,680 円	1,830 円	1,620 円
	高校生	2,030 円	5,190 円	4,680 円	1,620 円	1,420 円
	小・中学生	1,010 円	2,540 円	2,240 円	810 円	710 円
	幼児 (4歳以上)	500 円	1,220 円	1,010 円	400 円	350 円
〔 4施設共通券 名古屋港水族館 展望室 名古屋海洋博物館 南極観測船ふじ 〕	大人	2,440 円	—	—	2,140 円	1,940 円
	高校生	2,440 円	—	—	1,870 円	1,640 円
	小・中学生	1,210 円	—	—	930 円	820 円
	幼児 (4歳以上)	500 円	—	—	400 円	350 円

備考 年間券（家族購入）とは、小・中学生及び幼児（4歳以上）と2親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児（4歳以上）と同時に購入する場合をいう。

(2) 減免制度

個人（1回券）料金に対して

区分		減免額
愛知県内在住の高齢者（65歳以上）		5割
学校行事等	愛知県内高校生	5割
	愛知県内小・中学生	5割
	愛知県内幼稚園児等	6割
	特別支援学校等	全額
身体障害者等（手帳所持者）		全額
夜間入館者		2割

備考

- 特別支援学校等とは、学校教育法により定められた盲学校、聾学校、特別支援学校の児童・生徒又は児童福祉法により定められた児童養護施設の児童です。
- 以下の手帳をお持ちのご本人は、入館料が全額免除となります（等級による対象者の確認のため、手帳の記載事項を拝見することがあります）。
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳・愛護手帳等、被爆者手帳・被爆者健康手帳・被爆者証明書、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）
- 以下の手帳をお持ちの方は、ご本人と介護者1名様の入館料が全額免除となります（等級による対象者の確認のため、手帳の記載事項を拝見することがあります）。
身体障害者手帳1種1・2級/3・4級、2種1・2級、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）1・2級、療育手帳・愛護手帳等全ての等級
- 夜間とは、夜間延長営業時、午後5時以降に入館する場合の入館料をいう。

2025 港湾料率表資料提供者名簿

料率の種類	会社名又は団体名	郵便番号	住 所	連 絡 先
水先料	伊勢三河湾水先区水先人会 合同事務所	455-0032	愛知県名古屋市中区入船二丁目4番6号 名港ビルディング17階	052-304-8311
エスコートボート 使用料	上野マリタイム・ジャパン株式 会社 中部センター	510-0011	三重県四日市市霞二丁目1番 四日市港ポートビル4F	059-361-1033
船舶関係電話料	株式会社ドコモCS 衛星営業部 営業推進担当	100-6106	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー6F	03-6457-9978
	ドコモ ワイドスターコールセンター	100-6150	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー6F	0120-616-360
臨時通船料・船舶 廃棄物収集料	株式会社平成船舶商事	455-0055	愛知県名古屋市中区品川町一丁目51番地	052-653-1505
臨時通船料	有限会社知多ボートサービス.	455-0037	愛知県名古屋市中区名港二丁目8番10号	052-653-0127
綱取放・通船給水	株式会社ナゴヤシップサービス	455-0033	愛知県名古屋市中区港町1番9号	052-651-7401
飛島公共交通バス	飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 (飛島村役場総務部企画課)	490-1436	愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地	0567-97-3462
綱取放・給水料	ACマリン株式会社 業務部代理店課	478-0046	愛知県知多市北浜町25番地	0562-88-3172
給水料	AKKマリンサービス株式会社 知多事業所	478-0045	愛知県知多市南浜町11番地 出光興産(株)愛知事業所内	0562-74-7588
綱取放料	知多棧橋管理株式会社 業務運営グループ	478-0045	愛知県知多市南浜町27番地の1	0562-55-0585
私設岸壁使用料	東陽倉庫株式会社 国際営業本部	455-0032	愛知県名古屋市中区入船一丁目2番10号	052-652-2111
	名港海運株式会社 国内物流部	455-8650	愛知県名古屋市中区入船二丁目4番6号	052-661-8132
	伊勢湾海運株式会社 鉄鋼課	455-0032	愛知県名古屋市中区入船一丁目7番40号	052-661-5191
	日本通運株式会社 名古屋フォワーディング支店 事業推進部	450-0003	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号 名古屋三井物産ビル6階	052-561-2213
	日清オイリオグループ株式会社 名古屋工場物流サイログループ (サイロ)	455-0028	愛知県名古屋市中区潮見町37番地15	052-611-4111
	株式会社フジトランスコーポ レーション 船舶運航管理部 運航調整課	455-0028	愛知県名古屋市中区潮見町37-75	052-614-5630
	日藤海運株式会社 営業部	231-0062	神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8 日石横浜ビル27F	045-641-8155
	株式会社上組名古屋支店 管理部	455-0032	愛知県名古屋市中区入船一丁目2番12号	052-652-8881
	朽木合同輸送株式会社	455-0847	愛知県名古屋市中区空見町31番地	052-398-1201
	名古屋港鉄鋼埠頭株式会社 業務部営業課	455-0847	愛知県名古屋市中区空見町36番地	052-398-1181
	岡谷鋼機株式会社 空見埠頭倉庫	455-0847	愛知県名古屋市中区空見町27番地	052-398-1151
	神鋼物流株式会社 名古屋物流センター	490-1445	愛知県海部郡飛島村金岡7番	0567-55-1556

料率の種類	会社名又は団体名	郵便番号	住 所	連 絡 先
私設岸壁使用料	王子物流株式会社 名古屋支店飛島分室	490-1446	愛知県海部郡飛島村東浜一丁目5-10	0567-55-1541
	東レ株式会社 東海工場総務課	476-8567	愛知県東海市新宝町31番地	052-689-1503
	トヨタ自動車株式会社 名港センター車両物流部	476-0005	愛知県東海市新宝町33-3	052-604-2255
	全農サイロ株式会社東海支店 営業部	478-0046	愛知県知多市北浜町16番地	0562-32-5207
	知多埠頭株式会社 物流営業部	478-0046	愛知県知多市北浜町24番地の66	0562-54-0035
	J F E 物流株式会社 名古屋物流センター	476-0005	愛知県東海市新宝町29番地	052-603-3321
	豊田スチールセンター株式会社 営業部	476-8533	愛知県東海市新宝町33番地の4	052-601-5412
	東洋グレーンターミナル 株式会社 営業部	478-0046	愛知県知多市北浜町14番地の9	0562-32-5371
	日清サイロ株式会社 知多事業所	478-8501	愛知県知多市北浜町12番地	0562-32-4135
	東晃鋼業株式会社	490-1445	愛知県海部郡飛島村金岡12番地	0567-55-1128
	由良海運株式会社 総務部庶務課	455-0037	愛知県名古屋市港区名港二丁目5番6号	052-661-2756
	阪和流通センター名古屋 株式会社	490-1445	愛知県海部郡飛島村金岡13番地	0567-55-2691
船積貨物警備料 港湾運送料	名古屋港運協会	455-0037	愛知県名古屋市港区名港二丁目3番22号 名古屋港福利厚生会館1階	052-661-9771
検量・検査・鑑定・ 分析料	一般社団法人日本海事検定協会	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目4番23号	052-653-1404
検量料	一般財団法人日本穀物検定協会 中部支部検査課	455-0032	愛知県名古屋市港区入船一丁目3番33号	052-651-0151
検数料	一般社団法人全日検 名古屋支部 業務課	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目4番6号 名港ビルディング13階	052-387-7990
	一般社団法人日本貨物検数協会 名古屋支部業務課	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目4番6号 名港ビルディング14階	052-661-6184
輸出貨物船積料	名古屋海運貨物取扱業会	455-0033	愛知県名古屋市港区港町1番11号 名古屋港湾会館4階	052-651-4118
給水料・大型機械 荷役料金	名古屋埠頭株式会社	455-0844	愛知県名古屋市港区潮風町無番地	052-381-1571
飛島ふ頭北・南コ ンテナターミナル 使用料金	名古屋港埠頭株式会社	455-0847	愛知県名古屋市港区空見町40番地	052-398-1063
海上起重機船使 用料	深田サルベージ建設株式会社 名古屋支店	455-0037	愛知県名古屋市港区名港一丁目20番6号 大昂築地センタービル4階	052-661-9416
荷役機械賃貸料	中部資材株式会社 稲永サービスセンター	455-0844	愛知県名古屋市港区潮風町1番地3	052-381-8133
くん蒸作業料	中部資材株式会社 燻蒸部	490-1447	愛知県海部郡飛島村西浜28番	0567-55-1290
船舶消毒作業料	中部環境サービス株式会社	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目2番28号	052-652-6278
ひき船使用料	名古屋港タグ事業協同組合 (名古屋港タグセンター)	455-0032	愛知県名古屋市港区入船一丁目7番28号 シーガルビル3階	052-659-3939
	三洋海事株式会社 名古屋支店	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目4番6号 名港ビル9階	052-652-6721

料率の種類	会社名又は団体名	郵便番号	住 所	連 絡 先
ひき船使用料	名古屋汽船株式会社 営業運航部	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目2番28号 第2名港ビル5階	052-653-6621
	グリーン海事株式会社	455-0032	愛知県名古屋市港区浜二丁目4番6号 築港ビルディング12階	052-654-2245
	日本栄船株式会社 名古屋支店	455-0036	愛知県名古屋市港区浜二丁目3番5号 築港ビルディング2階	052-652-1035
	ケイライン ボートサービス 株式会社	455-0037	愛知県名古屋市港区名港二丁目9番27号 ボートプラザビル5階	052-659-2711
普通倉庫保管・ 荷役料	東海倉庫協会	460-0008	愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル	052-232-2277
冷蔵倉庫保管・ 荷役料	愛知県冷蔵倉庫協会	460-0008	愛知県名古屋市中区栄三丁目31番21号 伊東屋ビル6階	052-241-7590
水面木材倉庫保 管料	名古屋港木材倉庫株式会社 西部木材港事務所	490-1447	愛知県海部郡飛島村西浜8番地	0567-55-1281
	中部木材倉庫株式会社 営業部	455-0036	愛知県名古屋市港区浜二丁目3番1号	052-661-8181
一般貨物自動車 運送事業の運賃・ 国際大形海上コ ンテナ運送料金	一般社団法人愛知県 トラック協会 業務部業務課	467-0856	愛知県名古屋市瑞穂区新開町12番6号	052-746-4863
福利厚生施設	公益財団法人 名古屋港湾福利厚生協会	455-0037	愛知県名古屋市港区名港二丁目3番22号 名古屋港福利厚生会館1階	052-651-8181